

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月30日

【中間会計期間】 2014年度中（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 酒 井 嘉 彦

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」又は「UBS」とはユービーエス・エイ・ジーを、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「グループ」とはUBSグループを指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成26年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買取相場の仲値(1スイス・フラン=113.27円及び1米ドル=104.13円)により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBSグループ(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2014年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
営業収益合計	14,405 (16,317)	15,164 (17,176)	12,925 (14,640)	27,732 (31,412)	25,423 (28,797)
営業費用合計	11,794 (13,359)	12,697 (14,382)	10,356 (11,730)	24,461 (27,707)	27,216 (30,828)
継続事業からの税引前利益/(損失)	2,611 (2,957)	2,467 (2,794)	2,569 (2,910)	3,272 (3,706)	-1,794 (-2,032)
UBS株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,846 (2,091)	1,678 (1,901)	1,558 (1,765)	3,172 (3,593)	-2,480 (-2,809)
資産合計	982,605 (1,112,997)	1,129,071 (1,278,899)	1,410,233 (1,597,371)	1,009,860 (1,143,868)	1,259,797 (1,426,972)
UBS株主に帰属する持分	49,532 (56,105)	47,073 (53,320)	50,503 (57,205)	48,002 (54,372)	45,949 (52,046)
利益剰余金	26,322 (29,815)	22,975 (26,024)	25,335 (28,697)	24,475 (27,723)	21,297 (24,123)
資本金	384 (435)	384 (435)	383 (434)	384 (435)	384 (435)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))(注1)	0.48 (54)	0.44 (50)	0.41 (46)	0.83 (94)	-0.66 (-75)
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	18.2	16.2	-	18.5	15.3
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、完全適用ベース)(注2)	13.5	11.2	-	12.8	9.8
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)	23.9	20.6	-	22.2	18.9
総自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注2)	18.1	13.5	-	15.4	11.4
リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース)(注2)	229,908 (260,417)	242,626 (274,822)	- (-)	228,557 (258,887)	261,800 (296,541)

リスク加重資産 (完全適用ベース)(注2)	226,736 (256,824)	239,182 (270,921)	- (-)	225,153 (255,031)	258,113 (292,365)
営業活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	5,791 (6,559)	31,857 (36,084)	95,686 (108,384)	54,325 (61,534)	67,160 (76,072)
投資活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	5,308 (6,012)	1,894 (2,145)	-7,533 (-8,533)	5,457 (6,181)	-14,879 (-16,853)
財務活動による正味キャッシュ・ フロー収入/(支出)	-5,559 (-6,297)	-21,412 (-24,253)	-23,735 (-26,885)	-47,555 (-53,866)	-38,110 (-43,167)
現金及び現金同等物期末残高	113,972 (129,096)	113,159 (128,175)	151,583 (171,698)	108,632 (123,047)	99,108 (112,260)
従業員数(人)(正社員相当)	60,087	60,754	63,520	60,205	62,628

(注1) 各年の6月30日に終了する期間については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記9参照。

(注2) スイスのシステミックな関係にある銀行(SRB)に適用あるパーゼルの枠組みに基づいている。2012年12月31日の数値はプロ・フォーマベースである。

(2) UBS AG(親銀行)(スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位:百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2014年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
営業利益/(損失)	2,326 (2,635)	2,647 (2,998)	3,407 (3,859)	3,877 (4,391)	3,470 (3,930)
特別項目及び 税引前利益/(損失)	1,618 (1,833)	1,337 (1,514)	2,923 (3,311)	1,365 (1,546)	-3,016 (-3,416)
当期純利益/(損失)	2,008 (2,274)	1,631 (1,847)	3,655 (4,140)	2,753 (3,118)	-6,645 (-7,527)
営業収益	9,246 (10,473)	9,443 (10,696)	9,429 (10,680)	17,074 (19,340)	17,374 (19,680)
資産合計	727,473 (824,009)	739,946 (838,137)	876,564 (992,884)	715,917 (810,919)	775,687 (878,621)
株主に帰属する持分	36,528 (41,375)	34,283 (38,832)	43,469 (49,237)	35,437 (40,139)	33,176 (37,578)
資本金	384 (435)	384 (435)	383 (434)	384 (435)	384 (435)

2【事業の内容】

平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

従業員数(2014年6月30日現在の正社員相当)

	(人)
ウェルス・マネジメント	16,681
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,348
リテール&コーポレート	9,164
グローバル・アセット・マネジメント	3,752
インベストメント・バンク	11,763
コーポレート・センター	2,379
<hr/> UBSグループ	<hr/> 60,087

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

ウェルス・マネジメント

2014年第2四半期の税引前利益は、第1四半期から2億6,400万スイス・フラン減少し、3億5,500万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2億6,600万スイス・フラン減少し、3億9,300万スイス・フランであった。これは主として訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金が8,600万スイス・フランから2億9,100万スイス・フランに増加したことによるものであった。さらに、営業収益は、2,200万スイス・フラン減少した。これは主に、取引ベース収益が減少したことによるものであったが、経常収益の増加により一部相殺された。運用資産の粗利益率は、3ベース・ポイント減少し、84ベース・ポイントであった。新規純資金は、前四半期の109億スイス・フランに対し、107億スイス・フランであった。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、2,200万スイス・フラン減少し、19億2,100万スイス・フランであった。これは主に取引ベース収益が減少したことによるものであったが、経常受取報酬純額及び受取利息純額の増加により一部相殺された。

受取利息純額は、主に、全ての地域におけるロンバード貸出からの受取利息純額の増加及びグループ財務部門からの収益配分額の増加により、2,200万スイス・フラン増加し、5億1,800万スイス・フランであった。

経常受取報酬純額は、2,500万スイス・フラン増加し、9億2,200万スイス・フランであった。これはマンドレート・セールスを伸ばすための取り組み及び運用資産ベースの増加によるプラスの影響を反映しているが、クロスボーダー顧客からの継続的な資産流出による粗利益率へのマイナスの影響により一部相殺された。

取引ベース収益は、主として外国為替関連収益及び投資信託からの収入の減少により、全ての地域で減少したため、7,000万スイス・フラン減少し、4億7,200万スイス・フランであった。

その他の収益は、200万スイス・フラン減少し、700万スイス・フランであった。

第2四半期の正味貸倒引当金戻入額は、前四半期の一般貸倒引当金がゼロ計上であったのに対し、300万スイス・フランの戻入となったため、200万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、2億4,100万スイス・フラン増加し、15億6,600万スイス・フランであった。事業再編費用3,800万スイス・フラン（前四半期は4,000万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、2億4,300万スイス・フラン増加して15億2,800万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金が2億500万スイス・フラン増加したこと及びマーケティング費用が増加したことによるものであった。

人件費は、2,300万スイス・フラン減少し、8億2,400万スイス・フランであった。事業再編費用900万スイス・フラン（前四半期は2,500万スイス・フラン）に関する調整後の人件費は、700万スイス・フラン減少して8億1,500万スイス・フランであった。これは主に、変動報酬費用の減少によるものであったが、大部分は、年間給与の増加、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項である従業員の雇用並びにコーポレート・センターの共通業務に関する費用の増加に起因する費用の増加によって相殺された。

一般管理費は、2億6,400万スイス・フラン増加して6億7,600万スイス・フランであった。事業再編費用2,900万スイス・フラン（前四半期は1,400万スイス・フラン）に関する調整後の一般管理費は、主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の2億500万スイス・フランの増加及びマーケティング費用の増加により、2億4,900万スイス・フラン増加し、6億4,700万スイス・フランであった。

他の事業部門からの業務提供に係る正味費用請求額は、主にリテール&コーポレート部門からの費用請求額の減少により、400万スイス・フラン減少し、1,300万スイス・フランであった。

有形固定資産の減価償却費及び減損費用は、400万スイス・フラン増加し、5,200万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の68.2%に対し、81.6%に上昇した。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、主に前述の訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加及び収益の低下により、66.1%から79.6%に上昇した。調整後の費用対収益比率は、当部門の現在の目標範囲である60%から70%を上回った。

新規純資金

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の4.9%に対し、第2四半期は4.8%であり、3%から5%の目標範囲の上限であった。新規純資金は、アジア太平洋地域、スイス及び新興市場の純資金流入により、107億スイス・フランであった。ヨーロッパでは、継続的なクロスボーダー資産流出により、純資金流出が記録されたが、国内市場の純資金流入により一部相殺された。グローバル・ベースでは、超富裕層顧客からの新規純資金は、前四半期の74億スイス・フランに対し、96億スイス・フランであった。

運用資産

2014年6月30日現在の運用資産は、180億スイス・フランの市場でのプラスの業績、110億スイス・フランの新規純資金流入及び10億スイス・フランの為替差益により290億スイス・フラン増加し、9,280億スイス・フランであった。

運用資産の粗利益率

粗利益率は、収益の1%低下及び平均運用資産の2%上昇により、3ベシス・ポイント低下し、84ベシス・ポイントであった。粗利益率は、95ベシス・ポイントから105ベシス・ポイントの目標範囲を引き続き下回った。

従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2014年3月31日現在の16,642名に対し、2014年6月30日現在では16,681名であった。これは、顧客アドバイザー及び非顧客対応人員の両方が増加したためである。顧客アドバイザーの数は、主にアジア太平洋地域における増加により25名増加し、4,245名であったが、ヨーロッパにおける減少により一部相殺された。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

税引前利益は、2億4,700万スイス・フラン減少し、9億7,400万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2013年上半期にはスイス-英国間の租税条約に関する費用1億400万スイス・フランが含まれていたのに対し、2014年上半期は、主として訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金が2,300万スイス・フランから3億7,700万スイス・フランに増加したことにより、2億4,400万スイス・フラン減少し、10億5,200万スイス・フランであった。

営業収益合計は、2013年上半期には貸倒引当金繰入額が含まれていたのに対し、2014年上半期は、主に取引ベース収益の減少並びに受取利息純額及びその他の収益の減少が経常受取報酬純額の増加及び貸倒引当金戻入額によってほぼ全て相殺されたことにより、38億6,500万スイス・フランと概ね横ばいであった。

受取利息純額は、主として顧客預金からの受取利息純額の減少、グループ財務部門からの収益配分額の減少及びグループ財務部門が中心的に運用する担保権の設定されていない優良な流動資産の複数通貨ポートフォリオに関する費用の増加により、1,800万スイス・フラン減少し、10億1,300万スイス・フランであった。かかる減少は、ロンバード貸出及び抵当貸付からの受取利息純額の増加により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、主として料金設定措置、運用資産の増加及びマニデート・セールスを伸ばすための取り組みのプラスの影響により、5,400万スイス・フラン増加し、18億1,900万スイス・フランであった。か

かる増加は、クロスボーダー顧客からの継続的な資産流出による粗利益率への影響及び2013年度中の投資運用委託契約にかかる再々保険不要商品への流入による収益の減少により一部相殺された。

取引ベース収益は、4,500万スイス・フラン減少し、10億1,400万スイス・フランであった。取引ベース収益は、好調であった2013年上半期に比べ、主に外国為替及び貴金属トレーディング収益の減少により減少したが、仕組商品に関連する収益の増加により一部相殺された。

その他の収益は、主にその他の業務の収益の減少により、700万スイス・フラン減少し、1,600万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2億4,500万スイス・フラン増加し、28億9,100万スイス・フランであった。事業再編費用7,800万スイス・フラン（前年上半期は7,500万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、2013年上半期にはスイス - 英国間の租税条約に関する費用1億400万スイス・フランが含まれていたのに対し、2014年上半期は、主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金が3億5,400万スイス・フラン増加し3億7,700万スイス・フランとなったことにより、2億4,200万スイス・フラン増加して28億1,300万スイス・フランであった。2014年上半期のコーポレート・センターの共通業務に関する費用の配分の変更により、人件費及び一般管理費の増加、並びに、程度は下回るものの、総額約2,000万スイス・フランの有形固定資産の減価償却費及び減損の影響があったが、その他の事業部門からの正味費用請求額の減少によって一部相殺された。

人件費は、3,300万スイス・フラン減少し、16億7,100万スイス・フランであった。事業再編費用3,400万スイス・フラン（前年上半期は4,400万スイス・フラン）に関する調整後の人件費は、2,300万スイス・フラン減少して16億3,700万スイス・フランであった。かかる減少は、主として年金関連費用の減少及びコーポレート・センターからの従業員関連の請求額の減少に起因したが、主に外部委託への取り組みを受けた情報技術に関連するものであった。かかる減少は、年間給与の増加、当行の戦略的優先事項及び規制上の優先事項である従業員の雇用並びに上述のコーポレート・センターの共通業務に関する費用の配分の変更により一部相殺された。

一般管理費は、2億8,100万スイス・フラン増加し、10億8,800万スイス・フランであった。事業再編費用4,200万スイス・フラン（前年上半期は2,800万スイス・フラン）に関する調整後の一般管理費は、2013年上半期にはスイス - 英国間の租税条約に関する費用1億400万スイス・フランが含まれていたのに対し、2014年上半期は、主に上述の訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金が3億5,400万スイス・フラン増加したことにより、2億6,700万スイス・フラン増加し、10億4,600万スイス・フランであった。

その他の事業部門からの正味費用請求額は、2014年上半期中の上述のコーポレート・センターの共通業務に関する費用の配分の変更による影響が含まれたが、ウェルス・マネジメントから当行のインベストメント・プロダクツ&サービス事業に関連するインベストメント・バンク及びリテール&コーポレートへの正味費用請求額の減少によって一部相殺され、1,000万スイス・フラン減少し、3,000万スイス・フランであった。

有形固定資産の減価償却費及び減損は、800万スイス・フラン増加し、9,900万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2014年第2四半期の税引前利益は、第1四半期の税引前利益が2億7,200万米ドルを計上したのに対し、2億3,800万米ドルであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2億8,400万米ドルから2億4,600万米ドルに減少した。これは主に営業費用の増加に起因するが、営業収益の増加により一部相殺された。新規純資金流出額は、主に季節的な所得税の支払に伴う顧客による預金の引出しを反映し、前四半期が純資金流入額21億米ドルであったのに対し、25億米ドルであった。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、18億6,500万米ドルから18億9,800万米ドルに増加した。これは、運用勘定の手数料の継続的な増加及び受取利息純額の増加が、取引ベース収益の減少及び貸倒引当金繰入額の計上（前四半期は貸倒引当金戻入額の計上）によって一部相殺されたことによるものである。

受取利息純額は、銀行業務及び貸付業務の預け金の継続的な増加により、1,100万米ドル増加し、2億6,100万米ドルであった。抵当貸付ポートフォリオ及び証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は、前四半期からそれぞれ5%及び4%増加した。

経常受取報酬純額は、主に前四半期末の、増加した運用資産水準に基づき算定された運用勘定の手数料が7%増加したことにより、4,400万米ドル増加し、11億6,300万米ドルであった。

取引ベース収益は、主に米国地方債のトレーディング収益の減少により、800万米ドル減少し、4億6,400万米ドルであった。

その他の収益は、第2四半期に保険金の償還400万米ドルが含まれていたため、600万米ドル増加し、1,200万米ドルであった。

正味貸倒引当金繰入額は、前四半期の正味貸倒引当金戻入額1,900万米ドルに対し、200万米ドルであった。前四半期には、単一の顧客に対する貸倒引当金の全額戻入れ並びにプエルトリコ地方債及び関連ファンドによって担保された証券担保貸付枠の貸倒引当金の戻入が含まれている。

営業費用

営業費用合計は、6,600万米ドル増加し、16億6,000万米ドルであった。第2四半期には、事業再編費用800万米ドル（前四半期は1,200万米ドル）が含まれた。かかる費用調整後の営業費用は、7,000万米ドル増加し、16億5,200万米ドルであった。

調整後ベースで、人件費は、ファイナンシャル・アドバイザーの報酬が補償関連の収益の増加に伴って増加したため、4,600万米ドル増加し、13億300万米ドルであった。採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与した報酬コミットメントに関する費用は、400万米ドル増加し、1億8,400万米ドルであった。ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金は、3,200万米ドル減少し、29億8,500万米ドルであった。

事業再編費用調整後の一般管理費は、主にコーポレート・センターの共通業務に関する費用の増加及び弁護士費用の増加により、2,200万米ドル増加し、2億9,800万米ドルであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の86.3%に対し、87.4%であった。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、主に一般管理費の増加により、前四半期の85.7%に対し、第2四半期は86.9%で、80%から90%の当部門の現在の目標範囲内に留まった。

新規純資金

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期のプラス0.9%に対し、第2四半期はマイナス1.0%で、2%から4%の目標範囲を下回った。新規純資金流出額は、前四半期の21億米ドルの純資金流入額に対し、第2四半期は25億米ドルであった。第2四半期は、前四半期の純資金流入に対し1年超UBSに雇用されているファイナンシャル・アドバイザーに関する純資金流出を反映しているが、これは主に第2四半期における季節的な所得税の支払に伴う顧客による預金の引出し（約25億米ドル）によるものである。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金は、前四半期の76億米ドルに対し、第2四半期は32億米ドルであった。

運用資産

運用資産は、25億米ドルの新規純資金流出によって一部相殺されたものの、330億米ドルの市場でのプラスの業績を反映して300億米ドル増加し、1兆170億米ドルであった。運用勘定の資産は、160億米ドル増加し、3,360億米ドルとなり、2014年6月30日現在、運用勘定の資産が運用資産合計に占める割合は、2014年3月31日現在の32%に対し、33%であった。

運用資産の粗利益率

運用資産の粗利益率は、第1四半期から横ばいの76ベース・ポイントで、75ベース・ポイントから85ベース・ポイントの当部門の目標範囲の下限であった。経常収益の粗利益率は、1ベース・ポイント上昇し、経常外収益の粗利益率は、1ベース・ポイント低下した。

従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

2014年6月30日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの従業員数は、2014年3月31日現在から8名減の16,348名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの数は、6名増加し、7,119名であり、ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員数は、14名減少し、9,229名であった。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

2014年上半期の税引前利益は、費用の増加に伴い一部相殺されたものの、主に営業収益の増加により、前年同期の4億5,500万米ドルから5,500万米ドル増加し、5億1,000万米ドルであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、5,400万米ドル増加し、5億3,000万米ドルであった。

営業収益合計は、主に運用資産水準の上昇に関連する運用勘定の手数料が増加したことによる経常受取報酬純額の増加（3億500万米ドル）及び受取利息純額の増加により、2億8,800万米ドル増加し、37億6,400万米ドルであった。取引ベース収益は、主に株式商品の手数料が減少したことにより、1億100万米ドル減少し、9億3,600万米ドルであった。

営業費用は、2億3,400万米ドル増加し、32億5,400万米ドルであった。2014年上半期には、事業再編費用2,000万米ドル（前年は2,100万米ドル）が含まれた。事業再編費用に関する調整後の営業費用は、2億3,500万米ドル増加し、32億3,400万米ドルであった。人件費は、主に補償関連の収益の増加に関連してファイナンシャル・アドバイザーの報酬が9,800万米ドル増加したことにより、1億1,700万米ドル増加し、25億6,000万米ドルであった。採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与した報酬コミットメントに関する費用は、2,200万米ドル増加し、3億6,400万米ドルであった。給与及びその他の人件費は、300万米ドル減少し、7億4,600万米ドルであった。

事業再編費用に関する調整後の一般管理費は、主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の7,500万米ドルの増加及びコーポレート・センターの共通業務に係る費用の増加により、1億1,600万米ドル増加し、5億7,400万米ドルであった。

リテール&コーポレート

2014年第2四半期の税引前利益は、第1四半期の3億8,600万スイス・フランに対し、3億5,400万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、3,400万スイス・フラン減少して3億6,700万スイス・フランであった。これは主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金3,700万スイス・フランの増加によるものであったが、営業収益の微増により一部相殺された。当社のリテール業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、前四半期の4.3%に対し、2.5%であった。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、600万スイス・フラン増加して、9億3,800万スイス・フランであった。これは主に受取利息純額及び取引ベース収益の増加によるものであったが、前四半期の貸倒引当金の戻入に対して当四半期は貸倒引当金の繰入であったため一部相殺された。

受取利息純額は、1,800万スイス・フラン増加して、5億4,100万スイス・フランであった。これはグループ財務部門から配分された収益の増加並びに融資商品及び預金商品の両方の受取利息純額の増加を反映したものであった。預金マージンは選択的な料金調整により増加したが、継続する低金利環境が当行の複製ポートフォリオに及ぼした悪影響により一部相殺された。貸出マージンは若干改善した。平均顧客預金残高及び貸出金残高はほぼ横ばいであった。

経常受取報酬純額は、主に資産以外をベースとする商品からの収益の減少を反映し、600万スイス・フラン減少して1億3,800万スイス・フランであった。

取引ベース収益は、主にクレジットカード取引の収益の増加及び財務部門から配分された収益の増加により、1,300万スイス・フラン増加し、2億4,700万スイス・フランであった。

その他の収益は微増で、2,000万スイス・フランであった。

貸倒引当金は、前四半期の正味貸倒引当金1,200万スイス・フランの戻入に対し、正味貸倒引当金800万スイス・フランの繰入であった。第2四半期は、前四半期の200万スイス・フランの戻入に対し、正味個別貸倒引当金に関連する800万スイス・フランの貸倒損失を含んでいた。さらに、第1四半期は一般貸倒引当金

において1,000万スイス・フランの戻入を含んでいた。2014年6月30日現在の一般貸倒引当金残高は横ばいで、500万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、3,700万スイス・フラン増加し、5億8,400万スイス・フランであった。事業再編費用（前四半期の1,500万スイス・フランに対し、当四半期は1,300万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、3,900万スイス・フラン増加し、5億7,100万スイス・フランであった。

人件費は、1,100万スイス・フラン減少し、3億4,200万スイス・フランであった。事業再編費用（第1四半期の1,000万スイス・フランに対し、第2四半期は600万スイス・フラン）に関する調整後の人件費は、主に取得されなかった休暇に係る見越計上額の減少により、700万スイス・フラン減少し、3億3,600万スイス・フランであった。

一般管理費は、前四半期の1億9,200万スイス・フランに対し、第2四半期は2億3,400万スイス・フランへと増加した。これは主として、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金3,700万スイス・フランの増加及び専門家報酬の増加によるものであったが、マーケティング費用の減少（見込計上の1回限りの戻入を含む。）により一部相殺された。他の事業部門に対する業務提供に係る正味費用請求額は、主にウェルス・マネジメント部門に対する請求額の減少を反映し、400万スイス・フラン減少して2,700万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、59.4%から61.8%に増加した。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、費用の増加が収益の増加により一部しか相殺されなかったことを反映し、前四半期の57.8%から60.4%に増加し、50%から60%の目標範囲を上回った。

純利息マージン

純利息マージンは、平均貸出金残高の微増に係る受取利息純額の増加を反映し、5ベース・ポイント増加して158ベース・ポイントで、140ベース・ポイントから180ベース・ポイントの目標範囲内に収まった。

リテール業務の新規純業務取扱高増加率

当行のリテール業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、前四半期の4.3%に対し、2.5%で、1%から4%の目標範囲内であった。

リテール業務において、新規純顧客資産と、それより程度は下回るものの新規ローンによる純資金は、両方ともプラスであった。ローンの微増は、選択的に優良な貸出業務を増加させる当行の戦略を反映したものであった。

従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の従業員数は、2014年3月31日現在の9,240名に対し、継続的なコスト削減プログラムに関連した削減を含めて76名減少し、2014年6月30日現在は9,164名であった。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

税引前利益は、1,600万スイス・フラン増加し、7億4,000万スイス・フランであった。事業再編費用（2014年上半期は2,700万スイス・フラン及び2013年上半期は2,800万スイス・フラン）に関する調整後の税引前利益は、主に営業費用の減少及び営業収益の微増を反映し、1,500万スイス・フラン増加して7億6,700万スイス・フランであった。

営業収益合計は、300万スイス・フラン増加し、18億7,000万スイス・フランであった。受取利息純額は、継続する低金利環境が当行の複製ポートフォリオに引き続き悪影響を与えたため、選択的な料金調整にもかかわらず預金マージンが低下したことを反映し、900万スイス・フラン減少して10億6,300万スイス・フランであった。この減少は、平均顧客預金残高の増加による収益の増加によって一部相殺された。貸出マージンは2014年上半期において改善したが、平均貸出金残高はおおむね横ばいであった。さらに、グループ財務部

門から配分された受取利息は増加した。経常受取報酬純額は、2014年上半期における取引ベース収益からリテール・バンク口座に関する一定の手数料への2,800万スイス・フランの振替により、2,700万スイス・フラン増加し、2億8,300万スイス・フランであった。取引ベース収益は、主に上記の収益の振替及びグループ財務部門から配分された収益の減少を反映し、3,500万スイス・フラン減少して4億8,100万スイス・フランであった。その他の収益は、主として当行のSIXグループへの加入に関する収益の増加により、1,300万スイス・フラン増加し、3,900万スイス・フランであった。

貸倒引当金は、2013年上半期の正味貸倒引当金300万スイス・フランの繰入に対し、当四半期は正味貸倒引当金400万スイス・フランの戻入を計上した。2014年上半期には、主に法人顧客に関連して、正味個別貸倒引当金600万スイス・フランが計上された（前年度は5,800万スイス・フラン）。さらに、2014年上半期には、一般貸倒引当金1,000万スイス・フランの戻入が計上された（前年同期は5,500万スイス・フランの戻入）。

営業費用は、1,300万スイス・フラン減少し、11億3,000万スイス・フランであった。事業再編費用（2014年上半期は2,700万スイス・フラン及び2013年上半期は2,800万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、1,200万スイス・フラン減少して11億300万スイス・フランであった。これは、当行の継続中のコスト削減プログラムの影響及び見込計上の1回限りの戻入を反映したものであったが、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金4,900万スイス・フランの増加により一部相殺された。2014年上半期におけるコーポレート・センターの共通業務費用の配分の変更は、人件費、一般管理費並びにこれらより程度は低いものの有形固定資産の減価償却費及び減損を合計約2,000万スイス・フラン削減する効果をもたらしたが、その他の事業部門に対する正味費用請求額の減少により相殺された。

人件費は、5,100万スイス・フラン減少し、6億9,500万スイス・フランであった。事業再編費用（2013年上半期の900万スイス・フランに対し、2014年上半期は1,500万スイス・フラン）に関する調整後の人件費は、外部委託の推進（これにより人件費は削減され、一般管理費は増加した。）を一部反映し、5,700万スイス・フラン減少し、6億8,000万スイス・フランであった。さらに、人件費は、上記の2014年上半期におけるコーポレート・センターの共通業務費用の配分の変更だけでなく変動報酬の減少によって減少した。

一般管理費は、主に上記の訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加及び上記の外部委託の推進により、2,500万スイス・フラン増加して4億2,600万スイス・フランであった。これは、上記のコーポレート・センターの共通業務費用の配分の変更だけでなく、マーケティング費用の減少（見込計上の1回限りの戻入を含む。）及び不動産関連費用の減少により、一部相殺された。

その他の事業部門に対する正味費用請求額は、主として上記のコーポレート・センターの共通業務費用の配分の変更により、1,500万スイス・フラン減少して5,800万スイス・フランであった。

グローバル・アセット・マネジメント

税引前利益は、2014年第1四半期の1億2,200万スイス・フランに対し、2014年第2四半期は1億500万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、第1四半期の1億2,600万スイス・フランに対し、第2四半期は1億700万スイス・フランであった。これは主として単一の事件に関連する訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金3,300万スイス・フランによるものであったが、営業収益の増加により一部相殺された。マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、前四半期の130億スイス・フランに対し、116億スイス・フランであった。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、前四半期の4億5,100万スイス・フランに対し、4億6,500万スイス・フランであった。運用手数料純額は、主に従来型運用業務及びグローバル不動産において増加したため、2,300万スイス・フラン増となった。実績報酬は、主としてオコナー及びA&Qだけでなく従来型運用業務において減少したため、900万スイス・フラン減となった。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の3億2,900万スイス・フランに対し、第2四半期は3億5,900万スイス・フランであった。事業再編費用（前四半期の400万スイス・フランに対し、第2四半期は200万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、主として単一の事件に関連する訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金3,300万スイス・フランにより、3,200万スイス・フラン増であった。

人件費は、前四半期の2億800万スイス・フランに対し、2億900万スイス・フランであった。事業再編費用（第2四半期は100万スイス・フラン及び第1四半期は300万スイス・フラン）に関する調整後の人件費は、300万スイス・フラン増であった。

一般管理費は、前四半期の1億1,400万スイス・フランに対し、1億4,100万スイス・フランであった。事業再編費用（第2四半期は200万スイス・フラン及び第1四半期は100万スイス・フラン）に関する調整後の一般管理費は、2,600万スイス・フラン増であった。この増加は、専門家報酬の増加だけでなく、上記の訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金によるものであった。第1四半期の一般管理費には、ファンドの清算に関連する和解の可能性のために計上された引当金1,400万スイス・フランが含まれていた。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の72.9%に対し、77.2%であった。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、主として上記の引当金により、前四半期の72.1%に対して76.8%となり、60%から70%の目標範囲を上回った。

新規純資金

年換算の新規純資金増加率は、マネー・マーケット・フローを除くと、前四半期の10.0%に対し、8.7%で、3%から5%の目標範囲を上回った。

マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、前四半期の130億スイス・フランに対し、116億スイス・フランであった。チャンネル別では、第三者からの純流入額は、前四半期の90億スイス・フランに対して、87億スイス・フランであった。これは、大部分は株式及び債券に流入されたが、主にスイス及びアジア太平洋地域の顧客からの流入であった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流入額は、前四半期の40億スイス・フランに対し、29億スイス・フランであった。これは大部分がオルタナティブ及び債券に流入されたが、主にアジア太平洋地域の顧客からの流入であった。

マネー・マーケットの純流出額は、前四半期の34億スイス・フランに対し、36億スイス・フランであった。チャンネル別では、第三者からの純流出額は、前四半期の7億スイス・フランに対し、4億スイス・フランで、主に南北アメリカの顧客からの流出であった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流出額は、前四半期の27億スイス・フランに対し、32億スイス・フランであった。これらの純流出額には、ウェルス・マネジメント・アメリカズにより継続中の、UBSの銀行事業体における預金口座残高を引き上げるためのイニシアチブの影響が含まれ、その結果、当四半期中、グローバル・アセット・マネジメントが運用するマネー・マーケット・ファンドからの流出額は7億スイス・フランとなった。これに対応するウェルス・マネジメント・アメリカズの預金口座残高の増加は、新規純資金に当たらない。

運用資産

運用資産は、2014年3月31日現在の5,960億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在は6,210億スイス・フランであった。この増加は、市場でのプラスの業績140億スイス・フラン、新規純資産流入額合計80億スイス・フラン及び為替換算のプラスの影響額40億スイス・フランによるものであった。

2014年6月30日現在、運用資産のうち、1,900億スイス・フラン（31%）が指標連動型ストラテジーで、580億スイス・フラン（9%）が短期金融市場資産であった。地域別では、運用資産の33%がスイス、23%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、22%が南北アメリカ、及び22%がアジア太平洋地域の顧客に関するものであった。

運用資産の粗利益率

粗利益率は、前四半期と横ばいで31ベース・ポイントであったが、目標範囲の32ベース・ポイントから38ベース・ポイントをわずかに下回った。

事業分野別業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

従来型運用業務

営業収益は、前四半期の2億6,100万スイス・フランに対し、2億7,000万スイス・フランであった。これは主として運用手数料純額の増加によるものであったが、主に株式部門における実績報酬の減少によって一部相殺された。

粗利益率は20ベース・ポイントで、前四半期と横ばいであった。

マネー・マーケット・フローを除くと、第三者からの新規純資金流入額は81億スイス・フラン及びUBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流入額は16億スイス・フランであり、その結果、純流入額合計は、前四半期の108億スイス・フランに対し、97億スイス・フランとなった。株式部門の純流入額は、前四半期の82億スイス・フランに対し、45億スイス・フランであり、これは大部分が指標連動型戦略に流入された。債券部門の純流入額は、前四半期の11億スイス・フランに対し、48億スイス・フランであった。マルチ・アセット部門の純流入額は、前四半期の15億スイス・フランに対し、4億スイス・フランであった。

運用資産は、2014年3月31日現在の5,170億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在は5,400億スイス・フランであった。運用委託契約の種類別では、運用資産のうち2,200億スイス・フランは株式、1,470億スイス・フランは債券、580億スイス・フランは短期金融商品、1,140億スイス・フランはマルチ・アセット（オコナー及びA&Q、グローバル不動産投資部門又はインフラ及びプライベート・エクイティ投資部門の運用によらないオルタナティブ投資50億スイス・フランを含む。）に関する運用委託契約であった。

オコナー及びA&Q

営業収益は、A&Qのマルチ・マネジャー・ファンド及びオコナーのシングル・マネジャー・ファンドの両方における実績報酬が減少したため、前四半期の6,600万スイス・フランに対し、6,100万スイス・フランであった。2014年6月30日現在、オコナー及びA&Qにおける実績報酬適格資産の80%超がその最高値を上回った（2014年3月31日現在は85%超であった。）。

粗利益率は、実績報酬の減少により、前四半期の93ベース・ポイントに対し、80ベース・ポイントであった。

新規純資金流入額は、前四半期の18億スイス・フランに対し、14億スイス・フランであった。

運用資産は、2014年3月31日現在の300億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在は310億スイス・フランであった。

グローバル不動産投資

営業収益は、主に取引手数料の増加により、前四半期の7,300万スイス・フランに対し、8,000万スイス・フランであった。粗利益率は、前四半期の71ベース・ポイントに対し、79ベース・ポイントであった。新規純資金流入額は、前四半期の4億スイス・フランに対し、6億スイス・フランであった。運用資産は、2014年3月31日現在の400億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在は410億スイス・フランであった。

インフラ及びプライベート・エクイティ

営業収益は、前四半期の900万スイス・フランに対し、1,100万スイス・フランであった。これは、主として実績報酬の増加によるものであったが、運用手数料純額がわずかに減少したことにより一部相殺された。粗利益率は、前四半期の45ベース・ポイントに対し、52ベース・ポイントであった。新規純資金は、前四半期の1億スイス・フランの新規純資金流出額に対し、ゼロ計上であった。2014年6月30日現在の運用資産は、2014年3月31日現在の80億スイス・フランに対し、90億スイス・フランであった。

ファンド・サービス

営業収益は、前四半期の4,200万スイス・フランに対し、4,300万スイス・フランであった。管理資産に対する粗利益率は、前四半期と横ばいで4ベース・ポイントであった。新規管理資産の純流入額は、前四半期の168億スイス・フランに対し、82億スイス・フランであった。管理資産合計は、2014年3月31日現在の4,520億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在は4,700億スイス・フランであった。

従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

グローバル・アセット・マネジメントの従業員数は、2014年3月31日現在の3,730名に対し、2014年6月30日現在は3,752名であった。22名の増加は、従来型及びオルタナティブ業務全体におけるものであった。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

税引前利益は、2013年上半期の3億2,800万スイス・フランに対し、2014年上半期は2億2,800万スイス・フランであった。2013年上半期におけるカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フラン、2014年上半期における600万スイス・フラン及び2013年同期における1,700万スイス・フランの事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2013年上半期の3億1,100万スイス・フランに対し、2014年上半期は、主に営業収益の増加により、2億3,400万スイス・フランであった。

営業収益合計は、2014年上半期に9,000万スイス・フラン減少して9億1,600万スイス・フラン、2013年上半期における上記売却益の調整後は5,600万スイス・フラン減であった。運用手数料純額は、資産構成の変化により、主として従来型運用業務において減少した。実績報酬もまた、主として従来型運用業務において減少したが、オコナー及びA&Qにおいてわずかに増加したことにより一部相殺された。

営業費用合計は、2013年上半期の6億7,900万スイス・フランに対し、6億8,800万スイス・フランであった。上記の事業再編費用に関する調整後の営業費用は、2014年上半期において2,000万スイス・フラン増であった。これは上記の訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金3,300万スイス・フラン及びファンドの清算に関連する和解の可能性のために計上された引当金1,400万スイス・フランによるものであったが、人件費の減少により一部相殺された。

運用実績

主要な株式ストラテジーは、当行の多くのストラテジーがベンチマークを上回ったか又はやや下回ったかのいずれかであったため、第2四半期においては全般的に入り混じった実績となった。当四半期はほかに米国大型株が堅調で、堅調だった2013年をさらに上回った。汎ヨーロッパ株もまた、当四半期は好調で、長期的記録が改善された。汎ヨーロッパを中心としたアルファ・ストラテジーは好調な長期的記録を維持したが、市場において回転が速い時期のセクター及びスタイルのポジショニングにより当四半期の業績はベンチマークを下回った。スイス株は全期間を通じてベンチマークをわずかに下回ったのみであった。

債券ストラテジーは、とりわけグローバル、新興市場及び米国の債券において一部ベンチマークを上回ったものがあるが、当四半期においては入り混じった実績となった。信用志向ストラテジーは、当四半期を通じて信用スプレットの縮小によって引き続き恩恵を受けたが、デュレーションのポジショニングによる貢献は、市場全般における利回りの低下によって薄れた。

グローバル・インベストメント・ソリューション部門においては、主要なマルチアセット・ストラテジーは当四半期においてベンチマークを上回ったが、スイスのバランスは例外で、ベンチマークをわずかに下回った。資産配分及び銘柄選択はプラスに貢献したが、通貨ストラテジーは実績が下がった。収益及び絶対的リターン・ストラテジーは当四半期中、グローバル転換・ストラテジーがそうであったように、ベンチマークを上回った。

オコナー及びA&Qでは、コア・シングル・マネジャー及びマルチ・マネジャー・ファンドが当四半期において大部分において好調であった。

グローバル不動産部門の直接的ストラテジーは、当四半期においておおむねプラスの実績をもたらした。とりわけ英国及び日本のファンドからの絶対的リターンが好調であった。米国の不動産及び農地ストラテジー並びにマルチ・マネジャー・ストラテジーもまた、当四半期においてプラスの絶対的リターンを上げた。スイスの不動産証券ストラテジーはベンチマークに対してわずかにプラスであった。

直接的インフラ・ファンドの実績は、現在の利回り目標に達したが、長期トータル・リターンは依然として目標をわずかに下回った。インフラストラクチャー・ファンド・オブ・ファンズは、当四半期において引き続き目標に達し、プライベート・エクイティ・ファンド・オブ・ファンズは目標を上回った。

ピアグループと比較した運用実績は、UBSの多岐にわたるホールセール・ファンドによって示される通り、全体的に好調であった。とりわけマルチ・アセット及び不動産並びにオルタナティブ・ファンドのランキングは非常好調であったが、エクイティ・ファンドのランキングはやや不調であった。全ての資産クラスを通じてかつ資産加重ベースで、1年間ではファンド・アセットの70%、3年間では79%、5年間では85%が上位2分の1以内に入った。

インベストメント・バンク

税引前利益は、第1四半期の4億2,500万スイス・フランに対し、2014年第2四半期は5億7,900万スイス・フランであった。両四半期の事業再編費用及び第2四半期の売却可能金融投資の一部売却による利得4,300万スイス・フランの調整後、税引前利益は、前四半期の5億4,900万スイス・フランに対し、5億6,300万スイス・フランであった。この増加は主に、コーポレート・クライアント・ソリューションにおける収益の増加が、インベスター・クライアント・サービスにおける収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。完全適用ベースのリスク加重資産（以下、リスク加重資産を「RWA」ともいう。）は、2014年3月31日現在の620億スイス・フランから2014年6月30日現在の680億スイス・フランに増加した。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、コーポレート・クライアント・ソリューションにおける収益の増加が、インベスター・クライアント・サービスにおける収益の減少により一部相殺されたことにより、前四半期の21億9,000万スイス・フランから4%増加し、22億8,400万スイス・フランであった。金融情報サービス会社であるマーケット（Markit）の新規株式公開後、同社について保有していた売却可能金融投資の一部売却による利得4,300万スイス・フランの調整後の営業収益は、21億9,000万スイス・フランから2%増加し、22億4,100万スイス・フランであった。主に、株式資本市場業務及び債券資本市場業務の収益が増加したことにより、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は増加した。インベスター・クライアント・サービスでは、主に、顧客活動水準の低下により、株式部門及び外国為替、金利及びクレジット部門の調整後の収益は共に減少した。米ドル建てでは、調整後の営業収益は3%増加した。前四半期のゼロ計上に対し、第2四半期は正味貸倒引当金繰入額が600万スイス・フラン含まれた。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の17億6,500万スイス・フランに対して3%減少し、17億400万スイス・フランであった。第2四半期の事業再編費用2,700万スイス・フラン（前四半期は1億2,400万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、主に、人件費及び一般管理費の増加により、16億4,100万スイス・フランから2%増加し、16億7,700万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業費用も2%増加した。

人件費は、11億9,100万スイス・フランから11億4,200万スイス・フランに減少した。第2四半期の人件費には事業再編費用600万スイス・フラン（前四半期は8,200万スイス・フラン）が含まれた。調整後ベースでは、人件費は、主に、変動報酬費用の増加が、継続的なコスト削減プログラムの影響により一部相殺されたことにより、11億900万スイス・フランから11億3,600万スイス・フランに増加した。

一般管理費は、4億9,900万スイス・フランからわずかに増加し、5億400万スイス・フランであった。第2四半期の一般管理費には事業再編費用2,100万スイス・フラン（前四半期は3,600万スイス・フラン）が含まれた。調整後ベースでの一般管理費は、主に、訴訟、規制上及びその他の類似の事項に係る引当金の増加1,000万スイス・フラン、並びに、専門家報酬及び交通費及び接待費の増加により、4億6,300万スイス・フランから4億8,300万スイス・フランに増加した。

費用対収益比率

費用対収益比率は、80.6%から74.4%に改善した。調整後ベースでは、費用対収益比率は、74.9%から74.7%に改善し、現在の目標範囲である65%から85%内であった。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、2014年3月31日現在の620億スイス・フランから増加し、2014年6月30日現在では680億スイス・フランで、当部門のRWA限度（700億スイス・フラン）内であった。この増加は、主に、滞留取引決済から発生した信用リスクRWAの一時的増加、及び証券化の前に組成された商業用不動産ローンの増加、並びに、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクに関連した市場リスクRWAの増加によるものであった。

資産

資産は、2014年3月31日現在の1,760億スイス・フランから増加し、2014年6月30日現在では1,820億スイス・フランで、当部門の資産限度(2,000億スイス・フラン)内であった。この増加は、主に、トレーディング・ポートフォリオ資産(主に、顧客活動と共に滞留取引決済に関連した一時的な増加に牽引されたインベスター・クライアント・サービスにおける株式)の増加を反映している。

帰属自己資本利益率

年率換算した2014年上半期の帰属自己資本利益率(RoAE)は26.2%で、調整後ベースでは29.1%であり、当部門の年次目標(15%超)に一致した。第2四半期に係る年率換算のRoAEは31.3%で、調整後ベースでは30.4%であった。

事業別営業収益：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、株式資本市場業務、債券資本市場業務及びアドバイザリー業務における業績の改善が、金融ソリューション業務における収益の低下により一部相殺されたことにより、7億7,000万スイス・フランから28%増加し、9億8,600万スイス・フランであった。米ドル建てでも、収益は28%増加した。

アドバイザリー業務の収益は、主に、第2四半期に合併及び買収取引への参加件数が増加したことにより、1億5,300万スイス・フランから8%増加し、1億6,500万スイス・フランであった。

株式資本市場業務の収益は、1億9,600万スイス・フランから78%増加し、3億4,900万スイス・フランであった。市場手数料のプールの41%の増加並びに新規株式公開業務及び株主割当業務の増加に伴い、収益は全ての地域にわたって改善した。

債券資本市場業務の収益は、レバレッジド・ファイナンスの収益の増加が投資適格債券に係る収益の減少により一部相殺されたことにより、3億300万スイス・フランから22%増加し、3億7,100万スイス・フランであった。第2四半期のレバレッジド・ファイナンスの収益は、新規株式公開後、売却可能金融投資に振替えられた、関連会社に対する投資に係る利得が含まれた。この点を除いて、市場活動の改善に伴い、第2四半期のレバレッジド・ファイナンスの収益はわずかに増加した。

金融ソリューション業務の収益は、主に、仕組金融業務の収益の減少により、前四半期の1億2,800万スイス・フランに対して7%減少し、1億1,900万スイス・フランであった。

リスク管理業務の収益は、主に、当四半期中に信用スプレッドが縮小したことによるマイナスの影響により、1,000万スイス・フランの損失から1,700万スイス・フランの損失に減少した。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、株式部門の収益の減少が、外国為替、金利及びクレジット部門の収益の増加により一部相殺されたことにより、14億2,000万スイス・フランから8%減少し、13億300万スイス・フランであった。上記の売却可能金融投資の一部売却による利得4,300万スイス・フランを除いて、調整後の収益は14億2,000万スイス・フランから11%減少し、12億6,000万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の収益は11%減少した。

株式部門

株式部門の収益は、10億3,700万スイス・フランから9億1,000万スイス・フランに減少した。上記の売却可能金融投資の一部売却に関連した利得の調整後、株式部門の収益は、現物株式業務及び株式デリバティブ業務における収益の減少が、金融サービス業務における収益の増加により一部相殺されたことで、10億3,700万スイス・フランから9億600万スイス・フランに減少した。

現物株式業務の収益は、顧客活動水準の低下、及びトレーディング収益の減少により手数料収入が減少したことにより、前四半期の3億8,700万スイス・フランに対し、3億2,700万スイス・フランに減少した。

株式デリバティブ業務の収益は、3億1,900万スイス・フランから2億3,800万スイス・フランに減少した。顧客活動の減退及びボラティリティ水準の低下により、全ての地域にわたって収益の低下が報告された。

金融サービス業務の収益は、主にエクイティ・ファイナンスにおける収益の増加により、3億3,500万スイス・フランから3億5,000万スイス・フランに増加した。

その他の株式業務の収益は、前四半期の300万スイス・フランの損失に対し、500万スイス・フランの損失であった。

外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、3億8,200万スイス・フランから3億9,400万スイス・フランに増加した。上記の売却可能金融投資一部売却による利得に関連した調整後の収益は、外国為替業務の収益の低下により、3億8,200万スイス・フランから3億5,500万スイス・フランに減少した。

外国為替業務の収益は、主に、前四半期と比べて顧客活動水準が低下したことを反映した新興市場の短期金利業務、外国為替直物業務及び電子取引業務からの収益の低下により、減少した。

金利及びクレジット業務の調整後の収益は、前四半期からほぼ横ばいであった。第2四半期には、マイナスの負債評価調整600万スイス・フランが含まれ、前四半期から横ばいであった。

従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

インベストメント・バンク部門の従業員数は、主にフロントオフィスの従業員の減少、並びにコーポレート・センターの共通業務から割り当てられた従業員の減少により、2014年3月31日現在の11,860名に対して97名減少し、2014年6月30日現在では11,763名であった。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

税引前利益は、2013年上半期の17億5,200万スイス・フランに対し、2014年上半期は10億400万スイス・フランであった。これは、主に、インベスター・クライアント・サービスにおいて5億3,900万スイス・フランの収益が減少し、1億8,800万スイス・フランの営業費用が増加したことによるものである。2013年上半期における事業再編費用3,700万スイス・フラン及び残存する自己勘定取引事業の売却益に対し、2014年上半期における事業再編費用1億5,100万スイス・フラン、及び上記の売却可能金融投資の一部売却に関連した利得を除く調整後ベースでの税引前利益は、2013年上半期の17億3,400万スイス・フランに対し、2014年上半期は11億1,200万スイス・フランであった。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、主に、株式資本市場業務及び金融ソリューション業務の収益の減少が、債券資本市場業務、アドバイザリー業務及びリスク・マネジメント業務の収益の増加により一部相殺されたことにより、17億6,900万スイス・フランから1%減少し、17億5,600万スイス・フランであった。2013年上半期のコーポレート・クライアント・ソリューションの収益には、株式資本市場業務における規模の大きいプライベート取引からの収益が含まれた。米ドル建てでは、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は5%増加した。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、32億6,200万スイス・フランから17%減少し、27億2,300万スイス・フランであった。調整後ベースでは、収益は16%減少した。米ドル建てでは、調整後の収益は12%減少した。株式部門の収益は、主に、株式デリバティブ業務及びその他の株式業務における収益が減少したため、2013年上半期の22億8,100万スイス・フランから15%減少し、19億4,700万スイス・フランであった。この減少は、金融サービス事業の収益の増加により一部相殺された。調整後ベースでは、株式部門の収益は13%減少した。現物株式業務の収益は、主に、顧客活動水準の低下に伴う受取手数料の減少がトレーディング収益の改善により一部相殺されたことで、3,100万スイス・フラン低下した。株式デリバティブ業務の収益は、主に、顧客活動水準の減退、ボラティリティ水準及びトレーディング収益の低下により、全ての地域にわたって2億6,500万スイス・フラン低下した。金融サービス事業の収益は、エクイティ・ファイナンスの収益の増加により7,100万スイス・フラン増加した。2013年上半期のその他の株式業務の収益には残存する自己勘定取引事業の売却益及びコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに移管される前の株式投資の収益が含まれたため、2014年上半期のその他の株式業務の収益は著しく減少した。外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、継続中のマクロ経済の不確実性を反映した顧客活動の著しい低下に伴い、ほぼ全ての商品にわたって収益が減少したことで、9億8,100万スイス・フランから21%減少し、7億7,600万スイス・フランであった。調整後ベースでは、外国為替、金利及びクレジット部門の収益は25%減少した。

営業費用合計は、2013年上半期の32億8,100万スイス・フランに対して6%増加し、34億6,900万スイス・フランであった。調整後の営業費用合計は、主に、一般管理費の増加により、2013年上半期の32億4,400万スイス・フランに対して2%増加し、33億1,800万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業費用は8%増加した。人件費は、22億4,600万スイス・フランから4%増加し、23億3,300万スイス・フランであった。調整後ベースでの人件費は、22億5,800万スイス・フランから22億4,600万スイス・フランに減少した。一般管理費は、9億200万スイス・フランから10億200万スイス・フランに増加した。調整後ベースでは、一般管理費は、主に、専門家報酬の増加が継続的なコスト削減プログラムの影響により一部相殺されたことにより、8億5,700万スイス・フランから9億4,500万スイス・フランに増加した。

コーポレート・センター

コーポレート・センター - 中核業務

コーポレート・センター - 中核業務は、前四半期の税引前損失1億7,600万スイス・フランに対し、2014年第2四半期は、2,500万スイス・フランの税引前利益を計上した。第2四半期には、7,200万スイス・フランの自己クレジット利得が含まれており、コーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益の損失5,500万スイス・フランにより一部が相殺された。事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用は、マイナス200万スイス・フランとなり、訴訟、規制その他の類似の事項に係る引当金の戻入1億4,100万スイス・フランを含む。

業績

営業収益

第2四半期の営業収益合計は、2,300万スイス・フランであったが、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得7,200万スイス・フランが含まれており、その一部が、コーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益の損失5,500万スイス・フランにより相殺された。前四半期の営業収益合計は、5,100万スイス・フランであった。

事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、マイナス5,500万スイス・フランであった。第2四半期には、グループ財務部門において一元的に留保される資金調達費用1億8,200万スイス・フランが含まれる。当該資金調達費用は、経済的なヘッジとして保有されているクロスカレンシー・ベシス・スワップに係る利得5,600万スイス・フラン、優先証券関連の受取利息2,800万スイス・フラン、及び当行のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ関連の利得1,300万スイス・フランにより一部相殺された。さらに、資金業務関連収益には、株式投資及び当行のレポ契約部門からの収益が含まれる。

前四半期との比較において、コーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、4,600万スイス・フランの損失から、5,500万スイス・フランの損失へと減少した。かかる減少は、当行の売却可能金融投資ポートフォリオを経済的にヘッジするために運用されているデリバティブ金融商品及びかかる金融商品の売却益に係る公正価値の変動に伴い生じた200万スイス・フランの純損失（前四半期は3,600万スイス・フランの純益）、また、当行のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ関連利得の減少分3,600万スイス・フランがその主因となっている。かかる減少分は、上述した経済的ヘッジとして保有されたクロスカレンシー・ベシス・スワップ関連利得5,600万スイス・フラン（前四半期においては、100万スイス・フランの損失）により一部相殺された。

第2四半期には、主に時間的減少により自己クレジットの現時点までの累積損失が一部回復したことに伴い、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得7,200万スイス・フランが含まれている（第2四半期中に当行のファンディング・スプレッドの僅かな縮小の影響により一部相殺された。）。前四半期には、金融負債に関する自己クレジット利得8,800万スイス・フランが含まれている。

第2四半期の自己クレジット及び資金業務関連収益を除く営業収益は、600万スイス・フランであり、かかる営業収益には、その他の収益として計上された、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の一部取崩に係る2,500万スイス・フランのクレジットが含まれ、その大半がPaineWebberの買収から生じたのれん及び無形資産に係る資金調達費用純額2,400万スイス・フランで相殺された。前四半期との比較において、

その他の項目に関連する収益は、不動産売却益が2,200万スイス・フラン減少したこと（その一部が訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の一部戻入に係るクレジットが1,900万スイス・フラン増加したことにより相殺された。）を主因として、900万スイス・フランから600万スイス・フランへと減少した。

業務配分前の営業費用

コーポレート・センター - 中核業務の営業費用合計は、事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに業務を配分する前の合計ベースでは、2億1,800万スイス・フラン減少し、第2四半期は19億6,200万スイス・フランであった。事業再編費用は、主に人件費に関連する再編費用の減少を反映して、前四半期の9,300万スイス・フランに対し、6,700万スイス・フランであった。事業再編費用を除くと、業務を配分する前の調整後の営業費用は、1億9,200万スイス・フラン減少して、18億9,500万スイス・フランであった。

人件費は、9,200万スイス・フラン減少し、9億2,800万スイス・フランであった。調整後ベースでは、人件費は、第2四半期における正味再編費用2,400万スイス・フラン及び第1四半期における同6,000万スイス・フランを除くと、5,600万スイス・フラン減少したが、主に、進行中のコスト削減計画に関連して追加的に実施された人員削減の影響、自己創設ソフトウェアの資産計上の増加及び取得されなかった休暇に係る見越計上額の減少によるものである。

一般管理費は、1億3,100万スイス・フランの減少により、8億4,800万スイス・フランとなった。調整後ベースでは、第2四半期の正味再編費用4,300万スイス・フラン及び第1四半期の同3,200万スイス・フランを除くと、一般管理費は、1億4,200万スイス・フラン減少し、8億500万スイス・フランであった。かかる減少は、主に、第2四半期における訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金1億4,100万スイス・フランの戻入及び自己創設ソフトウェアの資産計上の増加によるものである。かかる減少分は、その一部が外部委託業務に係るコスト増及び専門家報酬の増加により相殺された。

有形固定資産減価償却及び減損費は、主に資本計上されたソフトウェアの償却費の増加を反映して、1億8,000万スイス・フランから1億8,500万スイス・フランに増加した。

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに請求した共通業務費用は、1,200万スイス・フラン増加し、19億6,500万スイス・フランであった。

業務配分後の営業費用

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへ配分後、コーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用合計は、プラス2億2,700万スイス・フランからマイナス200万スイス・フランへと減少したが、主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金1億4,100万スイス・フランの戻入、及び行内業務にかかる実際原価と、事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへ配分される上記の実際原価に係る保証コストとの間の差額に生じた減少分8,400万スイス・フランによるものである。

コーポレート・センター - 中核業務に残存する営業費用は、主としてUBSグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務に関するものである。

リスク加重資産

完全適用ベースのバーゼル リスク加重資産（RWA）は、2014年3月31日現在の230億スイス・フランに対し、2014年6月30日現在では250億スイス・フランであった。

従業員

2014年6月30日現在のコーポレート・センター - 中核業務の従業員数は、前四半期末における23,790名に対し、23,489名であった。かかる301名の減少は、主に、外部委託業務及び当社の進行中のコスト削減プログラムに伴うものである。2014年6月30日現在、22,608名が業務の需要に基づいて各事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに配置された。配置後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する人員は、951名から881名に減少し、UBSグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務に係る。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

コーポレート・センター - 中核業務は、2013年上半期の税引前損失 8 億1,100万スイス・フランに対し、2014年上半期は 1 億5,100万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益合計は、前年同期の 4 億4,500万スイス・フランの損失に対して、7,400万スイス・フランであった。

事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、前年同期には 3 億4,100万スイス・フランの損失であったが、1 億100万スイス・フランの損失であった。かかる改善は、主に、当行のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得6,200万スイス・フラン（2013年上半期は 9,000万スイス・フランの損失）によるものである。加えて、2014年上半期には、上述した、クロスカレンシー・ベース・スワップに係る利得5,400万スイス・フラン（2013年上半期は8,500万スイス・フランの損失）が含まれる。更に、2013年上半期には、公開買付による債券の買戻しに係る 1 億1,900万スイス・フランの純損失が含まれる。かかる改善分は、一元的に管理されている資金調達費用増加分 3 億4,800万スイス・フラン（2013年上半期は 2 億2,600万スイス・フラン）で一部相殺された。加えて、2013年上半期には、為替差益の6,100万スイス・フラン及び2013年にウェルス・マネジメント・アメリカズからグループ財務部門へ移管された売却可能ポートフォリオで保有される金融投資の売却に係る実現利益6,100万スイス・フランが含まれる。

2014年上半期には、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得 1 億6,000万スイス・フラン（前年同期は4,300万スイス・フランの損失）が含まれる。2013年上半期における引当金の増加に対し、2014年上半期には、その他の収益として計上された訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の一部戻入に係るクレジットが含まれていたことを主因として、自己クレジット及び資金業務関連収益を除く営業収益は、6,100万スイス・フランの損失から1,500万スイス・フランの利益へ増加した。

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの業務配分前のグロスベースの営業費用合計は、4 億2,500万スイス・フラン減少し、41億4,200万スイス・フランであった。事業再編費用は、前年同期の 3 億5,800万スイス・フランに対して、1 億6,000万スイス・フランであったが、これは、主に、不動産関連再編費用の減少を反映しており、人件費に関連する再編費用により一部相殺された。事業再編費用を除くと、業務を配分する前の調整後の営業費用は、前年同期の42億900万スイス・フランに対して、39億8,200万スイス・フランであった。かかる 2 億2,700万スイス・フランの減少は、主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金 1 億4,100万スイス・フランの戻入（2013年上半期は、2,600万スイス・フランを計上）によるものである。また、かかる減少は、当行の進行中のコスト削減プログラムに関連して実施された人員削減の効果による減少及び変動報酬費用の減少によるものである。かかる減少は、その一部が外部委託業務に係るコスト増及び専門家報酬の増加により相殺された。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前四半期の 2 億2,500万スイス・フランの税引前損失に対し、2014年第 2 四半期は 4 億1,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。営業収益合計は、1 億9,600万スイス・フラン減少したが、これは、主に、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによる非中核事業における9,700万スイス・フランの損失によるものである。営業費用合計は、若干減少した。第 2 四半期には、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の正味戻入である2,700万スイス・フラン（前四半期は5,400万スイス・フランを計上）が含まれる。第 2 四半期には、また、特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フランが含まれる。完全適用ベースのリスク加重資産は、80億スイス・フラン減少して520億スイス・フランとなった。

事業別営業収益

非中核事業

収益は、前四半期の1,700万スイス・フランの利益計上に対し、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによるストラクチャード・クレジットの損失9,700万スイス・フランを主因として、1 億5,100万スイス・フランの損失を計上した。加えて、業務収益は、主に更改及び解約活動により、また、それより程度は下回るものの、市場動向に起因して、4,500万スイス・フラン減少した。負債

評価調整は、前四半期のマイナス1,900万スイス・フランに対して、マイナス4,400万スイス・フランであった。

レガシー・ポートフォリオ

収益は、前四半期の1,300万スイス・フランの利益に対し、市場動向に起因したリファレンス・リンク債及び不動産ポートフォリオに係る減収を主因として、1,500万スイス・フランの損失であった。

貸倒引当金繰入額/戻入額

2014年第2四半期において、正味貸倒引当金繰入額は、前四半期のゼロ計上に対し、200万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、2億5,400万スイス・フランから2億4,500万スイス・フランに減少した。

人件費は、主に、追加的な人員削減の効果及び変動報酬費用の減少により、1,600万スイス・フラン減少し、8,800万スイス・フランであった。

一般管理費は、第2四半期における特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フラン及び専門家報酬の増加を主因として、200万スイス・フラン増加し、1億3,000万スイス・フランであった。かかる増加は、その大半が、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金2,700万スイス・フランの正味戻入（前四半期は5,400万スイス・フランを計上）により相殺された。他の事業部門による業務費用は、500万スイス・フラン増加し、2,000万スイス・フランとなった。

リスク加重資産

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、80億スイス・フラン減少し、520億スイス・フランであった。

非中核事業のRWAは、前述のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消し、一定のカウンターパーティーとの合意に基づく清算、第三者による更改又は取引のコンプレッションにより店頭デリバティブ・エクスポージャーを継続的に縮小したことから、50億スイス・フラン減少し、240億スイス・フランとなった。

レガシー・ポートフォリオのRWAは、ローン担保証券、リファレンス・リンク債及び不動産関連証券ポートフォリオ全般に亘り一定のポジションを処分したことを主因として、30億スイス・フラン減少し、280億スイス・フランとなった。

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、2014年6月30日現在において、2014年3月31日現在の1,900億スイス・フランから、1,840億スイス・フランへと減少した。再調達価額-借方は、非中核事業部門における解約及び更改による業務縮小を主因として70億スイス・フラン減少した。

レバレッジ比率基準

レバレッジ比率基準は、貸借対照表上の資産平均の減少を主因として、2014年6月30日現在において、2014年3月31日現在の1,340億スイス・フランから、1,210億スイス・フランへと減少した。

従業員

2014年6月30日現在、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの従業員数の合計は、2014年3月31日現在の1,546名に対し、1,498名であった。フロントオフィスの人員は、195名から160名へ減少し、コーポレート・センターの共通業務部門から配分された人員は、1,351名から1,339名に減少した。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、2013年上半期は、11億7,300万スイス・フランの税引前損失の計上に対し、2014年上半期は6億3,700万スイス・フランの損失を計上した。

営業収益合計は、5億7,700万スイス・フランの利益に対し、1億3,800万スイス・フランの損失であった。

非中核事業の収益は、1億7,400万スイス・フランの利益に対し、1億3,400万スイス・フランの損失であった。かかる減少は、主に、2014年上半期において、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことに起因するストラクチャード・クレジットにおける9,700万スイス・フランの損失に関連するものである。また、当行の戦略の実施の結果による大規模な改編遂行の実施前にあたる前年同期においては、年初の好調な市況の恩恵があった。

レガシー・ポートフォリオの収益は、2013年上半期には、主としてSNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益である3億5,900万スイス・フランが含まれていたため、プラス4億900万スイス・フランに対し、マイナス200万スイス・フランへと減少した。

営業費用合計は、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金9億3,800万スイス・フランの減少及び再編費用2億スイス・フランの減少を主因として、12億5,100万スイス・フラン減少し、4億9,900万スイス・フランであった。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2014年6月30日現在において判断したものである。

UBSグループの業績

UBS株主に帰属する純利益は、2014年第1四半期の10億5,400万スイス・フランに対し、2014年第2四半期は7億9,200万スイス・フランであった。税引前営業利益は、前四半期の13億9,300万スイス・フランに対し、第2四半期は12億1,800万スイス・フランであった。営業収益は、主に受取利息純額及びトレーディング収益純額（受取報酬及び手数料純額の増加並びにその他の収益の増加により一部相殺されている。）の減少により、1億1,100万スイス・フラン減少した。営業費用は、6,400万スイス・フラン増加した。これは、主に、一般管理費の増加によるが、人件費の減少により一部相殺されている。前四半期の3億3,900万スイス・フランの税金費用純額に対し、第2四半期は3億1,400万スイス・フランの税金費用純額であった。優先証券保有者に帰属する純利益は、前四半期のゼロ計上に対し、第2四半期は1億1,100万スイス・フランであった。

業績：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

税引前営業利益は、前四半期の13億9,300万スイス・フランに対し、第2四半期は12億1,800万スイス・フランであった。これは、1億1,100万スイス・フランの営業収益の減少及び6,400万スイス・フランの営業費用の増加に起因している。

当行は、国際財務報告基準（IFRS）に基づく業績報告に加え、当行の事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断する項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会（SEC）規則により定義される非GAAP財務指標である。2014年第2四半期に関して除外した項目は、自己クレジット利得7,200万スイス・フラン、不動産売却益100万スイス・フラン、金融情報サービス会社であるマークイット（Markit）の新規株式公開後、同社について保有していた売却可能金融投資の一部売却による利得4,300万スイス・フラン及び正味再編費用8,900万スイス・フランである。2014年第1四半期に関して除外した項目は、自己クレジット利得8,800万スイス・フラン、不動産売却益2,300万スイス・フラン及び正味再編費用2億400万スイス・フランである。

かかる調整後ベースでは、税引前利益は、前四半期の14億8,600万スイス・フランに対し、第2四半期は11億9,100万スイス・フランであった。

調整後の営業収益は、調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額の3億2,400万スイス・フランの減少を反映し、調整後の1億1,600万スイス・フラン減少して70億3,100百万スイス・フラン（受取報酬及び手数料純額が1億8,400万スイス・フラン増加したこと並びに調整後のその他の収益が6,600万スイス・フラン増加したことにより一部相殺されている。）であった。

調整後の営業費用は、主に第2四半期に非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フランが含まれるため、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る6,100万スイス・フランの引当金の増加及びその他の人件費以外の費用の1億3,800万スイス・フランの増加を反映して、1億7,900万スイス・フラン増加して58億4,000万であった。この額は、人件費の2,000万スイス・フランの減少により一部相殺された。

営業収益：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業収益合計は、前四半期の72億5,800万スイス・フランに対し、第2四半期は71億4,700万スイス・フランであった。調整後ベースでは、営業収益合計は、主に、大部分がコーポレート・センターの中核事業及び非中核事業の両方並びにレガシー・ポートフォリオ、さらにインベストメント・バンクにおける3億2,400万スイス・フランの調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少により、1億1,600万スイス・フラン減少して70億3,100万スイス・フランであった。受取報酬及び手数料純額は、引受報酬に加え、ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬の増加を受けて、1億8,400万スイス・フラン増加した（仲介報酬純額及び投資信託報酬の減少により一部相殺された）。その他の調整後収益は、主に関連会社投資に関係する収益の増加を反映し、6,600万スイス・フラン増加した。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3億4,000万スイス・フラン減少して25億8,900万スイス・フランであった。2014年第2四半期には、主に時間的減少により自己クレジットの現時点までの累積損失が一部回復したことに伴い、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得7,200万スイス・フランが含まれている（第2四半期中に当行のファンディング・スプレッドの僅かな縮小の影響により一部相殺された）。前四半期には、金融負債に係る自己クレジット利得8,800万スイス・フランが含まれている。自己クレジットの影響を除くと、調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主にコーポレート・センターの中核事業及び非中核事業の両方並びにレガシー・ポートフォリオ、さらにインベストメント・バンクにおける減少の結果、3億2,400万スイス・フラン減少し、25億1,700万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメントにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は横ばいであった。受取利息純額は、主に、全ての地域におけるロンバード貸出からの受取利息純額の増加及びグループ財務部門からの収益配分額の増加により、2,200万スイス・フラン増加して5億1,800万スイス・フランであった。ト

レーディング収益純額は、主に外国為替関連収益の減少により、2,200万スイス・フラン減少し、1億5,300万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は200万スイス・フラン増加して、3億2,600万スイス・フランとなった。

リテール&コーポレートにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2,400万スイス・フラン増加して、6億2,600万スイス・フランとなった。受取利息純額は、グループ財務部門から配分された収益の増加並びに融資商品及び預金商品の両方の受取利息純額の増加を反映して、1,800万スイス・フラン増加して5億4,100万スイス・フランとなった。預金マージンは、選択的な価格調整により増加したが、(継続する低金利環境が当行の複製ポートフォリオに及ぼした悪影響により、一部相殺された。)。貸出マージンは若干改善した。平均顧客預金残高及び貸出残高は、ほぼ横ばいであった。受取利息純額は、700万スイス・フラン増加し、8,600万スイス・フランとなった。

インベストメント・バンクにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億200万スイス・フラン減少した。コーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に、投資適格債権に係る収益の減少により一部相殺されたレバレッジド・ファイナンスの収益の増加により、債券資本市場業務収益の増加に伴い、2,700万スイス・フラン増加した。インベスター・クライアント・サービスの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億2,900万スイス・フラン減少した。株式部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に顧客活動の減退及びボラティリティ水準の低下、加えて現物取引収益の低下によるデリバティブ収益の減少の結果、9,500万スイス・フラン減少した。これらの減少は、金融サービス所得の増加により一部相殺されている。外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務においては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3,400万スイス・フラン減少した。前四半期と比較した顧客活動水準の低下を反映し、主に新興市場短期金利、外国為替スポット及び電子取引事業からの収益の減少により、外国為替取引業務の収益は減少した。

コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額(自己クレジットの影響を除く。)は、主に、前四半期の1,700万スイス・フランの利益に対し、当行の金融投資売却可能ポートフォリオを経済的にヘッジするために利用されているデリバティブ商品に係る2,600万スイス・フランのトレーディング損失、加えてマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ関連の利得3,600万スイス・フランの減少により、3,800万スイス・フラン減少した。これらの減少は、前四半期の100万スイス・フランの損失と比較し、経済的なヘッジとして保有されているクロスカレンシー・ベースス・スワップに係る5,600万スイス・フランの利得により一部相殺されている。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は2億700万スイス・フラン減少した。非中核事業の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによるストラクチャード・クレジットの損失9,700万スイス・フランを主因として、1億7,500万スイス・フラン減少した。さらに、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に更改及び解約活動により、また、それより程度は下回るものの、市場動向に起因して、4,600万スイス・フラン減少した。負債評価調整は、前四半期のマイナス1,900万スイス・フランに対し、マイナス4,400万スイス・フランであった。レガシー・ポートフォリオの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、市場動向に起因したりファレンス・リンク債及び不動産ポートフォリオに係る減収を主因として、3,300万スイス・フランであった。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、前四半期の正味貸倒引当金戻入額2,800万スイス・フランに対し、第2四半期は正味貸倒引当金繰入額1,400万スイス・フランを計上した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、正味貸倒引当金戻入額1,700万スイス・フランに対し、正味貸倒引当金200万スイス・フランを計上した。前四半期には、単一顧客への貸倒引当金の全額戻入並びにプエルトリコ地方債及び関連ファンドによって担保された証券担保貸付枠の貸倒引当金の戻入が含まれている。

リテール&コーポレートは、正味貸倒引当金戻入額1,200万スイス・フランと比較して、正味貸倒引当金800万スイス・フランを計上した。第一四半期には、一般貸倒引当金の1,000万スイス・フランの戻入が含まれている。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、1億8,400万スイス・フラン増加し、42億9,600万スイス・フランであった。

引受報酬は、市場手数料のプールの増加並びに新規株式公開業務及び株主割当業務の増加に伴い、主に、大部分がインベストメント・バンクにおける株式引受報酬1億4,600万スイス・フランの増加を反映し、前四半期の3億2,000万スイス・フランに対して4億9,300万スイス・フランとなった。債券引受報酬も、大部分がインベストメント・バンクにおいて2,800万スイス・フラン増加した。

ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬は、6,100万スイス・フラン増加し、17億8,000万スイス・フランであった。これは、平均運用資産の増加を反映した運用勘定の手数料の増加を主因とし、主にウェルス・マネジメント・アメリカズ、加えてグローバル・アセット・マネジメント及びウェルス・マネジメントにおける増加であった。

仲介報酬純額は、当行のウェルス・マネジメント事業及びインベストメント・バンクにおいて、主に顧客活動水準の低下により、5,200万スイス・フラン減少し、7億5,900万スイス・フランとなった。

投資信託報酬は、主にアジア太平洋地域の市場活動水準の低下に伴うウェルス・マネジメントにおける販売ベースの報酬の減少及びウェルス・マネジメント・アメリカズにおける資産をベースとするミューチュアル・ファンドの手数料の減少を主因として、2,800万スイス・フラン減少して9億500万スイス・フランとなった。

その他の収益

その他の収益は、第1四半期は1億8,900万スイス・フランであったのに対し、第2四半期は2億7,600万スイス・フランであった。

関連会社及び子会社に関する収益は、前四半期の4,200万スイス・フランに対し、第2四半期は1億1,400万スイス・フランであった。第2四半期には、新規株式公開後、売却可能金融投資に振替えられた、関連会社に対する投資に係るインベストメント・バンク内のコーポレート・クライアント・ソリューションズの6,500万スイス・フランの収益が含まれている。第2四半期には、その他の収益として計上された訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の一部戻入に関連した2,500万スイス・フランのクレジットも含まれている。

売却可能金融投資からの収益は、前四半期の3,900万スイス・フランに対し、第2四半期は7,700万スイス・フランであった。第2四半期には、インベストメント・バンク内のインベスター・クライアント・サービスにおける、売却可能金融投資の一部売却からの4,300万スイス・フランの利益が含まれている。

上述の項目を除いたその他の収益は、前四半期に2,300万スイス・フランの不動産売却益が含まれていることを主因として、2,300万スイス・フラン減少し、8,500万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートにおける経常受取報酬純額及び取引ベース収益

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートの経常受取報酬純額には、各事業部門の顧客資産に対して生じる、ポートフォリオ・マネジメント手数料、資産ベースの投資信託報酬、保管手数料及び口座管理手数料等、継続的に提供されるサービスに係る報酬も含まれている。これはUBSグループの財務書類の受取報酬及び手数料純額合計の一部である。取引ベース収益には、主に仲介報酬及び取引ベースの投資信託報酬、加えてクレジットカード手数料及び支払取引に係る手数料、さらに各部門のトレーディング収益純額で構成される、これらの事業部門に係る受取報酬及び手数料純額の経常外部分が含まれている。

ウェルス・マネジメントでは、経常受取報酬純額は2,500万スイス・フラン増加し、9億2,200万スイス・フランであった。これはマンドート・セールスを伸ばすための取り組み及び運用資産ベースの増加によるプラスの影響を反映しているが、クロスボーダー顧客からの継続的な資産流出による粗利益率へのマイナスの影響により一部相殺された。取引ベース収益は、主として外国為替関連収益及び投資信託からの収入の減少により、全ての地域で減少したため、7,000万スイス・フラン減少し、4億7,200万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、主に前四半期末に増加した運用資産水準に基づき算定された運用勘定の手数料が増加したことにより、経常受取報酬純額は3,600万スイス・フラン増加し、10億3,200万スイス・フランであった。取引ベース収益は、主に米国地方債のトレーディング収益の減少により、900万スイス・フラン減少し、4億1,200万スイス・フランであった。

リテール&コーポレートでは、経常受取報酬純額は、主に資産以外をベースとする商品からの収益の減少を反映し、600万スイス・フラン減少し、1億3,800万スイス・フランであった。取引ベース収益は、主にクレジットカード取引の収益の増加及び財務部門から配分された収益の増加により、1,300万スイス・フラン増加し、2億4,700万スイス・フランであった。

営業費用：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

営業費用合計は、6,400万スイス・フラン増加し、59億2,900万スイス・フランであった。事業再編費用は、前四半期の2億400万スイス・フランに対し、第2四半期は8,900万スイス・フランであった。人件費以外の再編費用が1,000万スイス・フラン減少し、6,100万スイス・フランであった一方、人件費に関連する再編費用は、1億500万スイス・フラン減少して2,800万スイス・フランであった。

事業再編費用を除く調整後ベースでは、営業費用合計は1億7,900万スイス・フラン増加し、58億4,000万スイス・フランであった。第2四半期にコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フランを含むことを主因とし、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金は6,100万スイス・フラン増加し、その他の人件費以外の費用は1億3,800万スイス・フラン減少した。これは、人件費2,000万スイス・フランの減少により一部相殺された。

人件費

人件費は、1億2,500万スイス・フラン減少し、38億4,200万スイス・フランであった。2014年第2四半期には、人件費に関連する再編費用が、前四半期の1億3,300万スイス・フランに対し、2,800万スイス・フラン含まれている。事業再編費用を除く調整後ベースでは、人件費は2,000万スイス・フラン減少し、38億1,400万スイス・フランとなった。

事業再編費用を除く支払給与は、取得されなかった休暇に係る見越計上費用の減少を主因として、2,800万スイス・フラン減少した。

事業再編費用の影響を除いた場合、変動報酬費用合計は、主に当年度の変動報酬費用の増加により、6,800万スイス・フラン増加し、9億2,000万スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、補償関連の収益の増加に応じて3,200万スイス・フラン増加した。

再編費用を除くその他の人件費は、主に、第2四半期に第1四半期に係る約2,000万スイス・フランの見越計上超過の戻入が含まれていること及び実績報奨に関連するその他の減少を反映していることを主因とした社会保障費の減少により、調整後ベースで9,500万スイス・フラン減少した。

一般管理費

第2四半期の一般管理費は、1億9,200万スイス・フラン増加し、18億7,100万スイス・フランであった。調整後ベースで、前四半期の6,300万スイス・フランに対し、第2四半期の6,000万スイス・フランの正味再編費用を除くと、一般管理費は1億9,500万スイス・フラン増加した。

訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金（純額）は、6,100万スイス・フラン増加し、2億5,400万スイス・フランであった。金融機関に影響を及ぼす現在の規制動向及び政治情勢を背景に、また、当行は依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象となっていることから、当行は、訴訟、規制上その他の類似の事項に関連する費用の水準は、2014年中は高いままであると予想している。

事業再編費用の影響を除き、専門家報酬は、主に相談料及び弁護士費用が増加したことを主因として、5,700万スイス・フラン増加した。

マーケティング及び広報費用、交通費及び交際費並びにIT及びその他の業務の外部委託費用は、事業再編費用の影響を除き、それぞれ1,400万スイス・フラン、1,100万スイス・フラン及び500万スイス・フラン増加した。

IT及びその他の機器の使用料及び維持管理費は、事業再編費用の影響を除き、2,300万スイス・フラン減少した。

その他の一般管理費は、7,700万スイス・フラン増加した（事業再編費用の影響を除く。）。これは主に、第2四半期には、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける特定の係争中の債権に関する減損損失7,800万スイス・フランが含まれているためである。

減価償却費及び減損損失

有形固定資産の減価償却費及び減損損失は、前四半期の1億9,900万スイス・フランに対し、第2四半期は1億9,700万スイス・フランであった。

無形資産の減価償却費及び減損損失は、前四半期の2,000万スイス・フランに対し、第2四半期は1,900万スイス・フランであった。

税金費用：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

当行は、前四半期の3億3,900万スイス・フランの法人所得税費用純額に対し、2014年第2四半期において3億1,400万スイス・フランの法人所得税費用を計上した。第2四半期の法人所得税費用純額には、税務上の繰越欠損金が第2四半期のスイスの課税所得との相殺を反映するために税務上の繰越欠損金に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却に関する1億9,500万スイス・フランの繰延税金費用を含んでいる。加えて、これには主にスイス以外の支店及び子会社に関連する課税所得に関する1億1,900万スイス・フランの法人所得税費用純額が含まれている。

第1四半期の法人所得税費用純額3億3,900万スイス・フランは、主に、税務上の繰越欠損金が当該第2四半期のスイスの課税所得との相殺を反映するために税務上の繰越欠損金に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却を反映している。

2014年に当行は、繰延税金資産の再評価の影響を除き、通年の実効税率が20%から25%の範囲となると予想している。過去の実務と整合して、当行は、更新された事業計画予測を考慮に入れ、将来の収益性の再評価に基づき、2014年下半年における当行の繰延税金資産を再査定することを見込んでいる。通年の実効税率は、かかる再評価の結果として著しく変動する可能性がある。

UBS株主に帰属する包括利益合計：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

UBS株主に帰属する包括利益合計は、前四半期の14億6,500万スイス・フランに対して11億8,300万スイス・フランとなった。UBS株主に帰属する純利益は、前四半期の10億5,400万スイス・フランに対して、7億9,200万スイス・フランとなった。UBS株主に帰属するその他の包括利益(OCI)は、前四半期の4億1,100万スイス・フランに対して、3億9,000万スイス・フランとなった。

第2四半期のOCIには、主要通貨全てにおける長期金利の下落を主因としたキャッシュ・フロー・ヘッジからの利得2億6,200万スイス・フラン(税引後)(前四半期は2億1,000万スイス・フラン)が含まれる。

為替差益は、前四半期の1億7,400万スイス・フランの損失に対して、主に対スイス・フランで米ドルが上昇したことに関連して、8,700万スイス・フラン(税引後)となった。

確定給付型制度のOCI(税引後)は、前四半期の3億4,400万スイス・フランに対して2,600万スイス・フランとなった。スイスの年金制度に関連して税引前利得1億4,300万スイス・フランが計上された。これは主に年金制度の原資産の公正価値の増加に起因しているが、適用ある割引率の下落の結果もたらされた確定給付債務の増加により一部相殺されている。スイス以外の年金制度に係る税引前OCI純額は9,500万スイス・フランのマイナスとなった。

売却可能金融投資に関連するOCIは、前四半期の3,100万スイス・フランに対して、1,600万スイス・フラン(税引後)となった。これは主に長期金利の下落による未実現利得純額に起因しているが、投資資産の売却に伴い従前の未実現利得純額が損益計算書に再分類されたことにより一部相殺されている。

優先証券保有者に帰属する純利益：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

優先証券保有者に帰属する純利益は、2014年第1四半期のゼロ計上に対して、2014年第2四半期では1億1,100万スイス・フランとなった。第2四半期には、優先社債に対して8,100万スイス・フランの配当金が支払われたが、これについては前期間において見越計上を行う義務はなかった。更に、2014年5月にUBS株主に対する配当金の支払を行ったため、第2四半期には今後の配当金の支払に係る3,000万スイス・フランの見越計上が含まれる。

グループ持ち株会社の設立を目的としたエクスチェンジ・オファー（exchange offer）に基づくユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBS Group AG）によるUBS AG株式の購入は、将来の優先証券保有者に対する配当に係る見越計上の引き金となる事由を引き起こすと予想される。エクスチェンジ・オファーの受入日が2014年第4四半期であると仮定した場合、当該期間中に約8,000万スイス・フランにのぼる追加の純利益を優先証券保有者に帰属させることとなる見込みである。

当行が2014年第4四半期に8,000万スイス・フランの純利益を優先証券保有者に帰属させた場合、2015年度には約3,000万スイス・フランの純利益を優先証券保有者に帰属させることとなる見込みである。更に2016年度には、約8,000万スイス・フランの純利益を優先証券保有者に帰属させることとなる見込みである。

主要数値及び従業員：2014年第2四半期と2014年第1四半期の比較

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の81.1%に対して、2014年第2四半期では82.8%であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は79.5%から82.9%に上昇した。

リスク加重資産

2014年第2四半期のフェーズ・イン・ベースのパーゼル リスク加重資産（RWA）は、2,299億スイス・フランとなり安定的であった。市場リスクのRWAは23億スイス・フラン減少したが、これはオペレーショナル・リスクのRWAの増加14億スイス・フラン、信用リスクのRWAの増加5億スイス・フラン及び非カウンターパーティ関連リスクのRWAの増加4億スイス・フランにより完全に相殺された。

市場リスクのRWAの減少23億スイス・フランは、主にコーポレート・センター - 非中核事業においてコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことに起因しているが、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクに関連するインベストメント・バンクにおける増加により一部相殺されている。UBSとスイス金融市場監督当局が相互に合意したオペレーショナル・リスクの補足的資本分析に基づくオペレーショナル・リスクの追加的RWAは、13億スイス・フラン増加して2014年6月30日現在は258億スイス・フランとなった。信用リスクのRWAの増加5億スイス・フランは、インベストメント・バンクにおける増加38億スイス・フランによるものであり、これはコーポレート部門に対するエクスポージャーに関連する増加27億スイス・フラン（かかる増加は、主に滞留取引決済及び証券化に先だって組成された商業用不動産ローンの増加による一時的なRWAの増加に起因している。）及びコーポレート・センター - 中核業務における増加11億スイス・フランを主因としている。これらの増加は、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける減少41億スイス・フランにより著しく相殺された。

新規純資金

ウェルス・マネジメントの新規純資金は、アジア太平洋地域、スイス及び新興市場からの純資金流入額により107億スイス・フランとなった。ヨーロッパでは継続中のクロスボーダー資産の流出額による純資金流出額が計上されたが、国内市場への純資金流入額により一部相殺されている。世界規模では、超富裕層顧客からの新規純資金は前四半期の74億スイス・フランと比較して96億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの新規純資金流出額は、前四半期における純資金流入額19億スイス・フラン又は21億米ドルと比較して、22億スイス・フラン又は25億米ドルとなった。前四半期の純資金流入額に対し、第2四半期には、当行が1年超雇用しているフィナンシャル・アドバイザーからの新規純資金流出額が反映されていた。これは、第2四半期における顧客による季節的な所得税の支払のための預金の引出し約25億米ドルを主因としている。

グローバル・アセット・マネジメントのマネー・マーケット・フローを除く新規純資金流入額は、前四半期の130億スイス・フランと比較して116億スイス・フランとなった。チャネル別では、第三者からの純資金流入額は、前四半期の90億スイス・フランと比較して87億スイス・フランとなった。かかる純資金流入額は主に株式及び債券に対するもので、また主としてスイス及びアジア太平洋地域からサービスを利用する顧客からもたらされた。当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流入額は、前四半期における40億スイス・フランと比較して29億スイス・フランとなった。かかる純資金流入額は、主にオルタナティブ投資及び債券に対するもので、また主としてアジア太平洋地域からサービスを利用する顧客によりもたらされた。マネー・マーケットにおける純資金流出額は、前四半期の34億スイス・フランと比較して36億スイス・

フランとなった。かかる純資金流出額は、主に南北アメリカからサービスを利用する顧客によりもたらされた。新規純資金流入額の合計は、前四半期の96億スイス・フランと比較して80億スイス・フランとなった。

運用資産

2014年6月30日現在のウェルス・マネジメントの運用資産は、市場でのプラスの業績180億スイス・フラン、新規純資金流入額107億スイス・フラン及びプラスの為替効果10億スイス・フランに起因して290億スイス・フラン増加し、9,280億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの運用資産は、300億スイス・フラン増加して9,020億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、運用資産は、市場でのプラスの業績330億米ドルが純資金流出額250億米ドルにより一部相殺されたことを反映して300億米ドル増加し、過去最高の1兆170億米ドルとなった。

2014年6月30日現在のグローバル・アセット・マネジメントの運用資産は、2014年3月31日現在の5,960億スイス・フランと比較して6,210億スイス・フランとなった。かかる増加は、市場でのプラスの業績140億スイス・フラン、新規純資金流入額の合計80億スイス・フラン及びプラスの為替効果40億スイス・フランによるものであった。

従業員

当行の従業員数は、2014年3月31日現在の60,326名に対し、2014年6月30日現在では239名減少して60,087名となった。コーポレート・センターの従業員は、中核業務並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの両方で減少が見られた結果、118名減少した。インベストメント・バンクの従業員は、主にフロントオフィスの従業員の減少及びコーポレート・センターの共通業務部門から割り当てられた従業員の減少に起因して97名減少した。リテール&コーポレートの従業員は76名減少した。

業績：2014年上半期と2013年上半期の比較

2014年上半期のUBS株主に帰属する純利益は、前年同期の16億7,800万スイス・フランと比較して18億4,600万スイス・フランであった。税引前営業利益は、前年上半期の24億6,700万スイス・フランと比較して26億1,100万スイス・フランであった。

2014年上半期における調整項目は、自己クレジット利得1億6,000万スイス・フラン、不動産売却益2,400万スイス・フラン、上述の売却可能金融投資の一部売却による利得4,300万スイス・フラン及び正味再編費用2億9,300万スイス・フランであった。2013年上半期における調整項目は、自己クレジット損失4,300万スイス・フラン、不動産売却益1,900万スイス・フラン、公開買付による債券の買戻しに係る損失純額9,200万スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントのカナダ国内事業の売却による利得3,400万スイス・フラン、当行の自己勘定取引事業の残存部分の売却による純利得3,100万スイス・フラン及び正味再編費用3億8,600万スイス・フランであった。

調整後ベースの税引前利益は2億2,700万スイス・フラン減少して26億7,700万スイス・フランとなった。これは主に営業収益の減少10億3,700万スイス・フランに起因しているが、かかる減少は営業費用の減少8億1,000万スイス・フランにより一部相殺されている。

調整後ベースの営業収益は、前年上半期の152億1,500万スイス・フランと比較して141億7,800万スイス・フランとなった。これは、調整後ベースの受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少13億2,900万スイス・フラン（かかる減少は、主にコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ、インベストメント・バンク並びに（それらより程度は下回るものの）ウェルス・マネジメントにおいて見られた。）を主因としているが、コーポレート・センター - 中核業務における増加により一部相殺されている。ウェルス・マネジメントの受取利息純額及びトレーディング収益純額は1億2,800万スイス・フラン減少した。これは、主に外国為替取引収入及び貴金属取引収入の減少並びに受取利息純額の減少に起因している。インベストメント・バンクの受取利息純額及びトレーディング収益純額は7億200万スイス・フラン減少した。インベスター・クライアント・サービスの受取利息純額及びトレーディング収益純額は5億900万スイス・フラン減少して18億7,700万スイス・フランとなった。これは、主に顧客活動水準の低下、ボラティリティ水準の低下及びトレーディング収益の減少の結果、全ての地域を通じて株式デリバティブ収益が減少したことを主因としている。また、近年の不安定なマクロ経済を背景に顧客活動水準が著しく低下した結果、ほぼ全ての商品において収益が減少し、これを受けて外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務からの収益が減少した。コーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレー

ディング収益純額は1億9,300万スイス・フラン減少した。これは主に株式資本市場業務の収益の減少及び金融ソリューションに係る収益の減少に起因しているが、債券資本市場業務の収益及びリスク管理収益の増加により一部相殺されている。2013年上半期には、株式資本市場における大口プライベート取引からの収益が含まれていた。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの受取利息純額及びトレーディング収益純額は7億1,900万スイス・フラン減少した。これは、2013年上半期のレガシー・ポートフォリオの収益にSNBスタブファンド株式の取得を目的とした当行のオプション再評価による利得3億5,900万スイス・フランが含まれていたことを主因としている。更に、非中核事業の収益は3億1,400万スイス・フラン減少した。クレジット業務の収益は、前年上半期の4,200万スイス・フランと比較してマイナス4,500万スイス・フランとなった。これは主に、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消した結果、2014年上半期のストラクチャード・クレジットにおいて9,700万スイス・フランの損失が計上されたことに起因している。2014年上半期の金利業務の収益は、前年同期の7,300万スイス・フランと比較してマイナス5,700万スイス・フランとなった。これは主に更改及び解約に起因している。2013年上半期の金利業務及びクレジット業務の収益は、いずれも大規模な改編の遂行前の期首における有利な市況の恩恵を受けた。また、負債評価調整は、前年上半期の1,600万スイス・フランと比較してマイナス6,300万スイス・フランであった。これらの減少は、コーポレート・センター - 中核業務における調整後ベースの受取利息純額及びトレーディング収益純額の増加2億3,700万スイス・フランにより一部相殺されている。かかる増加は、主に当行のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得6,200万スイス・フラン（2013年上半期は9,000万スイス・フランの損失）及び経済的ヘッジとして保有するクロスカレンシー・ベシス・スワップからの利得5,400万スイス・フラン（2013年上半期は8,500万スイス・フランの損失）に起因している。調整後ベースのその他の収益は2億1,100万スイス・フラン増加し、受取報酬及び手数料純額は4,800万スイス・フラン増加した。

調整後ベースの営業費用は、8億1,000万スイス・フラン減少して115億100万スイス・フランとなった。これは訴訟、規制上及び類似の事項に関する引当金の減少5億8,900万スイス・フラン並びに給与コストの減少を主因とする人件費の減少2億2,500万スイス・フランに起因している。

貸借対照表

2014年6月30日現在、当行の貸借対照表は、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに、また、インベストメント・バンクのいずれにおいても生じた再調達価額 - 借方における継続的な減少、並びにコーポレート・センター - 中核業務における現金残高の減少が、インベストメント・バンクのトレーディング・ポートフォリオ資産の増加、コーポレート・センター - 中核業務における他銀行への預け金の増加及び当行のウェルス・マネジメント・ビジネスにおける貸付金の増加により相殺されたため、2014年3月31日現在から概ね横ばいの、9,830億スイス・フランとなった。資産（すなわち、再調達価額 - 借方及び店頭デリバティブに対する差入担保を除く資産合計）は、70億スイス・フラン増加して7,490億スイス・フランとなった。為替効果を除くと、資産は、約40億スイス・フラン増加した。

資産

商品分類別

再調達価額 - 借方（PRV）は、110億スイス・フラン減少したが、これは、主に、一定のカウンターパーティとの間の合意による清算に基づく店頭（OTC）金利デリバティブ・エクスポージャーの減少、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意を主因とする、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける継続的な減少が、金利の動向に起因する公正価値の変動により一部相殺されたことを反映している。加えて、PRVが、外国為替契約の期間満了を主因として、インベストメント・バンクにおいて減少した。現金及び中央銀行預け金が100億スイス・フラン減少したが、これは主に、グループ財務部門で一元管理されている、抵当などの制約がない、高品質の、その大半が短期資産からなる、流動資産のマルチ・カレンシー・ポートフォリオを、中央銀行の預け金から銀行間貸付へ再調整したことに起因している。リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金からなる担保付トレーディング資産は、30億スイス・フラン減少したが、これは、主にコーポレート・センター - 中核業務のグループ財務部門の業績における減少を反映している。さらに、売却可能金融投資は、10億スイス・フラン減少した。かかる減少は、上述のとおり、グループ財務部門で一元管理されているマルチ・カレンシー・ポートフォリオを再調整したことに加えて、当行のウェルス・マネジメント事業における

ロンバード型貸出及び住宅モーゲージ貸付の増加による貸付資産の増加分130億スイス・フランで一部相殺された。トレーディング・ポートフォリオ資産は、顧客活動及び滞留取引決済に関連した一時的な増加により、インベストメント・バンクを中心に、70億スイス・フラン増加した。その他の資産は、50億スイス・フラン増加したが、主にプライム・ブローカレッジ債権及びデリバティブ商品に係る差入担保金の増加を反映している。

部門別

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は、PRVの減少を主因として、60億スイス・フラン減少して1,840億スイス・フランとなり、また、資産は、主にトレーディング・ポートフォリオ資産及び貸付資産とも減少したことにより、20億スイス・フラン減少して170億スイス・フランとなった。各取引において大幅な減少は見られなかったものの、ローン担保証券（CLO）及びリファレンス・リンク債（RLN）ポートフォリオ全体を通して小規模なポジションの減少が複数生じた。コーポレート・センター - 中核業務資産は、主に、上記の担保付トレーディング資産における減少を反映して、グループ財務部門を中心に、20億スイス・フラン減少し、2,310億スイス・フランとなった。グループ財務部門で一元管理されている、抵当などの制約がない、高品質かつ流動資産からなるマルチ・カレンシー・ポートフォリオの全体的な規模は、概ね横ばいであった。インベストメント・バンクの資産合計は、30億スイス・フラン増加し、2,450億スイス・フランとなり、また、資産は、インベスター・クライアント・サービスの株式部門を中心に、上述したトレーディング・ポートフォリオ資産の増加を主因として60億スイス・フラン増加し、1,820億スイス・フランとなった。ウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズの資産合計は、主にロンバード型貸出及び住宅モーゲージ貸付の増加を反映して、それぞれ、30億スイス・フラン増加し、1,190億スイス・フランに、また、20億スイス・フラン増加し、470億スイス・フランとなった。グローバル・アセット・マネジメント及びリテール&コーポレートの資産合計は、それぞれ140億スイス・フラン及び1,430億スイス・フランとなり、概ね横ばいであった。

負債

負債合計は、9,310億スイス・フランで、概ね横ばいであった。再調達価額 - 貸方が、主に上述のPRVの減少に伴い、70億スイス・フラン減少した。かかる減少は、プライム・ブローカレッジ債務における増加を主因とするその他の負債における増加分30億スイス・フラン（一部がデリバティブに係る受入担保金の減少により相殺されている。）で一部相殺された。さらに、短期債及び銀行間借入を含む短期借入金は、主に、譲渡性預金の正味発行分の増加を反映して、20億スイス・フラン増加した。公正価値での測定を指定された金融負債及び既発の長期債により構成される長期負債残高は、25億米ドルの低トリガー型バーゼル 適格損失吸収劣後債の発行及び10億ユーロのカバード・ボンドの発行を主因として、10億スイス・フラン増加し、証券の満期到来及び償還により一部相殺された。顧客預金及び担保付トレーディング負債は、概ね横ばいであった。

資本

UBS株主に帰属する持分は、5億900万スイス・フラン増加して495億3,200万スイス・フランとなった。

UBS株主に帰属する包括利益合計は、UBS株主に帰属する純利益7億9,200万スイス・フラン及びUBS株主に帰属するその他の包括利益（OCI）3億9,000万スイス・フラン（税引後）を反映して、11億8,300万スイス・フランとなった。第2四半期のOCIには、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び売却可能金融投資のそれぞれに関連するOCIのプラス要因として2億6,200万スイス・フラン及び1,600万スイス・フラン並びに為替差益8,700万スイス・フラン及び確定給付型制度に係る純利益2,600万スイス・フランが含まれている。

資本剰余金は、主にUBS株主に対する資本準備金からの支払金額9億3,800万スイス・フランが、従業員株式制度に関連する増加額2億3,100万スイス・フランにより一部相殺されたことを反映して、7億300万スイス・フラン減少した。

四半期中の残高

本項において開示された貸借対照表上のポジションは四半期末現在のものであり、四半期中の貸借対照表上のポジションは通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

自己資本比率

2014年6月30日現在、当行の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率は13.5%であった。これは、2014年3月31日現在と比較して0.3ポイントの増加であった。フェーズ・イン・ベースでも、当行の普通株式等Tier 1自己資本比率は、第2四半期中に0.3ポイント増加して18.2%となった。

当行の普通株式等Tier 1自己資本比率が完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースの両方で増加したのは、主に当行の普通株式等Tier 1資本が完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースの両方で7億スイス・フラン増加したことに起因している。

第2四半期中、当行の総自己資本比率は、完全適用ベースでは1.3ポイント増加して18.1%となり、フェーズ・イン・ベースでは1.2ポイント増加して23.9%となった。これは、主に2014年5月における25億米ドルの低トリガー型バーゼル 適格損失吸収劣後債（当該債券はスイスSRBバーゼル 規則に基づくTier 2資本及びプログレッシブ・バッファ資本の要件を満たしている。）の発行に起因している。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

平成26年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

UBSの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、互いに転換する必要なく全世界的に取引し、また譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

(1)【株式の総数等】（2014年6月30日現在）

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,360,761,225	記 名 式 3,844,030,621	記 名 式 516,730,604

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2014年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,844,030,621	384,403,062.10	(43,541)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,844,030,621	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引 所	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2014年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2014年1月1日 ～ 6月30日	2,028,552	3,842,002,069	202,855.20 (23)	384,200,206.9 (43,518)	従業員オプション権 の行使
2014年6月30日	-	3,844,030,621	-	384,403,062.10 (43,541)	

（注）当該半期中の条件付資本における新株予約権行使による株式発行

年 月	発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2014年1月	418,927	41,892.70
2014年2月	384,357	38,435.70
2014年3月	577,839	57,783.90
2014年4月	184,163	18,416.30
2014年5月	279,870	27,987.00
2014年6月	183,396	18,339.60
合計	2,028,552	202,855.20

	条件付資本	その他の新株予約権
新株予約権の残高	67,071,455個	50,744,840個
新株予約権が全て行使された場合の行使価額の総額(スイス・フラン) (加重平均の行使価額(スイス・フラン))	1,401,938,616.60 (20.90)	4,034,795,381.76 (32.19)
新株予約権が全て行使された場合の資本組入額(スイス・フラン)	6,707,145.50	0

(4) 【大株主の状況】

スイス証券取引所法に基づき、UBSは、総議決権の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に達して、それを超えて又はそれを下回って保有することとはならない株主の氏名を開示する義務を負わない。

大株主（2014年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に占める割合 (%)
チェース・ノミニーズ・リミテッド (Chase Nominees Ltd.)	ロンドン EC2Y 5AJ	437,808,177	11.39

DTC(CEDE & Co.)	ニューヨーク州 10274 ニューヨーク ポーリング・ グリーン・ステーション	245,552,527	6.39
ジーアイシー・プライベート・リミテッド (GIC Private Limited)	シンガポール 068912	245,517,417	6.39
ノートラスト・ノミニーズ・リミテッド (Nortrust Nominees Ltd.)	ロンドン E14 5NT	140,422,009	3.65

2【株価の推移】

次の表は、各期間における当行のスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

スイス証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：スイス・フラン(円)）

月別	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
最高	19.1 (2,163)	18.87 (2,137)	18.87 (2,137)	18.68 (2,116)	18.4 (2,084)	18.28 (2,071)
最低	16.92 (1,917)	17.45 (1,977)	17.7 (2,005)	17.38 (1,969)	17.61 (1,995)	16.27 (1,843)

ニューヨーク証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：米ドル(円)）

月別	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
最高	20.95 (2,182)	21.36 (2,224)	21.4 (2,228)	21.15 (2,202)	21.02 (2,189)	20.39 (2,123)
最低	18.62 (1,939)	19.22 (2,001)	20.26 (2,110)	19.86 (2,068)	19.72 (2,053)	18.32 (1,908)

3【役員の状況】（提出日現在）

退任役員

氏名	役職名	退任年月日
レイナー - マーク・フレイ (Rainer-Marc Frey)	人事・報酬委員会委員 リスク委員会委員	2014年5月7日

第6【経理の状況】

(a) 本書記載のユービーエス・エイ・ジー（UBS AG、以下「UBS」という。）及び子会社（以下併せて「当グループ」という。）の中間連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBSの原文（英文）の2014年度第2四半期報告書（以下「UBSの第2四半期報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2014年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS（親銀行）の個別財務書類（すなわち、親銀行財務書類）は、UBSの第2四半期報告書に含まれているスイス連邦銀行法に従って作成された2014年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務書類（以下「原文の中間個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務書類」という。）である。当グループの中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には含まれていない。

なお、当グループ及びUBSが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝113.27円（2014年9月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(c) 原文の中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】
中間連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり 利益を除く	注記	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
		2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	対2014年度 第1四半期	対2013年度 第2四半期	2014年 6月30日	2013年 6月30日
受取利息	3	3,337	3,191	3,541	5	(6)	6,528	7,025
支払利息	3	(2,095)	(1,620)	(2,333)	29	(10)	(3,714)	(4,336)
受取利息純額	3	1,242	1,572	1,208	(21)	3	2,814	2,689
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(14)	28	(3)		367	14	(18)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,229	1,600	1,205	(23)	2	2,829	2,671
受取報酬及び手数料純額	4	4,296	4,112	4,236	4	1	8,408	8,360
トレーディング収益純額	3	1,347	1,357	1,760	(1)	(23)	2,704	3,982
その他の収益	5	276	189	188	46	47	465	152
営業収益合計		7,147	7,258	7,389	(2)	(3)	14,405	15,164
人件費	6	3,842	3,967	3,855	(3)	0	7,809	7,955
一般管理費	7	1,871	1,679	2,299	11	(19)	3,550	4,298
有形固定資産の減価償却費及び減損		197	199	196	(1)	1	396	404
無形資産の償却費及び減損		19	20	20	(5)	(5)	39	40
営業費用合計		5,929	5,865	6,369	1	(7)	11,794	12,697
税引前営業利益 / (損失)		1,218	1,393	1,020	(13)	19	2,611	2,467
税金費用 / (税務上の便益)	8	314	339	125	(7)	151	652	583
当期純利益 / (損失)		904	1,054	895	(14)	1	1,958	1,884
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		111	0	204		(46)	111	204
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	2	2
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)		792	1,054	690	(25)	15	1,846	1,678
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)								
基本的	9	0.21	0.28	0.18	(25)	17	0.49	0.45
希薄化後	9	0.21	0.27	0.18	(22)	17	0.48	0.44

損益計算書(続き)

	注記	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
		2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	対2014年度 第1四半期	対2013年度 第2四半期	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：億円、1株当たり利益を除く								
受取利息	3	3,780	3,614	4,011	5	(6)	7,394	7,957
支払利息	3	(2,373)	(1,835)	(2,643)	29	(10)	(4,207)	(4,911)
受取利息純額	3	1,407	1,781	1,368	(21)	3	3,187	3,046
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(16)	32	(3)		367	16	(20)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,392	1,812	1,365	(23)	2	3,204	3,025
受取報酬及び手数料純額	4	4,866	4,658	4,798	4	1	9,524	9,469
トレーディング収益純額	3	1,526	1,537	1,994	(1)	(23)	3,063	4,510
その他の収益	5	313	214	213	46	47	527	172
営業収益合計		8,095	8,221	8,370	(2)	(3)	16,317	17,176
人件費	6	4,352	4,493	4,367	(3)	0	8,845	9,011
一般管理費	7	2,119	1,902	2,604	11	(19)	4,021	4,868
有形固定資産の減価償却費及び減損		223	225	222	(1)	1	449	458
無形資産の償却費及び減損		22	23	23	(5)	(5)	44	45
営業費用合計		6,716	6,643	7,214	1	(7)	13,359	14,382
税引前営業利益 / (損失)		1,380	1,578	1,155	(13)	19	2,957	2,794
税金費用 / (税務上の便益)	8	356	384	142	(7)	151	739	660
当期純利益 / (損失)		1,024	1,194	1,014	(14)	1	2,218	2,134
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		126	0	231		(46)	126	231
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	2	2
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)		897	1,194	782	(25)	15	2,091	1,901
1株当たり利益 (単位：円)								
基本的	9	23.79	31.72	20.39	(25)	17	55.50	50.97
希薄化後	9	23.79	30.58	20.39	(22)	17	54.37	49.84

包括利益計算書

	終了四半期			累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：百万スイス・フラン					
UBS株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	792	1,054	690	1,846	1,678
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	88	(176)	(167)	(88)	391
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(1)	0	(35)	(1)	(61)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(1)	2	0	1	(3)
為替換算調整、税効果後小計	87	(174)	(201)	(87)	327
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	101	88	(102)	189	(82)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	6	0	9	6	27
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(86)	(43)	(69)	(129)	(133)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	3	3	1	7	14
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(8)	(18)	32	(25)	48
売却可能金融投資、税効果後小計	16	31	(129)	47	(126)
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの 公正価値の変動の有効部分、税効果前	639	538	(756)	1,177	(777)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(304)	(268)	(345)	(572)	(665)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(73)	(60)	228	(132)	299
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	262	210	(873)	472	(1,143)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	364	67	(1,204)	432	(942)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	48	454	596	502	971
確定給付制度に関連する法人所得税	(22)	(110)	(76)	(132)	(198)
確定給付制度、税効果後小計	26	344	520	370	773
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、 税効果後合計	26	344	520	370	773
その他の包括利益合計	390	411	(684)	801	(170)
UBS株主に帰属する包括利益合計	1,183	1,465	6	2,648	1,509

包括利益計算書(続き)

	終了四半期			累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：百万スイス・フラン					
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	111	0	204	111	204
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	1	(16)	369	(15)	425
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	1	(16)	369	(15)	425
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、 税効果後合計	1	(16)	369	(15)	425
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	112	(16)	572	96	629
非支配持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	2	2
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	2	(1)	(2)	1	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	2	(1)	(2)	1	(2)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、 税効果後合計	2	(1)	(2)	1	(2)
非支配持分に帰属する包括利益合計	3	(1)	(1)	3	1
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	904	1,054	895	1,958	1,884
その他の包括利益	393	394	(317)	788	254
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	364	67	(1,204)	432	(942)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	29	327	887	356	1,196
包括利益合計	1,298	1,448	578	2,746	2,138

包括利益計算書(続き)

	終了四半期			累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：億円					
UBS株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	897	1,194	782	2,091	1,901
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	100	(199)	(189)	(100)	443
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(1)	0	(40)	(1)	(69)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(1)	2	0	1	(3)
為替換算調整、税効果後小計	99	(197)	(228)	(99)	370
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	114	100	(116)	214	(93)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	7	0	10	7	31
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(97)	(49)	(78)	(146)	(151)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	3	3	1	8	16
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(9)	(20)	36	(28)	54
売却可能金融投資、税効果後小計	18	35	(146)	53	(143)
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	724	609	(856)	1,333	(880)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(344)	(304)	(391)	(648)	(753)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(83)	(68)	258	(150)	339
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	297	238	(989)	535	(1,295)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	412	76	(1,364)	489	(1,067)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	54	514	675	569	1,100
確定給付制度に関連する法人所得税	(25)	(125)	(86)	(150)	(224)
確定給付制度、税効果後小計	29	390	589	419	876
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	29	390	589	419	876
その他の包括利益合計	442	466	(775)	907	(193)
UBS株主に帰属する包括利益合計	1,340	1,659	7	2,999	1,709

包括利益計算書(続き)

	終了四半期			累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：億円					
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	126	0	231	126	231
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	1	(18)	418	(17)	481
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	1	(18)	418	(17)	481
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、 税効果後合計	1	(18)	418	(17)	481
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	127	(18)	648	109	712
非支配持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	2	2
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	2	(1)	(2)	1	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	2	(1)	(2)	1	(2)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、 税効果後合計	2	(1)	(2)	1	(2)
非支配持分に帰属する包括利益合計	3	(1)	(1)	3	1
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,024	1,194	1,014	2,218	2,134
その他の包括利益	445	446	(359)	893	288
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	412	76	(1,364)	489	(1,067)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	33	370	1,005	403	1,355
包括利益合計	1,470	1,640	655	3,110	2,422

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）				
		2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在	対2014年 3月31日	対2013年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		77,615	87,548	80,879	(11)	(4)
銀行預け金		27,721	19,711	17,170	41	61
借入有価証券に係る担保金	12	30,695	30,096	27,496	2	12
リバース・レボ契約	12	76,571	80,605	91,563	(5)	(16)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	132,490	125,668	122,848	5	8
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産		49,359	46,889	42,449	5	16
再調達価額 借方	10,11,12	204,698	215,307	254,084	(5)	(19)
デリバティブに係る差入担保金	12	27,411	25,757	28,271	6	(3)
公正価値での測定を指定された金融資産	10,12	5,495	5,862	7,364	(6)	(25)
貸出金		300,571	294,805	286,959	2	5
売却可能金融投資	10	52,189	53,184	59,525	(2)	(12)
関連会社投資		848	846	842	0	1
有形固定資産		6,338	6,094	6,006	4	6
のれん及び無形資産		6,229	6,211	6,293	0	(1)
繰延税金資産		8,083	8,370	8,845	(3)	(9)
その他の資産	13	25,650	22,468	20,228	14	27
資産合計		982,605	982,530	1,018,374	0	(4)
負債						
銀行預り金		13,260	14,077	12,862	(6)	3
貸付有価証券に係る担保金	12	12,298	13,351	9,491	(8)	30
レボ契約	12	18,718	17,728	13,811	6	36
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	29,904	29,459	26,609	2	12
再調達価額 貸方	10,11,12	203,368	210,056	248,079	(3)	(18)
デリバティブに係る受入担保金	12	43,746	46,679	49,526	(6)	(12)
公正価値での測定を指定された金融負債	10,12	68,877	68,748	69,901	0	(1)
顧客預り金		388,500	388,839	390,825	0	(1)
社債		80,984	76,779	81,586	5	(1)
引当金	14	3,334	3,200	2,971	4	12
その他の負債	13	68,166	62,677	62,777	9	9
負債合計		931,155	931,593	968,438	0	(4)
資本						
資本金		384	384	384	0	0
資本剰余金		33,216	33,919	33,952	(2)	(2)
自己株式		(1,448)	(1,464)	(1,031)	(1)	40
買戻し義務付自己株式		(11)	(23)	(46)	(52)	(76)
利益剰余金		26,322	25,529	24,475	3	8
資本に直接認識された純利益累積額、税効果後		(8,932)	(9,322)	(9,733)	(4)	(8)
UBS株主に帰属する持分		49,532	49,023	48,002	1	3

優先証券保有者に帰属する持分	1,879	1,877	1,893	0	(1)
非支配持分に帰属する持分	39	36	41	8	(5)
資本合計	51,450	50,937	49,936	1	3
負債及び資本合計	982,605	982,530	1,018,374	0	(4)

貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	変化率(%)				
		2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在	対2014年 3月31日	対2013年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		87,915	99,166	91,612	(11)	(4)
銀行預け金		31,400	22,327	19,448	41	61
借入有価証券に係る担保金	12	34,768	34,090	31,145	2	12
リバース・レボ契約	12	86,732	91,301	103,713	(5)	(16)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	150,071	142,344	139,150	5	8
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産		55,909	53,111	48,082	5	16
再調達価額 借方	10,11,12	231,861	243,878	287,801	(5)	(19)
デリバティブに係る差入担保金	12	31,048	29,175	32,023	6	(3)
公正価値での測定を指定された金融資産	10,12	6,224	6,640	8,341	(6)	(25)
貸出金		340,457	333,926	325,038	2	5
売却可能金融投資	10	59,114	60,242	67,424	(2)	(12)
関連会社投資		961	958	954	0	1
有形固定資産		7,179	6,903	6,803	4	6
のれん及び無形資産		7,056	7,035	7,128	0	(1)
繰延税金資産		9,156	9,481	10,019	(3)	(9)
その他の資産	13	29,054	25,450	22,912	14	27
資産合計		1,112,997	1,112,912	1,153,512	0	(4)
負債						
銀行預り金		15,020	15,945	14,569	(6)	3
貸付有価証券に係る担保金	12	13,930	15,123	10,750	(8)	30
レボ契約	12	21,202	20,081	15,644	6	36
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	33,872	33,368	30,140	2	12
再調達価額 貸方	10,11,12	230,355	237,930	280,999	(3)	(18)
デリバティブに係る受入担保金	12	49,551	52,873	56,098	(6)	(12)
公正価値での測定を指定された金融負債	10,12	78,017	77,871	79,177	0	(1)
顧客預り金		440,054	440,438	442,687	0	(1)
社債		91,731	86,968	92,412	5	(1)
引当金	14	3,776	3,625	3,365	4	12
その他の負債	13	77,212	70,994	71,108	9	9
負債合計		1,054,719	1,055,215	1,096,950	0	(4)
資本						
資本金		435	435	435	0	0
資本剰余金		37,624	38,420	38,457	(2)	(2)

自己株式	(1,640)	(1,658)	(1,168)	(1)	40
買戻し義務付自己株式	(12)	(26)	(52)	(52)	(76)
利益剰余金	29,815	28,917	27,723	3	8
資本に直接認識された純利益累積額、税効果後	(10,117)	(10,559)	(11,025)	(4)	(8)
UBS株主に帰属する持分	56,105	55,528	54,372	1	3
優先証券保有者に帰属する持分	2,128	2,126	2,144	0	(1)
非支配持分に帰属する持分	44	41	46	8	(5)
資本合計	58,277	57,696	56,563	1	3
負債及び資本合計	1,112,997	1,112,912	1,153,512	0	(4)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された 純利益累積 額、税効果 後	内、 為替 換算調整	内、 売却可能 金融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	内、 確定 給付制度	内、 不動産 再評価 剰余金	UBS株主に帰 属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2013年1月1日現在残高	384	33,898	(1,071)	(37)	21,297	(8,522)	(6,954)	249	2,983	(4,806)	6	45,949	3,109	42	49,100
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(723)									(723)			(723)
自己株式の売却			824									824			824
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額		182										182			182
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		24										24			24
従業員持株制度及び株式オプション制度		(98)										(98)			(98)
資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益		1										1			1
配当金		(564) ¹										(564)	(204)	(6)	(773)
買戻し義務付自己株式 変動				(21)								(21)			(21)
優先証券												0	(1,572)		(1,572)
新規連結及びその他の増加 / (減少)												0			0
連結除外及びその他の減少		(11)										(11)			(11)
資本に認識された当期の包括利益合計					1,678	(170)	327	(126)	(1,143)	773		1,509	629	1	2,138
2013年6月30日現在残高	384	33,433	(970)	(57)	22,975	(8,692)	(6,627)	123	1,840	(4,034)	6	47,073	1,963	37	49,073
2014年1月1日現在残高	384	33,952	(1,031)	(46)	24,475	(9,733)	(7,425)	95	1,463	(3,867)	0	48,002	1,893	41	49,936
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(840)									(840)			(840)
自己株式の売却			423									423			423
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額		25										25			25
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		(2)										(2)			(2)
従業員持株制度及び株式オプション制度		179										179			179
資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益		1										1			1
配当金		(938) ¹										(938)	(111)	(4)	(1,053)

買戻し義務付自己株式 変動				35									35		35
優先証券												0	0		0
新規連結及びその他の増加 / (減少)												0		0	0
連結除外及びその他の減少												0			0
資本に認識された当期の包括利益合計					1,846	801	(87)	47	472	370		2,648	96	3	2,746
2014年6月30日現在残高	384	33,216	(1,448)	(11)	26,322	(8,932)	(7,512)	142	1,935	(3,498)	0	49,532	1,879	39	51,450

¹ ユービーエス・エイ・ジー(親銀行)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.25スイス・フラン(2013年度:0.15スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

単位: 億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された 純利益累積 額、税効果 後	内、 為替 換算調整	内、 売却可能 金融投資	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	内、 確定 給付制度	内、 不動産 再評価 剰余金	UBS株主に帰 属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2013年1月1日現在残高	435	38,396	(1,213)	(42)	24,123	(9,653)	(7,877)	282	3,379	(5,444)	7	52,046	3,522	48	55,616
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(819)									(819)			(819)
自己株式の売却			933									933			933
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		206										206			206
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		27										27			27
従業員持株制度及び株式オプション制度		(111)										(111)			(111)
資本剰余金に認識された (税金費用)/税務上の便益		1										1			1
配当金		(639) ¹										(639)	(231)	(7)	(876)
買戻し義務付自己株式 変動				(24)								(24)			(24)
優先証券												0	(1,781)		(1,781)
新規連結及びその他の増加/(減少)												0			0
連結除外及びその他の減少		(12)										(12)			(12)
資本に認識された当期の包括利益合計					1,901	(193)	370	(143)	(1,295)	876		1,709	712	1	2,422
2013年6月30日現在残高	435	37,870	(1,099)	(65)	26,024	(9,845)	(7,506)	139	2,084	(4,569)	7	53,320	2,223	42	55,585
2014年1月1日現在残高	435	38,457	(1,168)	(52)	27,723	(11,025)	(8,410)	108	1,657	(4,380)	0	54,372	2,144	46	56,563
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(951)									(951)			(951)
自己株式の売却			479									479			479
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		28										28			28
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		(2)										(2)			(2)
従業員持株制度及び株式オプション制度		203										203			203
資本剰余金に認識された (税金費用)/税務上の便益		1										1			1

配当金	(1,062) ¹											(1,062)	(126)	(5)	(1,193)
買戻し義務付自己株式 変動				40								40			40
優先証券												0	0		0
新規連結及びその他の増加 / (減少)												0		0	0
連結除外及びその他の減少												0			0
資本に認識された当期の包括利益合計					2,091	907	(99)	53	535	419		2,999	109	3	3,110
2014年6月30日現在残高	435	37,624	(1,640)	(12)	29,815	(10,117)	(8,509)	161	2,192	(3,962)	0	56,105	2,128	44	58,277

¹ ユービーエス・エイ・ジー(親銀行)において1株(額面11.33円)当たり28.32円(2013年度:16.99円)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

	累計期間			
	2014年6月30日		2013年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
当期純利益 / (損失)	1,958	2,218	1,884	2,134
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)への調整				
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整 :				
有形固定資産の減価償却費及び減損	396	449	404	458
無形資産の償却費及び減損	39	44	40	45
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	(14)	(16)	18	20
関連会社持分純利益	(54)	(61)	(24)	(27)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	466	528	342	387
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(133)	(151)	(228)	(258)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	(78)	(88)	3,435	3,891
その他の調整純額	366	415	(1,369)	(1,551)
営業活動に係る資産及び負債の(増加) / 減少純額 :				
銀行預け金 / 銀行預り金	1,049	1,188	(3,720)	(4,214)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	13,298	15,063	28,792	32,613
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	7,343	8,317	(16,089)	(18,224)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額及び公正価値での測定を指定された金融資産	1,926	2,182	34,582	39,171
デリバティブに係る担保金	(5,656)	(6,407)	(10,521)	(11,917)
貸出金 / 顧客預り金	(15,841)	(17,943)	(7,077)	(8,016)
その他の資産、引当金及びその他の負債	975	1,104	1,600	1,812
支払税金、還付金控除後	(249)	(282)	(213)	(241)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	5,791	6,559	31,857	36,084
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	0	(49)	(56)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	52	59	117	133
有形固定資産購入	(787)	(891)	(590)	(668)
有形固定資産処分	102	116	93	105
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額 ²	5,942	6,731	2,323	2,631
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	5,308	6,012	1,894	2,145
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
短期借入債務発行 / (償還)純額	(2,157)	(2,443)	5,942	6,731
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(722)	(818)	(360)	(408)
配当金の支払	(938)	(1,062)	(564)	(639)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務発行	18,056	20,452	14,355	16,260
公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務償還	(19,711)	(22,327)	(39,396)	(44,624)
配当金の支払及び優先証券の償還	(81)	(92)	(1,384)	(1,568)

非支配持分の変動純額	(4)	(5)	(6)	(7)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(5,559)	(6,297)	(21,412)	(24,253)

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。

² 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2014年6月30日に終了した6ヶ月間：69,092百万スイス・フラン(78,261億円)、2013年6月30日に終了した6ヶ月間：82,725百万スイス・フラン(93,703億円))及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2014年6月30日に終了した6ヶ月間：63,150百万スイス・フラン(71,530億円)、2013年6月30日に終了した6ヶ月間：80,402百万スイス・フラン(91,071億円))を含む。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

	累計期間			
	2014年6月30日		2013年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(202)	(229)	1,712	1,939
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	5,339	6,047	14,051	15,916
現金及び現金同等物期首残高	108,632	123,047	99,108	112,260
現金及び現金同等物期末残高	113,972	129,096	113,159	128,175
現金及び現金同等物の構成：				
現金及び中央銀行預け金	77,615	87,915	80,544	91,232
銀行預け金 ¹	34,661	39,261	29,774	33,725
マネー・マーケット・ペーパー ²	1,695	1,920	2,841	3,218
合計 ³	113,972	129,096	113,159	128,175

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む。

利息として受領した現金	5,427	6,147	6,051	6,854
利息として支払った現金	2,985	3,381	4,122	4,669
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として 受領した現金 ⁴	1,144	1,296	904	1,024

¹ 貸借対照表上で「銀行預け金」及び銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」として認識されている残高を含む。

² マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」又は「売却可能金融投資」に含まれる。

³ 現金及び現金同等物のうち、2014年6月30日及び2013年6月30日現在においてそれぞれ7,215百万スイス・フラン(8,172億円)及び8,982百万スイス・フラン(10,174億円)が使用制限のあるものである。詳細については、2013年度の年次報告書の「注記25 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。

⁴ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

[次へ](#)

中間連結財務書類に対する注記

注記1 会計の基礎

ユービーエス・エイ・ジー及び子会社（以下「UBS」又は「当グループ」という。）の連結財務書類（以下「当中間財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（UBS AGが設立されたスイスの通貨）建てで表示されている。当中間財務書類はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当中間財務書類の作成にあたっては、2014年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクション（訳者注：原文の「Financial information」のセクションである。以下同じ。）の「注記1 会計の基礎」に記載している変更、特に2014年1月1日の「金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号「金融商品：表示」の修正）の適用（この適用により過年度の貸借対照表の比較情報が修正再表示された。）を除いて、2013年12月31日に終了した期間の年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。これらの当中間財務書類は監査を受けておらず、2013年度の年次報告書に含まれている監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当中間財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された収益、費用、資産、負債並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。入手可能な情報を評価し、判断することは、当該見積りを行う上で必要な要素である。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当中間財務書類に重要な影響を与える場合があります。見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直される。これらの見直しから生じたいかなる見積りの修正も、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、2013年度年次報告書の「注記1a 重要な会計方針」の2の項を参照。

最新の会計動向

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。これによりIFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるIASBのプロジェクトの、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計のフェーズを完全に反映したことになる。本最終基準は、前バージョン（2010年に公表）から大幅な修正が加えられており、金融資産についての新しい分類及び測定に関する要求事項、特にその他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じた公正価値の分類の導入、IAS第39号の発生損失モデルを置き換える、単一の将来を考慮した予想信用損失モデルの追加、ヘッジ会計に適用する改良された手法の導入（2013年に別途公表）などが含まれる。本最終基準は、金融負債の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失が、OCIに表示され、純損益には認識されないと規定する従前に公表された指針も含んでいる。自己の信用に係る実現利得又は損失のOCIから純損益への事後的なりサイクルはない。本新基準の強制適用の発効日は2018年1月1日であり、早期適用が認められている。UBSは現在、財務書類に対するこれらの新たな規定の影響を評価している。詳細については、2013年度年次報告書の「注記1c 2014年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正」を参照。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。本基準は、顧客との契約全てに適用される収益認識の原則を定めている。本基準により、企業は財又はサービスが顧客に移転された時点で、かかる財又はサービスと交換に当該企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で収益を認識する必要がある。本基準はまた、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期並びに不確実性についての情報に関する一体性のある開示規定を定めている。本基準は、UBSでは、2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。企業はこの基準を完全遡及適用アプロー

チを用いるか、又は適用年度に部分的遡及適用アプローチを用いるかを選択することができる。UBSは現在、当グループの財務書類に対する当該新基準の影響を評価している。

IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正

2014年5月、IASBはIFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正を公表した。これらの修正は当グループの当中間財務書類に重要な影響を及ぼさない見込みである。UBSが行う共同支配の取決めは、個別でも合計しても重要性はない(2013年度年次報告書の「注記30 子会社及び他の企業への関与」を参照)。またUBSは、IAS第16号及びIAS第38号の修正が禁じている収益を基礎とした減価償却方法を採用していない。

その他

公正価値測定 - 調達評価調整

2014年度下半期において、UBSは、無担保のデリバティブ債権及び債務に関連する資金調達の費用と便益をどのように評価技法に組み込むかの分析を完了する見込みである。現状では、かかるインプットをどのように定量化し、適用するかについて、業界内で様々な意見がある。この分析が完了した時点で、UBSは、会計上の見積りの変更として将来にわたり調達評価調整を前述の項目の公正価値測定に組み入れる予定である。詳細については、2013年度年次報告書の「注記1c 2014年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正」を参照。

注記2 セグメント報告

管理会計の会計方針及びサービス・レベルに関する合意を含むUBSの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定している。内部費用及び移転価格調整は、報告セグメントの業績に反映されている。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各報告セグメントの業績にも反映されている。

収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に関与する場合、外部顧客収益を報告セグメントに配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。受取利息純額は通常、貸借対照表のポジションに基づいて報告セグメントに配分される。報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センター - 中核業務内のグループ財務部門を通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。UBSの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均帰属資本に基づいて報告セグメントに配分される。当グループのセグメント間収益の合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

2014年度以降、年次事業計画サイクルの一環として、コーポレート・センター - 中核業務は、毎年、各事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオとの間で、固定価格又は計算式に基づく変動価格(資本及びサービスの利用レベル並びに提供されるサービスの性質による)で費用配分するサービスアグリーメントを締結している。しかしながら実際の発生費用と予想費用は異なる場合があるため、コーポレート・センター - 中核業務は様々な要因に応じて配分不足額又は配分超過額を認識する可能性がある。この費用配分は、過年度の実績や次年度の計画を考慮した上で、毎年再設定される。2013年12月までは、コーポレート・センター - 中核業務の営業費用は、社内決定された配分基準に基づいて、各報告セグメントに配分されていた。かかる配分は定期的に修正されるため、実際に発生した費用と費用配分された金額との間に差異が生じていた可能性がある。

セグメントの貸借対照表の資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センター - 中核業務によって中央管理されている一部の資産(有形固定資産及び一部の金融資産を含む。)は、対応する費用及び/又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分されている。具体的には、一部の資産はコーポレート・センター - 中核業務に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は内部で定められた様々な配分方法に基づいて、全体又は部分的に各セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センター - 中核業務に配分されている。

	ウェルス・ ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	リテール& コーポレート	グローバル・ アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・センター	UBS	
						中核業務	非中核業務及 びレガシー・ ポートフォリ オ	
単位：百万スイス・フラン								
2014年6月30日に終了した6ヶ月間								
受取利息純額	1,013	454	1,063	(8)	404	(172)	59	2,814
受取利息以外	2,849	2,876	803	924	4,075	246	(195)	11,577
収益 ¹	3,862	3,330	1,866	916	4,479	74	(136)	14,391
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	3	15	4	0	(6)	0	(2)	14
営業収益合計	3,865	3,345	1,870	916	4,474	74	(138)	14,405
人件費	1,671	2,285	695	417	2,333	217	192	7,809
一般管理費	1,088	518	426	255	1,002	3	257	3,550
他の事業部門(に対する) / からのサービス	30	4	(58)	(8)	(4)	1	35	0
有形固定資産の減価 償却費及び減損	99	61	68	20	132	2	13	396
無形資産の償却費及び減 損	3	23	0	4	6	2	1	39
営業費用合計 ²	2,891	2,892	1,130	688	3,469	225	499	11,794
税引前営業利益 / (損失)	974	453	740	228	1,004	(151)	(637)	2,611
税金費用 / (税務上の便益)								652
当期純利益 / (損失)								1,958
2014年6月30日現在								
資産合計	118,704	47,383	142,660	14,199	244,807	230,995	183,856	982,605
2013年6月30日に終了した6ヶ月間 ³								
受取利息純額	1,031	424	1,072	(13)	258	(124) ⁴	41 ⁴	2,689
受取利息以外	2,847	2,836	798	1,019	4,772	(322) ⁴	543 ⁴	12,493
収益 ¹	3,877	3,260	1,870	1,006	5,030	(445)	584	15,182
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(11)	0	(3)	0	3	0	(6)	(18)
営業収益合計	3,866	3,260	1,867	1,006	5,033	(445)	577	15,164
人件費	1,704	2,297	746	450	2,246	218	295	7,955
一般管理費	807	444	401	208	902	146	1,390	4,298
他の事業部門(に対する) / からのサービス	40	8	(73)	(7)	6	1	26	0
有形固定資産の減価償却 費 及び減損	91	59	70	23	122	1	38	404
無形資産の償却費及び減 損	3	25	0	4	6	0	1	40
営業費用合計 ²	2,646	2,833	1,143	679	3,281	365	1,750	12,697
税引前営業利益 / (損失)	1,221	427	724	328	1,752	(811)	(1,173)	2,467

税金費用 /(税務上の便益)	583
当期純利益/(損失)	1,884

2013年12月31日現在

資産合計	109,758	45,491	141,369	14,223	244,990	247,407	215,135	1,018,374
------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	-----------

¹ コーポレート・センター 中核業務(コア・ファンクション)の自己の信用についての詳細に関しては、「注記10 公正価値測定」を参照。² リストラクチャリング費用についての情報に関しては、「注記16 組織変更」を参照。³ 本表の数値は、組織変更に伴う修正により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。⁴ 2014年度第2四半期において、2013年6月30日に終了した6ヶ月間の受取利息純額及び受取利息以外の数値が修正された。コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額は186百万スイス・フラン減少し、この減少に対応する金額が受取利息以外において増加した。また、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの受取利息純額は186百万スイス・フラン増加し、この増加に対応する金額が受取利息以外において減少した。

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
受取利息純額及び トレーディング収益純額							
受取利息純額	1,242	1,572	1,208	(21)	3	2,814	2,689
トレーディング収益純額	1,347	1,357	1,760	(1)	(23)	2,704	3,982
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	2,589	2,929	2,968	(12)	(13)	5,518	6,671
ウェルス・マネジメント	671	671	744	0	(10)	1,342	1,470
ウェルス・マネジメント・ アメリカズ	326	324	327	1	0	649	633
リテール&コーポレート	626	602	636	4	(2)	1,228	1,245
グローバル・アセット・マネジ メント	(5)	(1)	5	400		(6)	10
インベストメント・バンク	1,155	1,257	1,281	(8)	(10)	2,412	3,114
内、コーポレート・クライア ント・ソリューション	281	254	231	11	22	535	728
内、インベスター・クライア ント・サービス	874	1,003	1,050	(13)	(17)	1,877	2,386
コーポレート・センター	(184)	76	(24)		667	(108)	199
内、中核業務	11	65	(61)	(83)		76	(337)
内、公正価値での測定を 指定された金融負債に係る 自己の信用 ¹	72	88	138	(18)	(48)	160	(43)
内、非中核業務及びレガ シー・ポートフォリオ	(195)	12	37			(184)	535
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	2,589	2,929	2,968	(12)	(13)	5,518	6,671

受取利息純額

受取利息

貸出金及び前渡金に係る受取利息	2,109	2,052	2,191	3	(4)	4,161	4,488
借入有価証券及びリバース・レ ボ契約に係る受取利息	215	164	262	31	(18)	379	500
トレーディング・ポートフォリ オからの受取利息及び受取配当 金	886	852	923	4	(4)	1,738	1,719
公正価値での測定を指定された 金融資産に係る受取利息	50	56	93	(11)	(46)	106	187

売却可能金融投資からの受取利息 及び受取配当金	77	67	71	15	8	144	130
合計	3,337	3,191	3,541	5	(6)	6,528	7,025
支払利息							
銀行及び顧客への支払利息	170	199	238	(15)	(29)	368	501
貸付有価証券及びレボ契約に係る支払利息	277	178	301	56	(8)	455	519
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 ²	838	436	806	92	4	1,275	1,297
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	231	247	313	(6)	(26)	477	648
社債利息	579	560	674	3	(14)	1,139	1,371
合計	2,095	1,620	2,333	29	(10)	3,714	4,336
受取利息純額	1,242	1,572	1,208	(21)	3	2,814	2,689
トレーディング収益純額							
インベストメント・バンク コーポレート・クライアント・ ソリューション	163	139	105	17	55	302	477
インベストメント・バンク インベスター・クライアント・ サービス	991	714	1,174	39	(16)	1,705	2,379
その他の事業部門及び コーポレート・センター	193	504	481	(62)	(60)	696	1,127
トレーディング収益純額	1,347	1,357	1,760	(1)	(23)	2,704	3,982
内、公正価値での測定を指定 された金融負債からの純利 得ノ (損失) ^{1,3}	(1,839)	(465)	1,994	295		(2,303)	850

¹ 自己の信用についての詳細に関しては、「注記10 公正価値測定」を参照。² トレーディング負債に係る配当金の支払義務に関連する費用を含む。³ 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算することにより生じた為替変動の影響額（いずれもトレーディング収益純額に報告されている。）は含まれていない。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
引受報酬	493	320	363	54	36	813	758
内、株式引受報酬	331	185	227	79	46	515	431
内、債券引受報酬	163	135	137	21	19	298	327
M&A及びコーポレート・ ファイナンス報酬	166	155	166	7	0	321	285
委託手数料	945	1,010	1,131	(6)	(16)	1,955	2,226
投資信託報酬	905	933	988	(3)	(8)	1,837	2,019
ポートフォリオの運用及び アドバイザー報酬	1,780	1,719	1,677	4	6	3,499	3,233
その他	446	423	440	5	1	869	860
受取報酬及び手数料合計	4,735	4,560	4,766	4	(1)	9,294	9,381
支払委託手数料	186	200	256	(7)	(27)	385	492
その他	253	248	274	2	(8)	501	530
支払報酬及び手数料合計	439	448	530	(2)	(17)	887	1,022
受取報酬及び手数料純額	4,296	4,112	4,236	4	1	8,408	8,360
内、委託手数料純額	759	811	876	(6)	(13)	1,569	1,733

注記5 その他の収益

	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
関連会社及び子会社							
子会社処分純利得 / (損失) ¹	26	6	21	333	24	32	103
関連会社投資処分純利得 / (損失)	69	0	0			69	0
関連会社の当期純利益に対する持分	19	35	12	(46)	58	54	24
合計	114	42	34	171	235	155	127
売却可能金融投資							
処分純利得 / (損失)	83	40	68	108	22	123	119
減損損失	(6)	0	(9)		(33)	(6)	(27)
合計	77	39	59	97	31	117	92
不動産収益純額(処分純利得 / 損失を除く。)²							
公正価値で評価された投資不動産純利得 / (損失) ³	1	1	0	0		1	1
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	1	23	19	(96)	(95)	24	19
貸出金及び債権処分純利得 / (損失)	23	9	32	156	(28)	32	36
その他 ⁴	53	67	35	(21)	51	121	(142)
その他の収益合計	276	189	188	46	47	465	152

¹ 処分された又は休眠状態の子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。² 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。³ 公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得 / 損失を含む。⁴ 2013年度第1四半期には、既発債の公開買付けによる買戻しに係る純損失119百万スイス・フランが含まれている。

注記6 人件費

	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
給与及び変動報酬	2,467	2,520	2,415	(2)	2	4,986	5,104
契約社員給与	56	54	42	4	33	110	85
社会保険	170	259	215	(34)	(21)	429	432
年金及びその他の退職後給付制度	177	193	218	(8)	(19)	370	434
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ¹	822	790	813	4	1	1,612	1,588
その他の人件費	150	152	153	(1)	(2)	302	312
人件費合計 ²	3,842	3,967	3,855	(3)	0	7,809	7,955

¹ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。² リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、「注記16 組織変更」を参照。

注記7 一般管理費

	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
賃借料	244	251	255	(3)	(4)	494	516
IT及びその他の機器の使用料 及び維持管理費	95	117	114	(19)	(17)	211	229
通信及び市場データサービス 費用	149	150	158	(1)	(6)	298	311
管理費	109	106	118	3	(8)	215	246
マーケティング及び広報費用	108	94	108	15	0	202	220
旅費及び交際費	119	107	112	11	6	225	212
専門家報酬	331	256	238	29	39	587	444
IT及びその他の業務の外部委託 費用	370	357	325	4	14	727	628
訴訟、規制上及び類似の 問題に対する引当金 ^{1, 2}	254	193	658	32	(61)	447	1,036
その他 ³	94	49	213	92	(56)	143	456
一般管理費合計 ⁴	1,871	1,679	2,299	11	(19)	3,550	4,298

¹ 損益計算書で認識された訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の純増加 / 取崩が反映されている。さらに、2014年度第2四半期において、第三者からの回収が5百万スイス・フラン（2014年度第1四半期：1百万スイス・フラン、2013年度第2四半期：2百万スイス・フラン）含まれている。「注記14a 引当金」に表示されているように、2014年度第2四半期に損益計算書に認識された訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金の純増加 / 取崩の一部（25百万スイス・フランの取崩）は、一般管理費ではなく、その他の収益として計上された。² 詳細に関しては、「注記14 引当金及び偶発負債」を参照。³ 2014年度第2四半期には、特定の係争中の債権に関連する78百万スイス・フランの減損損失計上額を含む。2013年度第2四半期には、スイス・英国間の租税合意に関連する借方計上額106百万スイス・フラン及び特定の係争中の債権に関連する87百万スイス・フランの減損損失計上額を含む。⁴ リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、「注記16 組織変更」を参照。

注記8 法人所得税

当グループは、2014年度第2四半期において、314百万スイス・フランの法人所得税費用（純額）を認識している。前四半期においては、339百万スイス・フランの法人所得税費用（純額）を認識していた。第2四半期の法人所得税費用（純額）には、過年度に認識された税務上の繰越欠損金を同四半期のスイスにおける課税所得と相殺したために発生した繰延税金資産の償却に係る繰延税金費用195百万スイス・フランが含まれている。さらに同四半期には、主にスイス以外の支店及び子会社の課税所得に係る法人所得税費用（純額）119百万スイス・フランが含まれている。

注記9 1株当たり利益（以下「EPS」という。）及び社外流通株式数

	2014年 6月30日 現在及び 終了四半期	2014年 3月31日 現在及び 終了四半期	2013年 6月30日 現在及び 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率	対2013年度 第2四半期 変化率	2014年 6月30日 現在及び 累計期間	2013年 6月30日 現在及び 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
基本的利益							
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	792	1,054	690	(25)	15	1,846	1,678
希薄化後利益							
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	792	1,054	690	(25)	15	1,846	1,678
控除：UBS株式デリバティブ契約に係る(利益)/損失	(3)	0	0			(2)	0

希薄化後EPS算定のためのUBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	789	1,054	690	(25)	14	1,844	1,678
	株	株	株	%	%	株	株
加重平均社外流通株式数							
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,752,038,863	3,766,005,832	3,761,280,365	0	0	3,759,022,348	3,758,035,187
概念上の株式、イン・ザ・マネー・オプション及びワラントによる潜在的社外流通株式の希薄化効果	82,622,660	85,654,571	74,928,363	(4)	10	84,207,566	79,387,434
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,834,661,523	3,851,660,403	3,836,208,728	0	0	3,843,229,914	3,837,422,621
	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	%	%	スイス・フラン	スイス・フラン
1株当たり利益							
基本的	0.21	0.28	0.18	(25)	17	0.49	0.45
希薄化後	0.21	0.27	0.18	(22)	17	0.48	0.44
	株	株	株	%	%		
社外流通株式数							
発行済普通株式数	3,844,030,621	3,843,383,192	3,839,378,864	0	0		
自己株式数	91,236,602	92,241,706	71,621,067	(1)	27		
社外流通株式数	3,752,794,019	3,751,141,486	3,767,757,797	0	0		
転換可能株式数	0	0	416,708		(100)		
EPS算定のための社外流通株式数	3,752,794,019	3,751,141,486	3,768,174,505	0	0		

以下の表は、表示期間においては希薄化されていなかったが、将来における基本的1株当たり利益を希薄化させる可能性のある潜在的株式の概要である。

株式数	2014年 6月30日 終了四半期	2014年 3月31日 終了四半期	2013年 6月30日 終了四半期	対2014年度 第1四半期 変化率(%)	対2013年度 第2四半期 変化率(%)	2014年 6月30日 累計期間	2013年 6月30日 累計期間
潜在的に希薄化効果のある商品							
従業員への株式に基づく報酬	101,558,712	106,001,462	129,331,020	(4)	(21)	101,558,712	129,331,020
その他の株式デリバティブ契約	10,953,906	13,408,690	15,263,515	(18)	(28)	10,796,338	14,986,238
SNBワラント ¹			100,000,000		(100)		100,000,000
合計	112,512,618	119,410,152	244,594,535	(6)	(54)	112,355,050	244,317,258

¹ これらのワラントは、SNBとの取引に関連していた。SNBは同行が所有及び支配しているファンド（以下「SNBスタブファンド」という。）に対して貸付を行った。2008年度及び2009年度に、UBSは当該ファンドに特定の非流動性証券及びその他のポジションを譲渡した。この取決めの一環として、UBSはSNBに対してワラントを付与した。これらのワラントはSNBが当該SNBスタブファンドへの貸付に関して損失を被った場合に行使可能となる予定であった。2013年度第3四半期に当該貸付の全額が返済されたことにより、2013年度第4四半期にSNBによりこれらのワラントは消滅した。

注記10 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス
- c) 評価技法
- d) 評価調整
- e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分
- f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

- g) レベル3商品の変動
- h) レベル3に分類される資産及び負債の評価
- i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度
- j) 繰延Day1損益
- k) 公正価値で測定されない金融商品

a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場（又は主たる市場がない場合、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、当グループは様々な評価アプローチを活用し、観察可能な市場データがあればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうち1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

入手可能な場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格データを提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融資産もしくは負債の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価技法を用いて算定される。評価技法には見積りの使用が含まれ、その範囲は当該商品の複雑性や市場に基づくデータによって異なる。モデル・リスク、流動性リスク及び信用リスク（これらのリスクは、評価技法では明確に捉えられないが、価格形成時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価技法に内在する制約は、資産又は負債をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、ロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBSは、かかる会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、一定の条件を満たす場合には、UBSは、実質的に類似しており、正味のオープン・リスクに基づく相殺リスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債をポートフォリオとして公正価値を見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。詳細については、「注記10j 繰延Day1損益」を参照。

b) 評価ガバナンス

UBSの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価技法は、リスク及び財務統制部門の主要関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にあるが、事業部門から独立したリスク及び財務統制部門が検証

を行っている。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場データの入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

独立した価格検証は、財務部門により実施され、事業部門の価格算定インプットの仮定やモデリング手法を評価する。事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格やその他の独立した情報源をもって評価することにより、管理の枠組みの中で要求されているように、当該評価に内在する評価の不確実性の程度は評価、管理される。公正価値測定モデルは、商品自体の主たる市場、並びにモデルに対する主要な評価インプット・パラメーターの主たる市場における特定の商品の評価する能力について評価される。

独立したモデル・レビュー・グループは、定期的に又は設定した事由が生じた場合に、UBSの評価モデルを評価し、特定の商品の評価に当該モデルを承認する。このような評価統制が取られることから、独立した市場データ及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。詳細については、「注記10d 評価調整」を参照。

c) 評価手法

市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価技法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性商品及び資本性金融商品、一部の上場デリバティブ、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBSは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価技法を用いている。最も頻繁に適用される評価技法は、期待キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

期待キャッシュ・フローの割引価値は、将来の期待キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカウント・マージン（類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の現在価値をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び/又は資金調達スプレッドを反映したもの）で割り引くことにより公正価値を測定する評価技法である。かかる評価技法を利用する場合、将来の期待キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、参照原資産又は資産の将来の価格変動動向を予想し、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法（例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション）を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価技法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのようなデータが入手できない場合は、インプットは、活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。公正価値を測定する際、UBSは、過去の実績、観察可能な価格水準の類似商品に基づくパラメーターの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識の組合せに基づき、評価技法に使用される市場で観察不能なインプットを選択する。

より複雑な商品及び活発な市場で取引されない商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例えば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBSでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価技法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積る際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる（「注記10h レベル3に分類される資産及び負債の評価」を参照）。当グループが用いるディスカウント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

d) 評価調整

評価によるアウトプットは、完全な確実性をもって決定できない推定値又は近似値であるのが常である。その結果、取引解消費用、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、取引制限及びその他の要

因について公正価値の見積時に市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価技法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

評価調整の主な種類について以下に詳述する。

市場のビッド・オファーレベルの反映

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対して評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場取引及びその他の関連情報源から入手され、定期的に更新される。

モデルの不確実性の反映

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデルリザーブの適用により公正価値の測定に反映されている。モデルリザーブには、関係するモデル仮定条件に使用されるモデル及び市場インプットに、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットの修正に不確実性を組み込むために、モデルによって直接計算された評価額から差し引くべきであると当グループが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、当グループは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市場慣行を勘案している。モデルリザーブは、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報源からのデータに照らして定期的に再評価される。

Day1リザーブ

評価調整として適宜、Day1リザーブが反映される。詳細については、「注記10j 繰延Day1損益」を参照。

デリバティブの評価における取引相手先の信用リスク

公正価値を測定するためには、OTCデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、並びに中途解約条項及びその他の契約上の要素によって決まる。

OTCデリバティブの評価における自己の信用リスク

当グループは、CVAの手法と効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己の信用を組み込むために負債評価調整（以下「DVA」という。）を見積る。DVAは、UBSの信用リスク・エクスポージャーをヘッジする取引相手先にかかる理論上の費用又は取引相手先がUBSへの信用リスク・エクスポージャーに対して積み立てることが合理的に期待される信用リスク引当金を表す。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBSのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。

公正価値での測定を指定された金融負債の評価におけるUBSの自己の信用リスク

デリバティブのリスク要素の評価を検討することに加え、公正価値オプションを適用する負債の評価には、資金調達要素と、特に公正価値の自己の信用要素を考慮することも求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、市場参加者によって考慮されている場合に反映される。従って、自己の信用リスクは、全額担保された契約及び自己の信用要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の契約には反映されない。自己の信用要素は、無担保資金調達商品を割り引く単一の市場に基づく水準を得るために資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに基づいて見積られる。UBSのシニア債のイールド・スプレッドは、FTPのイールド・カーブになるように、シニア無担保債の市場におけるUBSの債券のスプレッドとUBSのミディアム・ターム・ノートの現時点の発行の金利水準との間の差異を反映した割引率で割り引かれる。FTPの

イールド・カーブは通常、レベル2の価格算定インプットである。ただし、活発に取引されている期間を超え一部の長期物エクスポージャーは、レベル3に分類される。

2014年6月30日、2014年3月31日及び2013年6月30日現在それぞれの公正価値での測定を指定された金融負債（主に発行済仕組商品）に関連する自己の信用の調整の影響は、以下の表に要約されている。

当期累計額は当期の変動を表し、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己の信用の変動額は、UBSの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用

単位：百万スイス・フラン	現在又は終了四半期			累計期間	
	2014年6月30日	2014年3月31日	2013年6月30日	2014年6月30日	2013年6月30日
終了期間の利得 / (損失)	72	88	138	160	(43)
現時点までの累計利得 / (損失)	(412)	(485)	(339)		

e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定される当グループの金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキーの分類は、以下の表の通り要約される。表に続いて、公正価値で測定される資産及び負債の各クラスに係る重要な評価インプット及び仮定、公正価値の測定に用いられた評価技法（該当する場合）並びに公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価手法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	2014年6月30日現在				2014年3月31日現在				2013年12月31日現在				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
継続的に公正価値で測定される資産													
トレーディング目的保有金融資産 ²	90.1	30.9	4.7	125.8	81.7	33.2	3.9	118.7	79.9	30.1	4.3	114.2	
内、													
国債	10.1	4.8	0.0	15.0	7.7	5.5	0.0	13.2	7.9	5.1	0.0	13.1	
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.0	13.5	1.5	16.0	0.9	13.2	1.5	15.5	1.1	13.3	1.7	16.0	
貸出金	0.0	3.1	2.0	5.1	0.0	4.5	0.8	5.4	0.0	2.0	1.0	3.0	
投資信託受益証券	6.9	5.7	0.3	12.8	5.5	6.2	0.2	11.9	4.8	6.0	0.3	11.1	
資産担保証券	0.0	2.2	0.7	2.9	0.0	2.4	1.0	3.4	0.0	2.3	1.0	3.3	
資本性金融商品	56.0	1.2	0.1	57.3	52.9	0.9	0.2	54.0	50.7	1.0	0.2	51.9	
ユニットリンク型投資契約金融資産	16.2	0.5	0.1	16.8	14.8	0.5	0.1	15.4	15.4	0.4	0.1	15.8	
再調達価額-借方	0.6	198.8	5.4	204.7	0.8	208.8	5.6	215.3	0.7	247.9	5.5	254.1	
内、													
金利契約	0.0	118.0	0.3	118.3	0.0	120.6	0.6	121.2	0.0	130.4	0.3	130.7	
クレジット・デリバティブ契約	0.0	16.9	2.9	19.7	0.0	16.5	2.9	19.4	0.0	20.1	3.0	23.1	
外国為替契約	0.2	43.8	0.8	44.7	0.3	52.1	0.8	53.2	0.5	74.6	0.9	76.0	
株式/株式指数契約	0.0	17.5	1.4	19.0	0.0	16.9	1.3	18.2	0.0	19.3	1.2	20.6	
コモディティ契約	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0	2.7	0.0	2.7	0.0	3.5	0.0	3.5	
公正価値での測定を指定された金融資産	0.1	1.8	3.6	5.5	0.1	1.7	4.1	5.9	0.1	2.9	4.4	7.4	
内、													
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	1.1	0.9	2.0	0.0	1.2	1.2	2.4	0.0	1.4	1.1	2.5	

仕組リバース・レボ契約及び有価証券												
借入契約	0.0	0.3	2.6	2.9	0.0	0.1	2.7	2.8	0.0	1.1	3.1	4.2
その他	0.1	0.4	0.1	0.7	0.1	0.4	0.1	0.7	0.1	0.5	0.2	0.7
売却可能金融投資	28.9	22.6	0.7	52.2	32.5	19.9	0.8	53.2	39.7	19.0	0.8	59.5
内、												
国債	25.4	2.3	0.0	27.7	30.2	1.3	0.0	31.5	38.0	1.2	0.0	39.2
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	3.4	16.3	0.1	19.7	2.2	14.6	0.1	16.8	1.6	13.6	0.1	15.3
投資信託受益証券	0.0	0.1	0.3	0.4	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3
資産担保証券	0.0	3.9	0.0	3.9	0.0	3.9	0.0	3.9	0.0	4.0	0.0	4.0
資本性金融商品	0.1	0.1	0.4	0.6	0.1	0.1	0.4	0.6	0.1	0.1	0.4	0.6
非金融資産												
貴金属及びその他のコモディティ	6.7	0.0	0.0	6.7	7.0	0.0	0.0	7.0	8.6	0.0	0.0	8.6
非継続的に公正価値で測定される資産												
その他の資産 ³	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
公正価値で測定される資産合計	126.5	254.1	14.4	395.0	122.1	263.7	14.4	400.2	129.1	299.9	15.0	444.0

¹ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2014年6月30日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ負債純額合計1億スイス・フラン（内、1億スイス・フランはレベル2資産純額、1億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2014年3月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計1億スイス・フラン（内、2億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2013年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計2億スイス・フラン（内、2億スイス・フランはレベル2資産純額、4億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。² トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³ その他の資産は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産で構成されている。

単位：十億スイス・フラン	2014年6月30日現在				2014年3月31日現在				2013年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される負債												
トレーディング目的保有金融負債	23.9	5.9	0.1	29.9	24.5	4.9	0.1	29.5	22.5	3.9	0.2	26.6
内、												
国債	7.4	1.7	0.0	9.1	8.3	1.1	0.0	9.5	6.9	0.5	0.0	7.3
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.1	3.9	0.1	4.2	0.1	3.5	0.1	3.7	0.3	3.2	0.2	3.6
投資信託受益証券	0.4	0.1	0.0	0.5	0.4	0.1	0.0	0.4	0.4	0.1	0.0	0.5
資産担保証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本性金融商品	15.9	0.2	0.0	16.1	15.7	0.2	0.0	15.8	15.0	0.2	0.0	15.1
再調達価額-貸方 ⁴	0.6	197.2	5.6	203.4	0.9	203.9	5.3	210.1	0.8	242.9	4.4	248.1
内、												
金利契約	0.0	108.4	0.7	109.0	0.0	108.6	0.9	109.4	0.0	118.0	0.4	118.4
クレジット・デリバティブ契約	0.0	16.5	2.3	18.8	0.0	16.0	2.1	18.1	0.0	19.5	2.0	21.5
外国為替契約	0.2	49.3	0.4	49.9	0.3	56.9	0.4	57.6	0.5	79.3	0.5	80.3
株式/株式指数契約	0.0	20.5	2.2	22.6	0.0	19.5	1.9	21.4	0.0	22.9	1.5	24.4
コモディティ契約	0.0	2.5	0.0	2.6	0.0	2.9	0.0	2.9	0.0	3.2	0.0	3.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	56.3	12.5	68.9	0.0	56.5	12.3	68.7	0.0	57.8	12.1	69.9
内、												
仕組債以外の固定利付債	0.0	2.1	1.6	3.6	0.0	2.2	1.5	3.7	0.0	2.4	1.2	3.7
仕組債	0.0	48.2	8.1	56.3	0.0	47.8	8.1	55.8	0.0	48.4	7.9	56.3
仕組債（店頭）	0.0	5.5	2.0	7.5	0.0	6.1	1.8	7.9	0.0	6.5	1.8	8.3
仕組レボ契約	0.0	0.5	0.9	1.4	0.0	0.4	1.0	1.3	0.0	0.4	1.2	1.6
ローン・コミットメント	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の負債 - ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0.0	16.9	0.0	16.9	0.0	15.6	0.0	15.6	0.0	16.2	0.0	16.2
公正価値で測定される負債合計	24.5	276.4	18.3	319.1	25.3	280.9	17.7	323.9	23.3	320.7	16.8	360.7

⁴ 2014年6月30日現在において、デリバティブに係る負債評価調整の現時点までの利得179百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：229百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：256百万スイス・フラン）を含む。

トレーディング目的保有金融資産及び金融負債、公正価値での測定を指定された金融資産、並びに売却可能金融投資

国債

国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券、並びにこれらの債券に基づく金利及び元本のストリップ債が含まれる。このような商品は通常、活発な市場で取引され、当該市場から価格を直接入手することができるため、レベル1に分類される。残りのポジションの大部分はレベル2に分類される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データに基づき推定されたイールド・カーブを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。このイールド・カーブは、将来の指数水準を予測するとともに、将来の期待キャッシュ・フローを割り引くために使用される。これらの商品の評価技法に投入される主要なインプットは、債券価格と変動利付又は物価連動商品の将来の指数水準を見積るインプットである。レベル3に分類される商品は限定されており、通常、活発な市場取引のレンジ外にイールド・カーブを外挿して求める必要がある場合にはレベル3に分類される。

社債及び地方債

社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。地方債は、州及び地方政府から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。社債及び地方債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、商品は、同一発行体による他の証券から算定された利回りをを用いて評価されるか、又は弁済順位、満期及び流動性を調整したうえで類似の証券にベンチマーキングした価額によって評価されている。活発な市場のデータを用いて直接価格設定ができない商品は、発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。この信用スプレッドは、他の発行や発行体のCDSデータから算定するか、もしくは他の同等の発行体の観察された価格を参照するか又は信用モデルによる手法から見積ることができる。社債は通常、レベル2に分類される。これは、市場データは容易に入手できるが、活発な市場とそれに対応するレベル1の分類を妥当だと証明するには、第三者による売買取引データが不十分であることが多いためである。地方債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル1又はレベル2に分類される。レベル3商品には、保有する証券、又は同一発行体が発行した他の証券を参照した、入手できる適切な価格が存在しない。従って、このような商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

転換社債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、転換社債モデルを用いて価格設定されることがある。このモデルは、組み込まれた株式オプションと負債の構成要素を評価し、その評価額を発行体の信用スプレッドを組み込んだカーブで割り引く。市場データは容易に入手できるが、レベル1の分類を妥当だと証明するには第三者による売買取引データが不十分であることから、転換社債は通常、レベル2に分類される。

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格データが入手できない流動性が欠如した貸出金については、代替的な評価技法が用いられ、この方法には、同業他社の負債性商品又は同一の企業の異なる商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法が含まれる。企業向け貸出ポートフォリオは、典型的にはプロバイダーが合意した価格から直接的に観察可能な市場価格、又はクレジット・デフォルト・スワップの評価技法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）のいずれかを用いて評価されている。このような商品の市場は活発に取引されておらず、価格データが入手できるとしても、その情報は直接観察可能ではないため、企業への貸出金は通常、レベル1の分類基準を満たさない。適度に取引実績があり、流動性のある価格データが入手可能な商品はレベル2に分類されるが、評価技法の利用が必要なポジションや価格情報源に十分な取引の実績のないポジションは、レベル3に分類される。レベル3に分類される最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。証券化による将来の損益には認識されないが、全体的なスプレッドの変動は貸出金の評価に反映される。

貸出金には、各種の条件付貸出取引が含まれており、その評価は保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。さらに、価格算定手法は死亡率のボラティリティをインプットとして使用する。

投資信託受益証券

投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。市場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

資産担保証券

住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、その他の資産担保証券（以下「ABS」という。）及び担保債務証券（以下「CDO」という。）

RMBS、CMBS、ABS及びCDOは通常、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。裏付けとなる担保は、RMBSの場合は住宅モーゲージ、CMBSの場合は商業用モーゲージ、ABSの場合はクレジット・カード債権、自動車又は学生ローン、リース債権などのその他の資産、CDOの場合はRMBS、CMBS又はABSなど他の証券化ポジションである。これらの証券の市場は活発ではないため、公正価値の測定には様々な評価技法が使用されている。流動性が高い証券については、保有商品の取引データや相場価格を定期的に取り得ることができ、評価プロセスは、このような取引及び価格に関するデータを用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の市場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格データを組み込んだ割引期待キャッシュ・フローを用いて測定される。期待キャッシュ・フローの見積りには、資産を所有していると仮定したモデル、ファンダメンタル分析及び/又は現在及び将来の経済環境に関する経営者の定量的・定性的評価に基づく市場調査から導出されたインプットの仮定を用いて、担保資産からの期待キャッシュ・フローのモデル化を行う。このように見積られた担保資産からの期待キャッシュ・フローは、証券化の信用補完や劣後特約に基づく条件を考慮し、証券の予想収益へ転換される。期待キャッシュ・フローのスケジュールは、類似のリスク特性及び流動性特性を有する商品に市場が要求する割引レベルを反映した割引率又はディスカウント・マージンを用いて割り引かれる。割引期待キャッシュ・フロー法に対するインプットには、資産の年率換算期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト確率及び損失度が含まれ、これらのインプットは、LTVデータ、住宅価格評価、担保権行使に伴う費用、賃料収入水準、空室期間及び雇用率（ただし、これらに限定されない）など、当該貸出金や経済状況に関する基礎情報を用いて見積られる。RMBS、CMBS及びABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは保有ポジションと十分に類似したリスク特性を有する商品や担保に関する市場又は基礎的データが入手できない場合は、レベル3に分類される。

資本性金融商品

資本性証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットも、資本性金融商品に分類される。これらユニットの公正価値は、公表されたNAVに基づき、償還の制限がある場合はそれを考慮した上で、測定される。これらのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

プライベート・エクイティのポジションなど未上場の保有株式は当初取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能、又は当該ポジションが減損しているとみなされるものについてのみ定期的に再評価される。

ユニットリンク型投資契約金融資産

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全てのリスク及び経済価値にさらされている。ユニットリンク型投資契約に基づいて保有する資産は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示されている。資産の大部分は取引所に上場されており、活発に取り交わされている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約

公正価値での測定を指定された仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約は、割引期待キャッシュ・フロー手法を用いて測定される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に対応する資金調達カーブに基づき算定される。これらのポジションについて担保条件は標準的でないため、評価目的に使用される資金調達スプレッドの水準は市場では観察することはできない。よって、これらのポジションは主にレベル3に分類される。

再調達価額

担保付商品及び無担保商品

担保付デリバティブの評価において期待キャッシュ・フローを割り引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBOR相当の金利）カーブを用いて割り引かれる。「注記10d 評価調整」に記載の通り、無担保デリバティブの公正価値は、資産及び負債の公正価値に、取引相手先の信用リスク及びUBSの自己の信用リスクによる影響の見積りを反映するようにCVA又はDVAのプロセスを用いて調整される。

金利契約

金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロスカレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約と呼ばれることもある（以下「FRA」という。））が含まれている。これらの商品は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベシス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。多くの場合、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する標準的な市場における契約は、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、これらの金融商品の大部分はレベル2に分類される。

金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。これらの契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品进行评估するために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。これらのインプットは直接観察できないが、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取り扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場があるため、これらの商品の大部分はレベル2に分類される。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。このようなオプションは、市場以外の情報から得られるボラティリティ及び相関を用いて評価される。

金利スワップ及びオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。かかるポジションは、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメーターを参照することにより評価される。

残高保証スワップ（以下「BGS」という。）は、証券化ビークルに基づく想定元本を有する金利スワップ又は通貨スワップであり、評価には想定元本の将来における未知の変動性を組み込むことが求められる。BGSを評価するインプットは、スワップに係る標準的な市場リスクを評価するために用いられるインプットと裏付けとなる証券化プールの想定元本を見積るために用いられるインプット（すなわち、年率換算期限前償還率、年率換算デフォルト率及び金利）である。BGSは、予定外の想定元本の変動とBGSの原市場リスクとの相関が活発な市場を有しておらず、観察することができないため、レベル3に分類される。

クレジット・デリバティブ契約

シングル・クレジット・ネームに基づくクレジット・デリバティブには、企業及びソプリンのシングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、貸出金に係るCDS、及びトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）が含まれる。これらの契約は、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて将来のデフォルト確率を見積ることにより評価される。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フ

ローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できないTRS及び一部のシングルネームのCDS契約は、現物債券と複合商品のファンディングの差を調整することにより、クレジット・デリバティブが参照する現物債券の価格から導出される信用スプレッドを用いて評価される。信用スプレッドが直接観察できないローンCDSは、可能であれば、ローン及び債券のデフォルト定義と回収率の仮定との差異で調整した当該企業固有の債券イールド・カーブを用いて評価される。シングルネーム及びローンCDSを評価するために使用される評価モデルに対するインプットには、シングルネーム信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率、並びに資金調達カーブが含まれる。加えて、上述のとおり、社債の価格はTRS及び一部のシングルネーム又はローンCDSの評価モデルに対するインプットとして用いられる。シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップの多くは、これらの契約を評価するために使用される信用スプレッドと回収率が活発に取引され、観察可能な市場データが入手可能であるため、レベル2に分類される。対象となる参照銘柄が活発に取引されていない場合は、レベル3に分類される。

複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約には、信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ、ビスポーク型ポートフォリオに基づくクレジット・デフォルト・スワップ又はファースト・トゥ・デフォルト・スワップ(以下「FTD」という。)が含まれる。これらの契約の評価は、シングルネームCDSにおける上述の評価と同様であり、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いる将来のデフォルト確率の見積りが行われる。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。トランシェとFTD商品は、上記の債務不履行及び回収の仮定に加えて、ポートフォリオ・レベルの期待信用損失を全体構成内の異なるトランシェや銘柄に配分することを目的としてインプライドの相関を使用する業界で標準的なモデルを用いて評価される。相関に係る仮定は、活発に取引されるインデックス・トランシェ又はその他のFTDバスケットの価格から導出される。ポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップ全てに用いられる評価モデルに対するインプットには、シングルネーム又はインデックス信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率並びに資金調達カーブが含まれる。さらに、トランシェとFTD商品に用いられるモデルは、インプライドの信用相関をインプットとして採用している。複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド及び回収率が活発に取引される観察可能な市場データから算定される場合、並びにビスポーク型及びインデックス・トランシェを評価するために用いられる相関データが活発に取引されるインデックス・トランシェ商品に基づいている場合は、レベル2に分類される。この相関データでは、ポートフォリオの資本構成全体における相対的なトランシェのアタッチメント/デタッチメント・ポイントとポートフォリオの構成の両方を考慮に入れるマッピング・プロセスが行われる。マッピング・プロセスにおいて入手可能で活発な市場データのレンジを超えた外挿が求められる場合、当該ポジションはレベル3に分類される。このケースは少数のインデックス・トランシェ及び全ビスポーク型トランシェ契約に関連するものである。FTDIは、FTDポートフォリオ内の特定の銘柄間の相関が活発に取引されていないことから、レベル3に分類される。「オフ・ザ・ラン」インデックスと呼ばれる複数の古いクレジット・インデックス・ポジションは、インデックス信用スプレッドについて活発な市場が不足しているため、同様にレベル3に分類される。

証券化商品に係るクレジット・デリバティブ契約は、証券化商品(RMBS、CMBS、ABS又はCDO)である参照原資産を有し、クレジット・デフォルト・スワップ及び特定のTRSが含まれる。これらのクレジット・デフォルト・スワップ(通常「pay-as-you-go」又は「PAYG CDS」と呼ばれる。)とTRSは原証券と類似の評価技法を用いて(市場で取引される同等の証券を参照して、あるいはキャッシュ・フローの見積りと上記「資産担保証券」の項で説明した割引キャッシュ・フロー法を使用して)評価され、現物と複合型との資金調達の差額を反映するよう調整が行われる。PAYG CDSとTRSに対するインプットは、原証券の評価に使用されるインプット(年率換算期限前償還率、年率換算デフォルト率、損失の度合い、ディスカウント・マージン/割引率及びその他のインプット)及び現物と複合型との資金調達ベースの差額を反映するインプットである。PAYG CDSとTRSの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

外国為替契約

未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートを用いて評価されている。先物為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。外国為替直物及びフォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、外国為替契約は通常、レベル2に分類される。

OTC通貨オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプション、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、並びに複数の基礎となる為替レートに係るオプションが含まれる。OTC通貨オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられるモデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC通貨契約に必要なとされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。

インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC通貨オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC通貨オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。これらのOTC通貨オプション契約の評価に使用されるインプットは、裏付けとなる主たる市場のないコンセンサス方式のプライシング・サービス、資産価格の実績、又は外挿法を用いて算出される。

クロス・カレンシーの残高保証スワップは、外国為替契約に分類される。公正価値の分類の詳細については、上記の金利契約のセクションに記載されている。

株式／株式指数契約

株式／株式指数契約には、株式先渡契約及び株式オプション契約が含まれる。株式先渡契約は基礎となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用し市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるポジションは、商品の満期に関する市場データがなく、入手可能なデータで一種の外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価されるものが該当する。

株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式もしくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約（複数又は連続した行使日を有するオプション契約、ペイオフがバスケットの構成要素の相対的又は平均実績に基づくオプション契約、不連続のペイオフ特性を有するオプション契約、経路依存型オプション及び価格以外の株式特性に直接基づいて算定されるペイオフ特性を有するオプション契約（すなわち：配当率、ボラティリティ又は相関））が含まれる。株式オプション契約は、上記株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場の標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるポジションは、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なため、入手可能なデータの外挿、配当の実績、相関又はボラティリティデータ、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

コモディティ・デリバティブ契約

コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場の標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、上記のコモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、基礎となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。オプション・モデルは、最初にオプションの確率加重期待ペイオフを計算し、次にこのペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映したレートを使用して、市場で標準的な割引キャッ

シュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。コモディティのバスケット又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価技法にコモディティとコモディティ指数との間の相関に係るインプットも組み込まれる。個別のコモディティ契約は通常、先渡及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。

公正価値での測定を指定された金融負債

発行済仕組債及び仕組債（店頭）

発行済仕組債は、メディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらのMTNは、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。これらのMTNのリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや基礎となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価技法は上記の関連する評価技法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、「再調達価額」のセクション（訳者注：原文「Replacement value」のセクション）の株式/株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

その他の負債 ユニットリンク型契約未払額

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全ての経済価値を受け取り、全てのリスクを負担する。この金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表し、参照資産プールの公正価値の額に等しい。投資契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。負債自体は活発に取引されないが、主に活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

開示された金額は、2014年度上半期に保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約9億スイス・フラン（主に売却可能金融投資及びトレーディング目的保有資産で構成）が、2014年度上半期においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによる。2014年度上半期における金融負債のレベル2からレベル1への振替は重要ではなかった。

金融資産合計約5億スイス・フラン（主にトレーディング目的保有資産で構成）及び負債合計約2億スイス・フランが、2014年度上半期においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。

g) レベル3商品の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得/（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得/（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ/レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2014年6月30日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価技法によって測定された金融商品（レベル3）は、主に以下により構成されていた。

- 貸出金
- 仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約
- クレジット・デリバティブ契約
- 発行済仕組債（エクイティ・リンク債及びクレジット・リンク債）
- 仕組債（店頭）

2014年度上半期におけるレベル3商品の重要な変動は以下の通りである。

トレーディング目的保有金融資産

トレーディング目的保有金融資産は、2014年度上半期において43億スイス・フランから47億スイス・フランに増加した。26億スイス・フランの発行及び5億スイス・フランの購入（主に貸出金で構成）は、23億スイス・フランの売却（主に貸出金及び資産担保証券で構成）により大部分が相殺された。当期中のレベル3への振替額は6億スイス・フランであり、主に信用スプレッドの観察可能性が低下したことによる特定の社債及び資産担保証券から成る。レベル3からの振替は5億スイス・フランとなり、主に特定の社債及びモーゲージ担保証券から成る。この振替は信用スプレッドの観察可能性が高まったことを反映している。

公正価値での測定を指定された金融資産

公正価値での測定を指定された金融資産は、2014年度上半期において44億スイス・フランから36億スイス・フランに減少した。この減少は、主に5億スイス・フランの決済（主に仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約で構成）及び合計3億スイス・フランのレベル3からの振替（主に仕組ローンで構成）を反映している。

レベル3の商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2013年 12月31 日現在 残高	トレー ディン グ収益 純額	包括利益に含まれる利得 / 損失合計				その他 の包括 利益	購入	売却	発行	決済	レベル 3への 振替	レベル 3から の振替	為替 換算	2014年 6月30 日現在 残高 ²
			内、報 告期間 未現在 で保有 される レベル 3商品 に関連 するもの の	受取利 息純額 及びそ の他の 収益	内、報 告期間 未現在 で保有 される レベル 3商品 に関連 するもの の	その他 の包括 利益									
トレーディング目的保有金融資産 ¹	4.3	(0.4)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.5	(2.3)	2.6	0.0	0.6	(0.5)	0.0	4.7	
内、															
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	1.5	
貸出金	1.0	(0.5)	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.1	(1.2)	2.6	0.0	0.0	(0.1)	0.0	2.0	
資産担保証券	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.5)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0	0.7	
その他	0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.3)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	
公正価値での測定を指定された金融資産	4.4	(0.3)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.1	(0.3)	0.0	3.6	
内、															
貸出金（仕組ローンを含む）	1.1	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	(0.3)	0.0	0.9	
仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約	3.1	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	2.6	
その他	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
売却可能金融投資	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	
再調達価額 - 借方	5.5	(0.2)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	(2.0)	1.0	(0.5)	0.1	5.4	
内、															
クレジット・デリバティブ契約	3.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(1.6)	0.6	(0.2)	0.1	2.9	
外国為替契約	0.9	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.8	
株式/株式指数契約	1.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.3)	0.1	(0.1)	0.0	1.4	
その他	0.3	(0.3)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.2	(0.1)	0.0	0.3	
再調達価額 - 貸方	4.4	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	(1.6)	1.3	(0.3)	0.0	5.6	
内、															

クレジット・デリバティブ契約	2.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(1.2)	0.9	(0.2)	0.0	2.3
外国為替契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.4
株式/株式指数契約	1.5	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	(0.3)	0.1	0.0	0.0	2.2
その他	0.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	(0.1)	0.7
公正価値での測定を指定された金融負債	12.1	0.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	(3.3)	1.8	(2.0)	0.1	12.5
内、															
仕組債以外の固定利付債	1.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.2)	0.0	1.6
発行済仕組債	7.9	0.8	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	(2.0)	1.0	(1.7)	0.1	8.1
仕組債(店頭)	1.8	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	(1.0)	0.4	(0.1)	0.0	2.0
仕組レボ契約	1.2	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.9

¹ 取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産を含む。² 2014年6月30日現在のレベル3資産の合計は、144億スイス・フラン(2014年3月31日現在:144億スイス・フラン、2013年12月31日現在:150億スイス・フラン)であった。2014年6月30日現在のレベル3負債の合計は、183億スイス・フラン(2014年3月31日現在:177億スイス・フラン、2013年12月31日現在:168億スイス・フラン)であった。

売却可能金融投資

売却可能金融投資は、2014年度上半期において8億スイス・フランから7億スイス・フランに減少した。この減少は合計1億スイス・フランの売却を反映している。

再調達価額 - 借方

2014年度上半期において、再調達価額 - 借方は55億スイス・フランから54億スイス・フランに減少した。決済及び発行は、それぞれ20億スイス・フラン及び16億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替は、それぞれ10億スイス・フラン及び5億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び外国為替契約から成る。これらの振替は、信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

再調達価額 - 貸方

再調達価額 - 貸方は、2014年度上半期において44億スイス・フランから56億スイス・フランに増加した。発行及び決済は、それぞれ17億スイス・フラン及び16億スイス・フランであり、主にクレジット・デリバティブ契約及び株式/株式指数契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ13億スイス・フラン及び3億スイス・フランである。これらの振替は主にクレジット・デリバティブ契約及び金利契約から成り、信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

公正価値での測定を指定された金融負債

2014年度上半期において、公正価値での測定を指定された金融負債は121億スイス・フランから125億スイス・フランに増加した。33億スイス・フランの決済（主に発行済エクイティ・リンク仕組債及び仕組債（店頭）から成る）は、29億スイス・フランの発行（同じく主に発行済エクイティ・リンク仕組債及び仕組債（店頭）から成る）及び包括利益に含まれる8億スイス・フランの純損失により大部分が相殺された。レベル3への振替及びレベル3からの振替は、それぞれ18億スイス・フラン及び20億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に発行済エクイティ・リンク及びクレジット・リンク仕組債、並びに仕組債（店頭）から成る。この振替は、株式のボラティリティのインプット及び信用スプレッドの観察可能性の低下がこれらのストラクチャーに組み込まれたオプションに影響を及ぼしたことによる。レベル3からの振替は、主に発行済エクイティ・リンク、金利連動及びクレジット・リンク仕組債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される観察可能な株式のボラティリティのインプットの入手可能性の変化及び金利の相関の変動による。

h) レベル3に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される当グループの資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、次の表で特定された重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

債券相当価格：債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り（完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして）に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値（すなわち、額面）が等しい場合、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債における7から123のレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。加重平均価格は約96ポイントで、ポジションの大部分はこの価格近辺に集中している。

資産担保証券における0から102の債券相当価格レンジは、公正価値の算定に使用される参照証券の価格レンジを表している。価格が0の商品は、元本又は利息の支払いが見込まれない商品であり、一方価格が100ポイント近辺の商品は全額返済が見込まれ、かつ、市場の利回りに近い利回りを支払うと予想される商品である。ポートフォリオの96%超が80ポイント以上の価格であり、レベル3ポートフォリオのこの部分に該当するレベル3資産の加重平均価格は89ポイントである。

クレジット・デリバティブについて、クレジット・デリバティブの項目で開示されている3から98ポイントの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。このレンジは、上記の社債及び資産担保証券のレンジに相当する。

貸出金相当価格：売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。0から100ポイントのレンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれ、さらに市場の利回りより高い利回りを支払う貸出金である。ポートフォリオは、開示されているレンジの下限及び上限付近の両方に分布しており、加重平均は約93ポイントである。

信用スプレッド：多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利（通常は米国債利回り又はLIBOR）に対して見積られ、一般的にベース・ポイントを単位として表される。信用スプレッドの上昇／（低下）により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇／（下落）することになる。かかる信用スプレッドの変動が当グループの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、ス

プレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。貸出金における29から292ベース・ポイントのレンジとクレジット・デリバティブにおける0から1,168ベース・ポイントのレンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質（例：LIBORのリスクに近似）を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

年率換算期限前償還率：年率換算期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。年率換算期限前償還率は、類似プールの貸出金の年率換算期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む（ただし、これに限定されない）要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、年率換算期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還速度の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

資産担保証券における0から18%のレンジは、様々な種類の資産担保証券にわたるインプットを表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、上限の18%は、現に年率換算期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借り手の借換能力、借換の実勢金利、及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。ポートフォリオの加重平均年率換算期限前償還率は、5%である。

クレジット・デリバティブにおける2から15%のレンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。レンジは、資産担保証券のレンジと同様の影響を受ける。

為替契約及び金利契約におけるそれぞれ0から13%及び0から3%のレンジは、BGSポートフォリオを原資産とする証券化商品に関する期限前償還の仮定を表している。このポートフォリオは他の資産担保証券ポートフォリオほど分散していないため、期限前償還速度のレンジは、より狭くなっている。

年率換算デフォルト率（以下「CDR」という。）：CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少（増加）する（従って評価が低下（上昇）する）と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、年率換算デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

資産担保証券における0から10%のレンジ及びクレジット・デリバティブにおける0から10%のレンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。資産担保証券の加重平均CDRは7%である。

損失度／回収率：損失度／回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇／回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる期待キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下（上昇）すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本（場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む）に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。資産担保証券における0から91%のレンジは、資産担保証券ポートフォリオ内の担保の質及び特性が異なることを表している。加重平均損失度は82%である。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジ0から100%が資産担保証券に係るデリバティブに適用さ

れ、そのレンジは保有現物ポジションのレンジとほぼ類似している。回収率のレンジ0から95%は、レベル3ポートフォリオ内のクレジット・デリバティブ契約に係る幅広い予想回収水準を表している。

ディスカウント・マージン(以下「DM」という。)・スプレッド:DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標(例:LIBOR)に上乘せされて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下(上昇)すると、公正価値が著しく高く(低く)なると推測される。

割引率のレンジは、貸出金(1から15%)、資産担保証券(1から29%)及びクレジット・デリバティブ(0から26%)とそれぞれ異なっている。レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するもので、期待キャッシュ・フローに対して大幅に割り引かれる。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特色を示すものである。資産担保証券の場合、加重平均DMは4%である。貸出金の場合、開示されているレンジの1から15%に対して平均実効DMは1.59%である。

株式配当利回り:先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。0から11%のレンジは、ポートフォリオの配当率の予想レンジを反映している。

ボラティリティ:ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント(%)で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0%で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格(以下「インプライド・ボラティリティ」という。)から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

- 金利のボラティリティ 1から97%のレンジは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。
- 為替のボラティリティ 2から15%のレンジは、様々な為替レートにわたる差異を反映している。
- 株式、株式及びその他の指数のボラティリティ 1から73%のレンジは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。
- 死亡率のボラティリティ 21から128%のレンジは、死亡率に依存する貸出金ポートフォリオの異なる構成要素に係る死亡率ボラティリティの仮定を表している。ボラティリティのインプットのレンジは、ポートフォリオ内の契約の特性の違いによって影響を受ける。ボラティリティが上昇すると、概念上の支払が増加するため、貸出金の価値は上昇することになる。

相関:相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、完全に相関している変数であり(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している)、-100%とは逆相関の変数である(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している)。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

- 金利／金利相関 2つの異なる通貨の金利間の相関である。84から94%のレンジは、通貨ペアが異なることにより生じる。
- カーブ内相関 同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。相関は通常、比較的高く、50から94%のレンジである。
- 信用指数相関 10から90%のレンジは、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。ピスポーク型及びレベル3のインデックス・トランシェにとって特に重要なインプットである。
- 信用ペア相関 FTD信用構成にとって特に重要である。57から94%のレンジは、低相関の信用と類似の高相関の信用との差異を反映している。
- 金利／為替相関 金利と為替レートの相関を捕捉するものである。ポートフォリオのレンジは - 57から60%で、これは金利と為替水準の関係を示している。かかる相関の符号は、原為替レートの相場基準によって決まる（例：同一金利に対するユーロ／ドル及びドル／ユーロの相関は、異なる符号を持つことになる）。
- 為替／為替相関 予測ペイオフに異なる為替レートを組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。
 - 83から80%のレンジは、当グループがエクスポージャーを有する主要な通貨ペアにわたる基礎特性を反映している。
- 株式／株式相関 予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。11から97%のレンジは、このような状況を反映している。
- 株式／為替相関 原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。 - 64から84%のレンジは、原株式のボラティリティと為替のボラティリティとの間の関係のレンジを示している。

資金調達スプレッド：ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、当グループが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、当グループが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス／マイナスのベース・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約の両方に対する10から163ベース・ポイントのレンジは、資産担保型資金調達カーブのレンジを表している。このカーブにおいて、資金調達を目的とする原担保の流動性が低下すると、スプレッドは拡大する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデュレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。かかるポジションは、上述の10から163ベース・ポイントのレンジにある。

アップフロント・プライス・ポイント：全体の公正価値水準を信用スプレッド（上記の通り契約期間にわたって継続するベース・ポイント）と新規契約履行時に見積られ決済される構成要素とに分離させることによる、クレジット・デリバティブ契約の価格見積りの構成要素である。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約と、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇（低下）すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇（下落）することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下が当グループの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。上記の表にある11から73%のレンジは、見積気配値の基準として用いられるベンチマークと比較した現在の市場の様々な信用スプレッドを示している。73%のアップフロント・ポイントは、信用状態が破綻していることを示している。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価手法及びインプット

公正価値		インプットのレンジ	
資産	負債	2014年6月 30日現在	2013年12月 31日現在

	2014年	2013年	2014年	2013年	評価手法	重要な 観察不能な インプット ¹	最低値	最高値	最低値	最高値	単位 ¹
	2014年 6月 30日 現在	2013年 12月 31日 現在	2014年 6月 30日 現在	2013年 12月 31日 現在							
トレーディング目的保有金融資産 / トレーディング・ポートフォリオ負 債、公正価値での測定を指定された 金融資産 / 負債及び売却可能金融 投資											
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.5	1.8	0.1	0.2	市場類似商品の 相対的価値	債券相当 価格	7	123	0	127	ポイント
売買された貸出金、公正価値 での測定を指定された貸出金 及びローン・コミットメント	3.0	2.2	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	貸出金相当価格	0	100	0	102	ポイント
					割引期待 キャッシュ・フロー	信用 スプレッド	29	292	65	125	ベースス・ ポイント
					市場類似商品及び 証券化モデル	ディスカウント・ マージン / スブ レッド	1	15	1	15	%
					死亡率依存 キャッシュ・フロー	死亡率の ボラティリティ	21	128	21	128	%
投資信託受益証券 ²	0.5	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	純資産価値					
資産担保証券	0.7	1.0	0.0	0.0	割引期待 キャッシュ・フロー	年率換算 期限前償還率	0	18	0	18	%
						年率換算 デフォルト率	0	10	0	10	%
						損失度	0	91	0	100	%
						ディスカウント・ マージン / スブ レッド	1	29	1	39	%
					市場類似商品の 相対的価値	債券相当価格	0	102	0	102	ポイント
資本性金融商品 ²	0.5	0.6	0.0	0.0	市場類似商品の 相対的価値	価格					
仕組（リバース・）レボ契約	2.6	3.1	0.9	1.2	割引期待 キャッシュ・フロー	資金調達 スプレッド	10	163	10	163	ベースス・ ポイント
ユニットリンク型投資契約 金融資産 ²	0.1	0.1			市場類似商品の 相対的価値	価格					
仕組債及び仕組債以外の 固定利付債 ³			11.6	11.0							

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価手法及びインプット（続き）

	公正価値				評価手法	重要な 観察不能な インプット ¹	インプットのレンジ				単位 ¹
	資産		負債				2014年6月 30日現在	2013年12月 31日現在			
	2014年 6月 30日 現在	2013年 12月 31日 現在	2014年 6月 30日 現在	2013年 12月 31日 現在		最低値	最高値	最低値	最高値		
再調達価額											
金利契約	0.3	0.3	0.7	0.4	オプション・モデル	金利の ボラティリティ	1	97	13	73	%
						金利 / 金利相関	84	94	84	94	%
						カーブ内相関	50	94	50	84	%
					割引期待キャッシュ・ フロー	年率換算 期限前償還率	0	3	0	3	%
クレジット・デリバティブ契約	2.9	3.0	2.3	2.0	モデル化された デフォルト 及び回収に基づく 割引期待キャッシュ ・フロー	信用 スプレッド	0	1,168	2	1,407	ベースス・ ポイント

						アップフロント・					
						プライス・					
						ポイント	11	73	(12)	68	%
						回収率	0	95	0	95	%
						信用指数相関	10	90	10	90	%
						ディスカウント・					
						マージン/スブ					
						レッド	0	26	0	39	%
						信用ベア相関	57	94	42	92	%
						原債券に係る割引					
						期待キャッシュ・フロー					
						年率換算					
						期限前償還率	2	15	0	15	%
						年率換算					
						デフォルト率	0	10	0	12	%
						損失度	0	100	0	100	%
						ディスカウント・					
						マージン/スブ					
						レッド	0	18	0	38	%
						債券相当価格	3	98	0	100	ポイント
						為替の					
外国為替契約	0.8	0.9	0.4	0.5	オプション・モデル	ボラティリティ	2	15	7	20	%
						金利/為替相関	(57)	60	(71)	60	%
						為替/為替相関	(83)	80	(83)	80	%
						割引期待キャッシュ・					
						フロー					
						年率換算					
						期限前償還率	0	13	0	13	%
						株式/株式指数契約					
	1.4	1.2	2.2	1.5	オプション・モデル	株式配当					
						利回り	0	11	0	10	%
						株式、株式及びそ					
						他の指数のボラ					
						ティリティ	1	73	1	88	%
						株式/為替相関	(64)	84	(52)	77	%
						株式/株式相関	11	97	17	99	%
						市場類似商品の					
非金融資産 ^{2,4}	0.1	0.1				相対的価値					
						価格					
						個別の不動産に係					
						割引期待キャッシュ・					
						フロー					
						る費用と収益の予					
						測					
						割引率					
						個別の不動産の状					
						態に関する					
						評価					

¹ 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント（%）及びベシス・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。² インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。³ 仕組債及び仕組債以外の固定利付債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。⁴ 非金融資産には公正価値で測定される投資不動産及び主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定への感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。2014年6月30日現在、レベル3に分類された金融商品に係る合理的に利用可能な代替的仮定を反映するために1つ又は複数の観察不能なインプットを変更することによる有利な影響及び不利な影響の合計額は、それぞれ13億スイス・フラン及び11億スイス・フラン（2014年3月31日現在：13億スイス・フラン及び11億スイス・フラン、2013年12月31日現在：14億スイス・フラン及び11億スイス・フラン）であった。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である年率換算期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する可能性があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに、以下に説明するレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度のデータは、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の間で、厳密に中間にあるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度のデータは商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライト・ポジション及び関連するレベル3のヘッジのどちらにも適用される。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対するレベル3商品間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。分散を考慮しない集計とは、感応度の合計と個々の結果を単純合計することであり、従って、かかる集計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度は個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないと当グループは考えている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定への感応度

	2014年6月30日現在		2014年3月31日現在		2013年12月31日現在	
	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹
単位：百万スイス・フラン						
国債	9	(1)	9	(1)	17	(4)
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	39	(63)	27	(73)	35	(76)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金及びローン・コミットメント	147	(71)	140	(55)	148	(70)
資産担保証券	15	(18)	33	(34)	54	(46)
資本性金融商品	94	(61)	134	(89)	137	(84)
金利デリバティブ契約（純額）	121	(92)	98	(65)	127	(91)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	486	(509)	517	(475)	503 ²	(471) ²
外国為替契約（純額）	57	(52)	50	(47)	57	(56)
株式/株式指数デリバティブ契約（純額）	68	(65)	57	(55)	41	(43)
仕組債及び仕組債以外の固定利付債	180	(158)	163	(128)	184	(151)
その他	38	(35)	46	(38)	63	(54)
合計	1,255	(1,124)	1,275	(1,060)	1,366	(1,146)

¹ 有利な変動の合計額の内、2014年6月30日現在、128百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：144百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：154百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2014年6月30日現在、119百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：149百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：159百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。² 2014年度第2四半期において、2013年12月31日現在のクレジット・デリバティブ契約に係る比較数値が修正された。これにより、2013年12月31日現在のクレジット・デリバティブ契約に係る有利な影響及び不利な影響は、それぞれ137百万スイス・フラン及び52百万スイス・フラン増加した。

j) 繰延Day1損益

上記で説明の通り、レベル3に分類される金融商品をもたらす新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この取引価格は、評価技法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は繰り延べられ、損益計算書には認識されず、繰延Day1損益と呼ばれる。以下の表は、これらの金融商品に係る繰延Day1損益における変動を反映している。この変動には、報告期間の期首及び期末時点において損益計算書に未だ計上されていない当該差額の合計、並びに報告期間中の当該残高の増減の調整が含まれる。同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で、繰り延べられた金額は損益計算書に振り替えられ、トレーディング収益純額に計上される。

繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了四半期		
	2014年6月30日	2014年3月31日	2013年6月30日
期首残高	514	486	483
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	44	103	140
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(93)	(70)	(94)
為替換算調整	5	(5)	(16)
期末残高	469	514	512

k) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されないUBSの金融商品の見積公正価値を反映している。

公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2014年6月30日現在		2014年3月31日現在		2013年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産						
現金及び中央銀行預け金	77.6	77.6	87.5	87.5	80.9	80.9
銀行預け金	27.7	27.8	19.7	19.7	17.2	17.2
借入有価証券に係る担保金	30.7	30.7	30.1	30.1	27.5	27.5
リバース・レポ契約	76.6	76.6	80.6	80.6	91.6	91.6
デリバティブに係る差入担保金	27.4	27.4	25.8	25.8	28.3	28.3
貸出金	300.6	301.9	294.8	297.4	287.0	289.3
その他の資産	22.3	22.1	19.3	19.1	17.6	17.4
負債						
銀行預り金	13.3	13.2	14.1	14.1	12.9	12.9
貸付有価証券に係る担保金	12.3	12.3	13.4	13.4	9.5	9.5
レポ契約	18.7	18.7	17.7	17.7	13.8	13.8
デリバティブに係る受入担保金	43.7	43.7	46.7	46.7	49.5	49.5
顧客預り金	388.5	388.5	388.8	388.8	390.8	390.8

社債	80.9	84.1	76.7	79.6	81.4	84.0
その他の負債	44.9	44.9	41.7	41.7	39.5	39.5
保証/ローン・コミットメント						
保証 ¹	0.1	(0.1)	0.1	(0.1)	0.1	(0.1)
ローン・コミットメント ²	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

¹ 2014年6月30日現在の保証の帳簿価額は1億スイス・フラン(2014年3月31日現在:1億スイス・フラン、2013年12月31日現在:1億スイス・フラン)の負債を示す。保証の見積公正価値は、2014年6月30日現在は1億スイス・フラン(2014年3月31日現在:1億スイス・フラン、2013年12月31日現在:1億スイス・フラン)の資産を示す。² 2014年6月30日現在のローン・コミットメントの帳簿価額は0億スイス・フラン(2014年3月31日現在:0億スイス・フラン、2013年12月31日現在:0億スイス・フラン)の負債を示す。ローン・コミットメントの見積公正価値は、2014年6月30日現在は0億スイス・フラン(2014年3月31日現在:1億スイス・フラン、2013年12月31日現在:1億スイス・フラン)の負債を示す。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。後述の公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBSの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。UBSは、これらの公正価値の算定に重要な判断及び仮定を適用しており、当該判断及び仮定は、UBSが確立した、公正価値で会計処理され、UBSの貸借対照表及び純利益に影響を与えている金融商品に適用される公正価値並びにモデルに関する管理方針及び手続よりも、全体論的で精度が低いものとなっている。以下の原則は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を算定する際に適用されたものである。

- 満期までの残存期間が3ヶ月超の金融商品の公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格から算定された。
- 市場相場価格が入手できなかった場合、その公正価値は、信用リスク及び満期が類似した商品に係る現在の市場金利又は適切なイールド・カーブを用いて、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより見積られた。当該見積りには、通常、取引相手先の信用又はUBSの自己のクレジットによる調整が含まれている。
- 満期までの残存期間が3ヶ月以下の短期金融商品については、その帳簿価額(貸倒引当金控除後)が、通常、公正価値の合理的な見積額であると考えられる。公正価値で測定されない次の金融商品は、2014年6月30日現在、満期までの残存期間が3ヶ月以下のものである。すなわち、現金及び中央銀行預け金の100%、銀行預け金の96%、借入有価証券に係る担保金の100%、リバース・レポ契約の87%、デリバティブに係る差入担保金の100%、貸出金の56%、銀行預り金の92%、貸付有価証券に係る担保金の93%、レポ契約の96%、デリバティブに係る受入担保金の100%、顧客預り金の99%、及び発行済債券の16%が該当する。
- 変動及び固定利付レポ及びリバース・レポ契約の見積公正価値には、全ての満期について、金融商品の金利部分の評価額が含まれている。当該金融商品は短期であるため、評価額に信用評価調整及び負債評価調整が含まれていない。
- オフバランスの金融商品の見積公正価値は、類似の信用枠及び保証に関する市場価格に基づく。当該情報が入手できない場合、公正価値は、割引キャッシュ・フロー分析を用いて見積られる。

注記11 デリバティブ¹

単位: 十億スイス・フラン	2014年6月30日現在				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	118	2,845	109	2,684	13,194
クレジット・デリバティブ契約	20	530	19	529	3
外国為替契約	45	2,786	50	2,783	10

株式 / 株式指数契約	19	241	23	276	26
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	3	39	3	39	9
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	34	0	20	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	36	0	20	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	205	6,511	203	6,352	13,242
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(157)		(157)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(23)		(15)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	25		32		

2014年3月31日現在

単位：十億スイス・フラン	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	121	3,160	109	2,989	14,863
クレジット・デリバティブ契約	19	551	18	539	3
外国為替契約	53	2,942	58	2,869	8
株式 / 株式指数契約	18	232	21	266	37
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	3	40	3	38	9
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	37	0	22	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	30	0	30	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	215	6,993	210	6,752	14,920
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(164)		(164)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(26)		(14)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	26		32		

2013年12月31日現在

単位：十億スイス・フラン	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	131	3,480	118	3,307	16,503
クレジット・デリバティブ契約	23	648	22	631	3

外国為替契約	76	3,084	80	2,988	7
株式 / 株式指数契約	21	231	24	275	33
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	3	43	3	35	11
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	20	0	9	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	13	0	15	0
IFRSに準拠したネットिंगに 基づくデリバティブ合計 ⁵	254	7,519	248	7,259	16,557
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットिंग	(193)		(193)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットिंग	(28)		(14)		
自己資本比率規制に準拠した ネットिंगに基づいた デリバティブ合計 ⁶	33		41		

¹ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、表から除外されている。2014年6月30日現在、当該デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方1億スイス・フラン（関連する想定元本52億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方1億スイス・フラン（関連する想定元本108億スイス・フラン）である。2014年3月31日現在、区分処理された組込デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方2億スイス・フラン（関連する想定元本71億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方3億スイス・フラン（関連する想定元本130億スイス・フラン）である。2013年12月31日現在、区分処理された組込デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方2億スイス・フラン（関連する想定元本67億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方4億スイス・フラン（関連する想定元本128億スイス・フラン）である。² 貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットिंगされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。³ その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、各表示期間において重要ではなかった。⁴ 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。⁵ 再調達価額 - 借方の合計が2014年6月30日現在、63億スイス・フラン（2014年3月31日現在：61億スイス・フラン、2013年12月31日現在：57億スイス・フラン）、及び再調達価額 - 貸方の合計が2014年6月30日現在、66億スイス・フラン（2014年3月31日現在：64億スイス・フラン、2013年12月31日現在：59億スイス・フラン）の委託取引及び顧客のために中央清算機関と決済したOTCデリバティブを含む。⁶ スイス連邦銀行法に従ったネットिंग契約（現金担保を含む。）の影響を含む。これらは、リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない。

注記12 金融資産と金融負債の相殺

UBSは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭及び上場デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットिंग契約を締結している。このようなネットिंग契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び/又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

次の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットिंग契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットिंग契約及び類似契約の対象となる金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットिंग契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットिंग考慮後の金融資産になるよう表示されている。

当グループは、ネットिंग契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、次の表に表示した純額は、当グループの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

相殺、強制力のあるマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融資産

2014年6月30日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットリング契約の対象となる資産								
潜在的なネットリング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットリング考慮後の資産	強制可能なネットリング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された資産合計
借入有価証券に係る担保金	29.3	0.0	29.3	(1.7)	(27.6)	0.0	1.4	30.7
リバース・レボ契約	103.6	(37.4)	66.2	(4.1)	(62.1)	0.0	10.4	76.6
再調達価額 - 借方	199.3	(2.6)	196.7	(157.0)	(27.6)	12.2	8.0	204.7
デリバティブに係る								
差入担保金 ¹	173.7	(154.7)	19.0	(14.7)	(0.4)	3.9	8.4	27.4
公正価値での測定を指定された金融資産	3.5	0.0	3.5	0.0	(3.1)	0.4	2.0	5.5
資産合計	509.3	(194.7)	314.6	(177.4)	(120.8)	16.4	30.3	344.9

2014年3月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットリング契約の対象となる資産								
潜在的なネットリング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットリング考慮後の資産	強制可能なネットリング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された資産合計
借入有価証券に係る担保金	28.9	0.0	28.9	(2.0)	(26.9)	0.0	1.2	30.1
リバース・レボ契約	98.0	(27.0)	71.0	(2.3)	(68.7)	0.0	9.6	80.6
再調達価額 - 借方	208.9	(2.6)	206.2	(164.1)	(30.2)	11.9	9.1	215.3
デリバティブに係る								
差入担保金 ¹	182.5	(162.8)	19.7	(13.7)	(0.9)	5.1	6.1	25.8
公正価値での測定を指定された金融資産	3.5	0.0	3.5	0.0	(3.0)	0.5	2.4	5.9
資産合計	521.8	(192.4)	329.4	(182.1)	(129.7)	17.5	28.2	357.6

2013年12月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットリング契約の対象となる資産								
潜在的なネットリング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットリング考慮後の資産	強制可能なネットリング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された資産合計
借入有価証券に係る担保金	26.5	0.0	26.5	(1.2)	(25.2)	0.2	1.0	27.5
リバース・レボ契約	111.5	(25.4)	86.1	(5.4)	(80.7)	0.0	5.5	91.6
再調達価額 - 借方	244.5	(2.8)	241.8	(192.9)	(35.5)	13.4	12.3	254.1
デリバティブに係る								
差入担保金 ¹	220.0	(196.1)	23.8	(14.4)	(1.1)	8.2	4.5	28.3
公正価値での測定を指定された金融資産	3.9	0.0	3.9	0.0	(3.9)	0.1	3.4	7.4
資産合計	606.4	(224.3)	382.0	(213.9)	(146.4)	21.8	26.7	408.8

¹ 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、次ページに表示された表の「再調

達価額 - 貸方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。² 本表のロジックから、「負債総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額と次ページの負債の表における「資産総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額は一致している。³ 本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。

相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債

2014年6月30日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	11.2	0.0	11.2	(1.7)	(9.6)	0.0	1.1	12.3
レボ契約	47.8	(37.4)	10.4	(4.1)	(6.3)	0.0	8.3	18.7
再調達価額 - 貸方	192.9	(2.6)	190.3	(157.0)	(18.5)	14.8	13.1	203.4
デリバティブに係る								
受入担保金 ¹	188.2	(154.7)	33.5	(23.1)	(3.6)	6.8	10.2	43.7
公正価値での測定を指定された金融負債	5.7	0.0	5.7	0.0	(1.8)	3.8	63.2	68.9
負債合計	445.8	(194.7)	251.1	(185.8)	(39.9)	25.5	95.9	347.0

2014年3月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	12.4	0.0	12.4	(2.0)	(10.4)	0.0	1.0	13.4
レボ契約	33.5	(27.0)	6.5	(2.3)	(4.2)	0.0	11.2	17.7
再調達価額 - 貸方	201.1	(2.6)	198.4	(164.1)	(18.0)	16.4	11.6	210.1
デリバティブに係る								
受入担保金 ¹	199.9	(162.8)	37.2	(25.5)	(3.7)	7.9	9.5	46.7
公正価値での測定を指定された金融負債	5.7	0.0	5.7	0.0	(1.8)	4.0	63.0	68.7
負債合計	452.6	(192.4)	260.2	(193.9)	(38.0)	28.3	96.4	356.6

2013年12月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	8.5	0.0	8.5	(1.2)	(7.3)	0.0	1.0	9.5
レボ契約	34.2	(25.4)	8.8	(5.4)	(3.4)	0.0	5.0	13.8
再調達価額 - 貸方	235.5	(2.8)	232.7	(192.9)	(20.9)	18.8	15.4	248.1
デリバティブに係る								
受入担保金 ¹	236.8	(196.1)	40.7	(28.3)	(3.6)	8.8	8.8	49.5
公正価値での測定を指定された金融負債	6.6	0.0	6.6	0.0	(2.1)	4.6	63.3	69.9

負債合計	521.6	(224.3)	297.3	(227.8)	(37.2)	32.2	93.5	390.8
------	-------	---------	-------	---------	--------	------	------	-------

¹ 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、前ページに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。² 本表のロジックから、「資産総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額と前ページの資産の表における「負債総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額は一致している。³ 本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。

注記13 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2014年6月30日現在	2014年3月31日現在	2013年12月31日現在
その他の資産			
プライム・ブローカレッジ債権 ¹	13,546	12,125	11,175
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	2,647	2,667	2,733
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	356	381	358
未収利息	445	477	433
未収収益 - その他	1,187	947	931
前払費用	1,118	1,130	985
確定給付資産及び退職後給付資産純額	1,672	1,500	952
決済勘定	1,911	828	466
未収付加価値税及びその他の税金	299	262	410
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	104	105	119
その他	2,366	2,047	1,665
その他の資産合計	25,650	22,468	20,228
その他の負債			
未払プライム・ブローカレッジ ¹	37,494	33,988	32,543
ユニットリンク型投資契約未払額	16,940	15,631	16,155
未払費用 - 報酬関連	1,843	1,155	2,631
未払費用 - 支払利息	1,003	1,255	1,199
未払費用 - その他	2,912	2,459	2,465
繰延報酬制度	2,097	1,969	1,919
確定給付負債及び退職後給付負債純額	1,138	1,040	1,048
連結投資信託における第三者持分	674	1,007	953
決済勘定	1,652	1,540	946
当期税金負債及び繰延税金負債	603	664	667
未払付加価値税その他の税金	426	487	570
繰延収益	266	282	264
その他	1,116	1,198	1,417
その他の負債合計	68,166	62,677	62,777

¹ プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンス及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。プライム・ブローカレッジ債権は、主としてマージン・レンディング取引に係る債権で構成されている。未払プライム・ブローカレッジは、主として顧客の有価証券貸借及び預金で構成されている。

[次へ](#)

注記14 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル ・リスク ¹	訴訟、 規制上及び 類似の 問題 ²	リストラク チャリング	ローン・ コミット メント 及び保証	不動産	従業員 給付	その他	引当金 合計
2013年12月31日現在残高	45	1,622	658	61	157	222	205	2,971
2014年3月31日現在残高	47	1,778	729	58	153	222	213	3,200
損益計算書で認識された引当金の増加	2	441	3	0	0	6	11	463
損益計算書で認識された引当金の取崩	(1)	(207)	(11)	0	(1)	(4)	0	(225)
所定の目的に従って使用された引当金	(4)	(38)	(68)	0	(6)	(2)	(8)	(126)
原状回復費用資産計上額	0	0	(2)	0	(1)	0	0	(3)
子会社の処分	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	1	0	0	0	1
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	6	10	1	3	4	1	23
2014年6月30日現在残高	42	1,980	660 ³	61	148 ⁴	226 ⁵	217	3,334

¹ 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。² 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。³ 2014年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金134百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：178百万スイス・フラン、2013年12月31日：104百万スイス・フラン）及び2014年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金525百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：550百万スイス・フラン、2013年12月31日：554百万スイス・フラン）を含む。⁴ 2014年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用92百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：94百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：95百万スイス・フラン）及び2014年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金56百万スイス・フラン（2014年3月31日現在：59百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：62百万スイス・フラン）を含む。⁵ 長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩され、最長で11年間になる。退職手当関連の引当金は、短期間(通常6ヶ月以内)に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記14b)に含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上及び類似の問題

当グループは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に参与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、その結果を予測し難いことが多い。さらに、当グループが和解を締結する状況もある。これは、当グループに責任はないと当グループが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。当グループに対して発生したこのような問題に対して、当グループは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果として当グループが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これ

らの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記14aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題の種類から生じる将来の損失を数値的に見積ることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると言える。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

セグメント別の訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金¹

単位: 百万スイス・フラン	ウェルズ・ マネジメント	ウェルズ・ マネジメン ト・アメリカ ズ	リテール& コーポレー ト	グローバル・ アセット・マ ネジメント	インベスト メント・バン ク	コーポレー ト・センター - 中核業務	コーポレート・ センター - 非中 核業務及び レガシー・ ポートフォリオ	UBS
2013年12月31日現在残高	165	56	82	3	22	488	808	1,622
2014年3月31日現在残高	239	92	90	3	19	483	853	1,778
損益計算書で認識された引当金の増加	295	54	48	33	11	0	0	441
損益計算書で認識された引当金の取崩	(4)	(10)	0	0	0	(167)	(27)	(207)
所定の目的に従って使用された引当金	(20)	(5)	0	0	(5)	0	(7)	(38)
振替	0	0	0	0	0	0	0	0
為替換算調整 / 割引の振戻し	0	0	0	0	0	3	3	6
2014年6月30日現在残高	510	131	137	36	25	319	823	1,980

¹ 本注記14bの次の項目に記載された問題に係る引当金がある場合は、それぞれ以下のセグメントに計上されている。(a)項目4: ウェルズ・マネジメント、(b)項目7: ウェルズ・マネジメン・アメリカズ、(c)項目11及び12: インベストメント・バンク、(d)項目3及び10: コーポレート・センター 中核業務、(e)項目2及び6: コーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ。本注記14bの項目1及び9に記載された問題に係る引当金がある場合は、ウェルズ・マネジメンとリテール&コーポレートに配分されており、本注記14bの項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・センター 非中核業務及びレガ

シー・ポートフォリオに配分されている。さらに本注記14bの項目 8 に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・センター 中核業務に配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

米国でのクロスボーダー事業に関する問題の開示及び和解後、多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出した。2013年5月及び6月のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)SA及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定(「mise en examen」)がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに伴って補佐付き証人(「témoin assisté」)により証言された。2014年7月、UBS AGは、以前に補佐付き証人により証言された脱税による収入の不正洗浄容疑に関する方式審査を受けた。裁判所はUBSに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令(「caution」)を下した。UBSは保釈金額の決定を不服として異議を申立てている。これとは別に、2013年6月、フランス銀行監督当局の懲戒委員会は、クロスボーダー事業及び「顧客確認」義務を取り巻く管理及びコンプライアンスの枠組みに不備があったとUBS(フランス)SAに対し戒告を行った。当局から10百万ユーロの制裁金を科され、同額の引当金が2014年6月30日現在の貸借対照表に反映されている。

ドイツにおいて、2つの異なる当局が、UBS Deutschland AG及びUBS AGのそれぞれ、並びに両社の一部従業員に対し、当行の過去のクロスボーダー事業に関連する特定の問題に関して調査を実施している。UBSは、スイス連邦法及びその他の準拠法に基づく金融プライバシーの義務の制限を厳守した上でこれら当局に協力している。2014年7月にUBSはポーフムの当局と和解に至り、かかる手続を終結した。この和解には約302百万ユーロの支払いが含まれており、同額の引当金が2014年6月30日現在の当行の貸借対照表に反映されている。マンハイムの当局による手続では、調査対象の申立てを裏付ける十分な証拠が明らかにされていない。

2014年6月に、ベルギーの当局は、UBS(ルクセンブルク)SAのベルギー支店の捜索を行った。

この項目1に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク(以下「UBS RESI」という。)は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、(関係会社を通じて)証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間(このうち2006年から2008年において活発であった。)に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

RMBSの売出に係る文書における開示に関する証券訴訟：UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約130億米ドルに関する多くの訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟の一部は初期段階にあり、訴えの却下を申立てる段階より先には進展しておらず、その他は開示手続の様々な段階にある。これらの訴訟において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額130億米ドルのうち、約30億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン(大部分は第三者のオリジネーターから購入した。)を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った(UBSがスポンサーとなっているRMBS)。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの100億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された(第三者RMBS)。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。UBSが被告となっている1件の集団訴訟は第三者発行体によって和解に至り、2013年に地方裁判所の最終承認を受けた。この和解により、UBSに対して係属中の訴訟における発行済RMBSの当初額面価額

は約240億米ドル減少した。第三者発行体はUBSに金銭の負担を求めることなく、和解金を拠出する予定である。2014年1月に、この和解に対する一部の異議申立人が、地方裁判所による和解の承認に対し、上訴申立書を提出した。

モーゲージ及びRMBSの販売に関連するローンの買戻請求：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。当行は、モーゲージ・ローン及びRMBSの特定の機関購入者から、表明違反の可能性は、UBSによるローンの買戻し又はその他の救済措置を要求する権利を購入者に与えるものであると主張している旨の通知を受けている。「受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高」の表は、2006年から2014年7月22日までにUBSが受けた買戻請求及びUBSによる買戻しを要約している。本表で、訴訟において解決された請求及び契約相手先により取り下げられた請求として表示された買戻請求は、最終的に解決したと考えられる。その他の全ての区分の買戻請求は最終的に解決していない。

受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高¹

単位：百万米ドル	2006年 から					2014年 7月22日 まで		合計
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年		
解決された請求								
ローン買戻実額又は合意額 / UBSによる全額支払	12	1						13
取引相手先により取り下げられた請求	110	104	19	303	237			773
訴訟において解決された請求	1	21						21
第三者により解決される見込みの請求								
第三者のオリジネーターに対するUBSの求償権の行使 により解決された又は解決される見込みの請求								
		77	2	45	107	99	72	403
係争中の請求								
訴訟中の請求			346	732	1,041			2,118
UBSが検討中の請求				2	0	0		3
UBSが反論しているが、取引相手先により まだ取り下げられていない請求								
		1	2	1	18	519	259	801
合計	122	205	368	1,084	1,404	618	332	4,132

¹ 複数の取引相手先より請求されたローンは1件として数えられている。

買戻請求を解決するために現時点までにUBSが支払った額は、関連するローンの当初元本残高の約62%であった。UBSの支払った額の大部分は、いわゆる「オプションARM」ローンに関連していた。損失の程度は、異なる特性を有する他の種類のローンに応じて様々に変化する可能性がある。買戻し時の損失には、通常は問題となっているローンの買戻し時点の見積額が反映され、また、一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる立替額が反映される。

当行が虚偽の表明によりローンの買戻しを請求される件の大半では、当行は、関連するローンをUBSに売却する際に表明を行った第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、存続している第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年に受けた買戻請求に対してUBSがすでに支払った又は支払いに合意したローン（当初元本残高）の約60%について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。2011年より、UBSは、UBSに対して行われた買戻請求について、存続しているオリジネーターに、UBSは損失の補填を受ける権利があることを通知し、このような請求はオリジネーターと請求を行う当事者により直接解決されるべきであると主張している。

当行は、将来の買戻請求の水準を信頼性をもって見積ることはできない。また、このような請求についての当行の反証が、将来の反証の割合の有効な指標となるかは不明である。当行は、そのような請求の時期も信頼性をもって見積ることはできない。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が買戻しを請求した、3件のRMBS証券化（以下「取引」という。）に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、ニューヨーク州南部地区において訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。受託者訴訟の原告側は、特に3件のいずれかの取引において表明及び保証に意図的に違反したとされる全てのローンに対し、訴状で特定したローンの買戻請求を超える損害賠償を求める意向であることを最近になり明らかにしている。存続している機関が設定した信託により申立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。アシュアード・ギャランティが提起した関連訴訟は、2013年に解決した。

2012年に、フレディ・マックを代表してFHFAは、UBS RESIが一部のモーゲージ・ローンに関しての表明・保証に違反し、これらのモーゲージ・ローンの買戻しを行わなかったと主張し、契約違反を理由に宣言的救済を求めてUBS RESIに対する訴訟を起こす通知書及び召喚状をニューヨーク州高位裁判所に提出した。損害賠償額は明示されていないものの、当該訴訟は、救済の中でも特に、フレディ・マックが過去に買戻請求を行ったローンの当初の元本残高のうち、最低でも94百万米ドルについて、UBS RESIにローン買戻義務があるとして、当該義務の特定履行を求めている。2013年に、裁判所は、RMBSの受託者のみが訴状に記載された請求を主張できること、及び訴状は当該受託者が原告であり、訴訟を提起する適切な権限を有しているかどうかについて不明瞭であることに基づいて、当事者として適格でないとして訴状を却下した。受託者はその後、修正訴状を提出し、UBSは却下を申立てた。当該申立ては係属中である。

2013年に、レジデンシャル・ファンディング・カンパニー・エルエルシー（以下「RFC」という。）は、UBS RESIに対し、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。当該訴状では、UBS RESIから購入し、RFCの関連会社により証券化された当初元本残高の少なくとも460百万米ドルのローンに関連する契約違反及び補償を主張している。本件は、UBSから購入したホール・ローンの証券化から生じたとされる損害の賠償を求めてUBSに対して提起された最初の訴訟である。損害賠償額は明示されていない。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、817百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

UBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米連邦検事事務局及び米国司法省刑事局詐欺部と連携している。（以下「SIGTARP」という。））、SEC及びその他の政府当局からモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する情報提供の要請を受けている。当行はこれらの問題について当局に協力しているが、現在、初期段階にある。多くの他の銀行も同様の要請を受けていると報告されている。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル

2013年12月31日現在残高	807
2014年3月31日現在残高	819
損益計算書で認識された引当金の増加	0
損益計算書で認識された引当金の取崩	0
所定の目的に従って使用された引当金	(2)
2014年6月30日現在残高	817

3 UBSの開示に関連する請求

ニューヨーク州南部地区の米国地方裁判所において、UBS、多数の現・旧取締役及び上級役員並びにUBSの2008年5月の株主割当発行の引受を行った特定の銀行（UBSセキュリティーズ・エルエルシーを含む。）に対する推定上の併合集団訴訟が提起されている。この訴訟は、モーゲージ関連証券のUBSのポジション及び損失、オークション・レート証券のUBSのポジション及び損失並びにUBSの米国でのクロスボーダー事業に関するUBSの開示に関連する米国証券法違反を主張している。2011年に、裁判所は、米国外で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく全ての訴えを却下した。また、2012年に、裁判所は、請求事項記載の欠如を理由として、米国内で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく残りの訴えを再訴不能な形で却下した。2014年5月、第2巡回区控訴裁判所は訴状の却下を支持した。UBS、多数の上級役員及び従業員並びにUBSの各種委員会は、UBS株式を購入したUBSの従業員退職所得保障法（以下「ERISA」という。）の下での2つの退職制度の現・旧加入者を代表して提起された、受託者義務違反に対する推定上の併合集団訴訟においても訴えられている。2011年に、裁判所はERISAに係る訴えを却下した。2012年に、裁判所は原告の修正訴状の提出許可の申立てを受理しなかった。上訴において、第2巡回区控訴裁判所は、退職制度の1つに関して、全ての裁判所による却下の判決を支持した。2つ目の退職制度に関して、裁判所は一部の裁判所による却下の判決を支持し、被告は制度の投資のオプションを慎重に管理する受託者義務に違反したという主張及び当該義務から派生する賠償を請求する訴因を無効として、以後の手続を差し戻した。

インベストメント・バンクにおいて発生し、2011年9月に公表された不正取引をめぐり、2012年にUBS AG及び当行の一部の現・旧役員に対し、マンハッタンの連邦裁判所で係属中の推定上の証券詐欺集団訴訟への併合訴状が提出された。訴訟は、2009年11月17日から2011年9月15日までの期間に、UBSの上場証券を米国の証券取引所で購入した、又は米国内で所有権を移転した当事者を代表して提起された。2013年に、地方裁判所は、この訴状の却下を求めるUBSによる申立てを完全に承認した。原告は上訴した。

4 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額についての補足的な請求を申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により上訴が申立てられた。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申立てを受けて、2011年に地方裁判所は、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような訴訟を起こす資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区控訴裁判所は、地方裁判所の判決を支持した。2014年6月、米国連邦最高裁判所は、控訴裁判所の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンド

を通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。

5 イタリアの公共事業体との取引

UBSリミテッド及びUBS AGのそれぞれがイタリアにおける公共事業体である取引相手先と締結した多数の取引は、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。2012年に、ミラノ市で、2005年の債券発行及び2005年から2007年にかけてミラノ市との間で行われた関連デリバティブ取引に関して、UBSリミテッド、UBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイ及びその他の国際的な銀行3行を相手にミラノ市が提起した民事訴訟は、責任を認めることなく和解となった。2012年に、ミラノ市の刑事裁判所は、UBSの現従業員2名及び旧従業員1名並びに他の銀行3行の従業員に対し、同一の債券の発行並びに関連するデリバティブ取引の実行及びその後のリストラクチャリングに関連した、公共事業体に対する詐欺についての有罪判決を下した。同一の手続で、ミラノ市の刑事裁判所はまた、従業員が有罪となった刑事犯罪を回避できる事業組織モデルの構築を怠った行政法上の違反に対して、UBSリミテッド及び他の銀行3行に責任があるとした。UBSリミテッドに課された制裁措置は、上訴が終了するまで有効とはならないが、刑事裁判において認定された利益の申立てによる水準での没収(16.6百万ユーロ)、行政法上の違反の認定に係る罰金(1百万ユーロ)及び弁護士費用であった。UBSリミテッド及び当該個人は、この判決に対して上訴した。2014年3月に、ミラノ市の控訴裁判所は、UBSリミテッドの責任及びUBS従業員の有罪判決の認定を全て破棄し、無罪を言い渡した。2014年6月に、同裁判所は本判決の理由を述べた正式な判決を出した。控訴審検事は再抗告を求めず、無罪が確定した。

カラブリア州、トスカーナ州、ロンバルディア州、ラツィオ州及びカンパニア州並びにフローレンス市とのデリバティブ取引も、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。2012年に、UBS AGとUBSリミテッドは責任を認めることなく、トスカーナ州、ロンバルディア州及びラツィオ州と全ての民事訴訟について和解した。2013年に、フローレンス市との間において全ての民事訴訟及び行政訴訟について和解に達した。2014年5月に、UBSはカラブリア州と民事上の和解に至った。

6 Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH (以下「KWL」という。)

2006年に、KWLは、UBSとシングル・トランシェの担保債務証券/クレジット・デフォルト・スワップ(以下「STCDO/CDS」という。)を締結した。このうちCDS部分は、2006年及び2007年にバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行(以下「LBBW」という。)とデプファ・バンク・ピーエルシー(以下「デプファ」という。)が仲介したものである。KWLは、UBSのグローバル・アセット・マネジメントをSTCDO/CDSにおけるポートフォリオ・マネジャーとして選任した。UBSと仲介銀行は、STCDOに基づく支払いをKWLが行わなかったことを受け、本STCDO/CDSを解約した。UBSは、KWL、デプファ及びLBBWに約319.8百万米ドルに利息を加えた金額の支払いを請求しているが、当該金額はまだ支払われていない。

2010年に、UBS(UBS AG、UBSリミテッド及びUBSグローバルAM)は、宣言及び/又はSTCDO/CDSの契約条項の履行を求めて、ロンドンにおいてKWL、デプファ及びLBBWに対する訴訟手続を取った。KWL、デプファ及びLBBWはそれぞれ反訴を提起しているが、UBSは抗弁している。KWLは2014年6月に申立書を修正し、さらにLBBW及びデプファも申立書を修正して、悪意による不実表示を主張した。UBSはこれらの主張を否定している。審理は2014年4月に開始し、2014年7月末に終了する予定である。

KWLがLBBWに対してドイツのライプチヒにおいて提起した別の訴訟手続では、裁判所は2013年6月にLBBWに有利な判決を下し、LBBWとKWL間のSTCDOの有効性を支持した。KWLはかかる判決を不服として上訴しており、2014年5月に、控訴裁判所は2件の争点につき、さらなる証拠を採用する旨の裁定を下した。この手続は数ヶ月を要する見込みである。

項目6に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

2011年に、KWLの旧マネージング・ディレクター及び2名のファイナンシャル・アドバイザーは、UBS及びその他銀行とのスワップ取引など特定のKWLの取引に関連する刑事責任でドイツのライプチヒにおいて有罪判決を受けている。ドイツのドレスデンにおいて同一取引に関するさらなる刑事訴訟が提起された結果、2013年に横領の有罪判決を受け、刑期がさらに長期になった。3名は全員、上訴した。

2011年以後、SECは、特にKWLの取引の適合性、及びUBSがKWLに提供した情報に重点を置く調査を実施している。UBSはSECに書類及び証言を提供し、引き続きSECに協力している。

7 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSプエルトリコが単独運用及び共同運用するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに当該証券を保有するプエルトリコの顧客が提起した訴訟及び調停（請求総額600百万米ドル超）の原因となった。また、2014年2月に、当投資信託で何億もの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2014年5月に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟が、様々なUBSの企業、UBSプエルトリコの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。

さらに内部調査の結果、一部の顧客（その多くはある1名のファイナンシャル・アドバイザーの勧めで行動した。）が、目的自由ローンの受取額をローン契約に違反してクローズド・エンド型投資信託証券に投資していたことが判明した。

2011年に、プエルトリコ米自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した派生訴訟が、UBSファイナンシャル・サービズ・インク・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）並びに他のコンサルタント及び引受会社、当制度の受託者、及びプエルトリコ政府開発銀行の総裁及び取締役会を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。UBSは、引受及びコンサルティングのサービスに関連して被告となっている。2013年に、本訴訟は、原告に訴訟を提起する当事者として適格でないことを理由にプエルトリコ第一審裁判所によって却下された。この却下はその後プエルトリコ控訴裁判所によって破棄された。UBSの上訴及び再審理の申立てはプエルトリコ最高裁判所によって却下された。さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。

この項目7に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

8 外国為替、LIBOR及び基準金利

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、米国司法省（以下「DOJ」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）及び香港金融管理局（以下「HKMA」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始したと報じられている。WEKOは2014年3月、一部の銀行が共謀して為替レートを操作したと信じるに足る根拠がある旨を表明した。さらに複数の当局が貴金属価格の不正操作も調査していると伝えられている。UBS及び他の金融機関は、諸当局から外国為替業務に関する要請を受けており、UBSは当局に協力している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する、複数の推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。これらの訴訟は、外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表した訴訟であり、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。被告側（UBSを含む。）は、却下の申立てを提起している。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SFO、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、英国銀行協会のLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及び他の基準金利（HIBOR（香港銀行間取引金利）及びISDAFIXを含む。）の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、（特

に) UBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社(以下「UBSSJ」という。)は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJと不起訴合意(以下「NPA」という。)を締結した。この合意は(司法取引と共に)、以下に記載した条件付の軽減措置や免責の認定範囲を超える行為を対象としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJに科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。各種の和解及びFINMAの命令で述べられた行為には特定のUBSの従業員による、取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作して呈示する試み、他の銀行及びキャッシュ・ブローカーの取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作するために当該銀行及びブローカーとの共謀、及び金融危機の間、市場及びメディアによる不公正かつ否定的な認知を回避したいという動機が一部にあったUBSの呈示者への不適切な指示が含まれている。こうした解決の1件又は複数に含まれる基準金利には、日本円LIBOR、英ポンドLIBOR、スイス・フランLIBOR、ユーロLIBOR、米ドルLIBOR、EURIBOR(ユーロ銀行間取引金利)及びユーロ円TIBOR(東京銀行間取引金利)が含まれている。当行は、解決に至った当局に協力し、基準金利の呈示に関する一定の是正を行う継続的な義務を有している。また、当行は、NPAに基づき、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行ってはならないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。かかる義務を順守しない場合、NPAは終了し、NPAの対象となっている事項に関連して刑事訴追を受ける可能性が生じる。MAS、HKMA、オーストラリア証券投資委員会(以下「ASIC」という。)及び日本の金融庁は、UBS(及び場合によっては他行)の調査を全て終結している。かかる調査に伴う命令や保証によって、UBSは通常、取引過程や統制を改善するための是正措置を講じることを求められ、罰金やその他の制裁が科される。これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局、スイス競争委員会(以下「WEKO」という。)及び欧州委員会を含む一定の管轄区の当局から条件付の軽減措置又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。カナダ産業省競争局(以下「同局」という。)は、日本円LIBORの呈示についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めたが、2014年1月、同局は、準拠法における訴追を正当化する十分な証拠がないとして日本円LIBORの調査を中止した。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は軽減措置を認められた管轄区域においては、反トラスト法及び競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行なうこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：直接的又は間接的に米ドルLIBOR、日本円LIBOR、ユーロ円TIBOR及びEURIBORに連動した、特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中であるか、又は同裁判所に移管される見込みである。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利(LIBOR、ユーロ円TIBOR又はEURIBORを含む。)の操作について主張しており、米国商品取引法、連邦の恐喝防止法、連

邦及び州の反トラスト法及び証券法並びにその他の州法の違反を含む様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償（三倍額賠償及び懲罰的損害賠償を含む。）を求めている。2013年に、ニューヨーク州の連邦裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びに商品取引法（以下「CEA」という。）及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。同裁判所は、一部の原告につき、UBS及び他の被告に対して不当利得と契約違反に対する請求を主張する許可を付与し、CEAに基づく請求を2009年4月15日から2010年5月までに購入された契約に限定した。さらに一部の原告は、反トラストに関する請求の却下に対して上訴したが、上訴裁判所は、LIBOR訴訟の最終処分後に上訴を再度提起する権利を損なうことなく、時期尚早として上訴を却下した。UBS及びユーロ円TIBORに関連する訴訟を含むその他の訴訟の他の被告は、却下の申立てを提起している。2014年3月、ユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、原告による連邦反トラスト法に基づく請求及び州の不当利得に関する請求を却下し、さらに原告によるCEAに基づく請求の一部を却下した。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

9 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関して銀行に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、銀行と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、相当数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求することが見込まれる。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮すべき事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目9に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

10 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約25億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価は、行政手続において異議が申立てられているか、又は異議が申立てられる見込みである。BTGはまた、ブラジル税務当局によるUBSのパクチュアル所有期間におけるパクチュアル関連の複数の追加質問をUBSに通知しているが、関連する金額は概ね少額である。2013年に、UBSが補償義務を負う期間に係る租税請求約128百万ブラジル・レアルが、2013年にブラジル政府が公表した恩赦プログラムを通じて、和解金として提示された。

項目10に記載された問題に関して、2014年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

11 CDS市場に関する問題

2013年に、ECは、UBSを含むクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のディーラー13社、並びにデータ・サービス・プロバイダーのマークイット及び国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）に対し、異議告知書を発行した。当該異議告知書は、ディーラーが2006年から2009年までの間に、証券取引所がクレジット・デリバティブ市場へ参入することを阻止するために談合し、EUの反トラスト規則に違反したと幅広く主張している。当行は、2014年1月に当該異議告知書に対して答弁書を提出し、2014年5月の口頭審理において当行の立場を示した。2009年半ば以降、DOJの反トラスト局もまた、UBSを含む複数のディーラーが互いに、また、マークイットと共謀してCDSの売買、清算及びその他のサービスの市場における競争を制限したかどうかを調査している。2014年1月及び4月に、推定集団訴訟の原告は、UBSを含むディーラー12社、並びにマークイット及びISDAに対し、シャーマン反トラスト法及び判例法の違反を主張する併合修正訴状をニューヨーク南部地区裁判所に提出した。原告は、被告が、店頭市場でCDSを売買して得られる利益を確保しようと不法に共謀して米国におけるCDS取引市場の競争を阻害し、独占したと申立てている。原告は、被告であるいずれかのディーラーと2008年1月1日以降に直接取引をしたCDSの全買い手及び売り手を代表して請求を主張し、金額未定の三倍額賠償及びその他の救済を求めている。

12 株式取引システム及び取引実務

UBSは、SEC、ニューヨーク州司法長官及びFINRA（報道によるとこれらの機関は業界全体で同様の調査を実施している。）を含む様々な当局からの、UBSの代替的取引システム（以下「ATS」という。ダークプールとも呼ばれる。）の運用とその有価証券の注文経路及び注文実行の実務に関する照会に対応している。これらの照会には、UBSのATSの機能（2年前に廃止された特定の注文タイプと開示実務を含む。）に関して、2012年初めに開始したSECの調査が含まれている。UBSはこれらの問題に協力している。さらにUBSは、持分証券の購入者及び販売者を代表して提起された、ニューヨーク連邦裁判所で係属中の複数の推定集団訴訟において被告となっている数十社（ブローカー・ディーラー、取引所、高頻度取引を行う会社、ダークプールのスポンサーを含む。）のうちの1社となっている。当該訴訟は主に、被告による株式注文の取扱実務が、他の市場参加者を犠牲にして高頻度取引を行う会社に有利な取り計らいをしており、連邦証券法に違反していると主張している。訴訟はごく初期の段階にある。

注記15 貸借対照表上で認識されない金融商品

以下の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

2014年6月30日現在	2014年3月31日現在	2013年12月31日現在
--------------	--------------	---------------

単位：百万スイス・フラン	サブ・パーティシペーション			サブ・パーティシペーション			サブ・パーティシペーション		
	総額	純額	純額	総額	純額	純額	総額	純額	純額
保証									
信用保証及び類似商品	6,994	(592)	6,402	7,518	(626)	6,892	7,731	(670)	7,061
契約履行保証及び類似商品	3,334	(751)	2,583	3,378	(712)	2,666	3,423	(706)	2,717
信用状	7,357	(1,552)	5,804	7,321	(1,590)	5,731	7,644	(1,599)	6,044
保証合計	17,684	(2,895)	14,789	18,217	(2,928)	15,289	18,798	(2,975)	15,823
コミットメント									
貸出コミットメント	52,064	(1,178)	50,886	56,856	(1,246)	55,610	54,913	(1,227)	53,686
引受コミットメント	1,243	(256)	987	1,701	(316)	1,385	760	(225)	535
コミットメント合計	53,307	(1,434)	51,873	58,557	(1,562)	56,995	55,673	(1,452)	54,221
先日付スタートの取引 ¹									
リバース・レボ契約	22,515			20,882			9,376		
有価証券借入契約	150			251			46		
レボ契約	18,587			12,263			8,191		

¹ UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記16 組織変更

リストラクチャリング費用は、当グループの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な非経常的な一時費用であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を以下に別途表示している。

各事業部門及びコーポレート・センターのリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2014年6月30日	2014年3月31日	2013年6月30日	2014年6月30日	2013年6月30日
ウェルス・マネジメント	38	40	50	78	75
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	7	10	10	18	20
リテール&コーポレート	13	15	13	27	28
グローバル・アセット・マネジメント	2	4	14	6	17
インベストメント・バンク	27	124	31	151	37
コーポレート・センター	2	11	23	13	208
内、中核業務	4	2	5	6	2
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	(2)	9	18	7	206
リストラクチャリング費用純額合計	89	204	140	293	386
内、人件費	28	133	96	161	82
内、一般管理費	60	63	42	123	266
内、有形固定資産の減価償却費及び減損	1	7	3	8	38
内、無形資産の償却費及び減損	0	1	0	1	0

人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2014年6月30日	2014年3月31日	2013年6月30日	2014年6月30日	2013年6月30日
給与及び変動報酬	37	131	91	168	74
契約社員給与	8	1	1	9	1
社会保険	1	0	3	2	4
年金及びその他の退職後給付制度	(19)	(1)	(1)	(19)	0
その他の人件費	1	0	2	2	3
リストラクチャリング費用純額合計：人件費	28	133	96	161	82

一般管理費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2014年6月30日	2014年3月31日	2013年6月30日	2014年6月30日	2013年6月30日
賃借料	14	11	16	25	16
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	2	1	1	3	1
管理費	0	1	1	1	1
旅費及び交際費	3	2	1	5	1
専門家報酬	37	19	18	56	18
IT及びその他のサービスの外部委託費用	20	12	3	32	3
その他 ¹	(15)	17	2	3	226
リストラクチャリング費用純額合計：一般管理費	60	63	42	123	266

¹ 主に不利な不動産リース契約から成る。

注記17 為替換算レート

以下の表は、当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート			平均レート ¹				
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
	現在	現在	現在	終了四半期	終了四半期	終了四半期	当期累計	当期累計
1米ドル	0.89	0.88	0.94	0.89	0.89	0.94	0.89	0.94
1ユーロ	1.21	1.22	1.23	1.22	1.22	1.23	1.22	1.23
1英ポンド	1.52	1.47	1.44	1.50	1.48	1.45	1.49	1.44
100円	0.88	0.86	0.95	0.87	0.87	0.95	0.87	0.97

¹ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用している当グループの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、当グループの加重平均レートから乖離している場合がある。

[次へ](#)

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）に関する補足情報（無監査）

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）財務情報

損益計算書 UBS AG（親銀行）

	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	対2014年度 第1四半期	対2013年度 第2四半期	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：百万スイス・フラン							
受取利息純額	874	1,237	787	(29)	11	2,111	1,810
受取報酬及び手数料純額	1,569	1,678	1,640	(6)	(4)	3,247	3,287
トレーディング収益純額	1,054	1,210	1,117	(13)	(6)	2,264	3,233
経常活動からのその他の収益	1,139	485	840	135	36	1,624	1,113
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	365	21	491		(26)	387	597
営業収益	4,636	4,610	4,385	1	6	9,246	9,443
人件費	2,218	2,142	1,999	4	11	4,360	4,576
一般管理費	1,311	1,249	1,117	5	17	2,560	2,221
営業費用	3,529	3,391	3,116	4	13	6,920	6,797
営業利益	1,107	1,219	1,270	(9)	(13)	2,326	2,647
子会社及びその他の持分投資の減損	43	176	575	(76)	(93)	219	750
固定資産に係る減価償却費	149	147	146	1	2	297	275
引当金繰入額及び損失	177	15	207		(14)	193	285
特別項目及び税金前利益	738	880	342	(16)	116	1,618	1,337
特別利益	350	184	(30)	90		534	444
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入	237	122	(79)	94		359	394
特別損失	(57)	0	(14)		307	(57)	(16)
税金(費用) / 税務上の便益	(53)	(34)	(43)	56	23	(87)	(134)
当期純利益	977	1,031	255	(5)	283	2,008	1,631

損益計算書 UBS AG (親銀行) (続き)

	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	対2014年度 第1四半期	対2013年度 第2四半期	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位: 億円							
受取利息純額	990	1,401	891	(29)	11	2,391	2,050
受取報酬及び手数料純額	1,777	1,901	1,858	(6)	(4)	3,678	3,723
トレーディング収益純額	1,194	1,371	1,265	(13)	(6)	2,564	3,662
経常活動からのその他の収益	1,290	549	951	135	36	1,840	1,261
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	413	24	556		(26)	438	676
営業収益	5,251	5,222	4,967	1	6	10,473	10,696
人件費	2,512	2,426	2,264	4	11	4,939	5,183
一般管理費	1,485	1,415	1,265	5	17	2,900	2,516
営業費用	3,997	3,841	3,529	4	13	7,838	7,699
営業利益	1,254	1,381	1,439	(9)	(13)	2,635	2,998
子会社及びその他の持分投資の減損	49	199	651	(76)	(93)	248	850
固定資産に係る減価償却費	169	167	165	1	2	336	311
引当金繰入額及び損失	200	17	234		(14)	219	323
特別項目及び税金前利益	836	997	387	(16)	116	1,833	1,514
特別利益	396	208	(34)	90		605	503
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失及び引当金の戻入	268	138	(89)	94		407	446
特別損失	(65)	0	(16)		307	(65)	(18)
税金(費用)/ 税務上の便益	(60)	(39)	(49)	56	23	(99)	(152)
当期純利益	1,107	1,168	289	(5)	283	2,274	1,847

貸借対照表 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン	変化率(%)				
	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在	対2014年 3月31日	対2013年 12月31日
資産					
当座資産	68,633	77,786	69,808	(12)	(2)
マネー・マーケット・ペーパー	15,513	18,172	22,159	(15)	(30)
銀行預け金	123,731	112,731	127,689	10	(3)
顧客貸出金	179,259	163,274	153,326	10	17
モーゲージ・ローン	154,093	153,638	152,479	0	1
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	95,990	100,120	94,841	(4)	1
金融投資	30,326	30,633	34,985	(1)	(13)
子会社及びその他の持分投資	22,911	21,699	21,758	6	5
固定資産	5,482	5,278	5,193	4	6
未収収益及び前払費用	2,173	1,909	2,025	14	7
再調達価額 - 借方	25,322	24,223	29,085	5	(13)
その他の資産	4,041	2,931	2,568	38	57
資産合計	727,473	712,394	715,917	2	2
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	21,448	17,714	22,885	21	(6)
銀行預り金	94,378	84,752	79,207	11	19
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,678	23,684	22,165	(8)	(2)
普通預金顧客預り金	109,559	107,983	106,040	1	3
その他の顧客預り金	270,126	269,578	271,339	0	0
メディアム・ターム・ノート	705	761	779	(7)	(9)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	74,136	74,783	75,585	(1)	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債	51,132	50,745	49,620	1	3
未払費用及び繰延収益	6,047	5,428	6,610	11	(9)
再調達価額 - 貸方	31,979	31,256	37,415	2	(15)
その他の負債	7,006	6,487	6,029	8	16
引当金	2,750	2,737	2,805	0	(2)
負債合計	690,945	675,909	680,480	2	2
資本					
資本金	384	384	384	0	0
一般法定準備金	28,446	26,627	26,611	7	7
自己株式準備金	1,446	1,451	1,020	0	42
その他の準備金	4,244	4,239	4,669	0	(9)
処分可能な利益剰余金		2,753		(100)	
当期純利益 / (損失)	2,008	1,031	2,753	95	(27)
株主に帰属する持分	36,528	36,485	35,437	0	3
負債及び資本合計	727,473	712,394	715,917	2	2

貸借対照表 UBS AG (親銀行) (続き)

単位：億円	変化率(%)				
	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在	対2014年 3月31日	対2013年 12月31日
資産					
当座資産	77,741	88,108	79,072	(12)	(2)
マネー・マーケット・ペーパー	17,572	20,583	25,099	(15)	(30)
銀行預け金	140,150	127,690	144,633	10	(3)
顧客貸出金	203,047	184,940	173,672	10	17
モーゲージ・ローン	174,541	174,026	172,713	0	1
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	108,728	113,406	107,426	(4)	1
金融投資	34,350	34,698	39,628	(1)	(13)
子会社及びその他の持分投資	25,951	24,578	24,645	6	5
固定資産	6,209	5,978	5,882	4	6
未収収益及び前払費用	2,461	2,162	2,294	14	7
再調達価額 - 借方	28,682	27,437	32,945	5	(13)
その他の資産	4,577	3,320	2,909	38	57
資産合計	824,009	806,929	810,919	2	2
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	24,294	20,065	25,922	21	(6)
銀行預り金	106,902	95,999	89,718	11	19
トレーディング・ポートフォリオ負債	24,555	26,827	25,106	(8)	(2)
普通預金顧客預り金	124,097	122,312	120,112	1	3
その他の顧客預り金	305,972	305,351	307,346	0	0
ミディアム・ターム・ノート	799	862	882	(7)	(9)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	83,974	84,707	85,615	(1)	(2)
公正価値での測定を指定された金融負債	57,917	57,479	56,205	1	3
未払費用及び繰延収益	6,849	6,148	7,487	11	(9)
再調達価額-貸方	36,223	35,404	42,380	2	(15)
その他の負債	7,936	7,348	6,829	8	16
引当金	3,115	3,100	3,177	0	(2)
負債合計	782,633	765,602	770,780	2	2
資本					
資本金	435	435	435	0	0
一般法定準備金	32,221	30,160	30,142	7	7
自己株式準備金	1,638	1,644	1,155	0	42
その他の準備金	4,807	4,802	5,289	0	(9)
処分可能な利益剰余金		3,118		(100)	
当期純利益/(損失)	2,274	1,168	3,118	95	(27)
株主に帰属する持分	41,375	41,327	40,139	0	3
負債及び資本合計	824,009	806,929	810,919	2	2

会計の基礎 UBS AG (親銀行)

親銀行財務書類は、スイスGAAP (FINMA令2008/2及び銀行法) に準拠して作成されている。会計方針は、原則として当行の2013年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記1 重要な会計方針の概要」に詳述されている、IFRSに基づく当グループの会計方針と同様である。当グループの会計方針と親銀行の会計方針の主要な相違は、当行の2013年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記38 スイスGAAPの規定」に記載されている。親銀行の法定財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、当行の2013年度年次報告書の親銀行財務書類に対する「注記2 会計方針」に記載されている。

親銀行の中間財務情報の作成には、2013年12月31日現在の年次財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び評価方法が適用されている。当中間財務情報は監査を受けておらず、当行の2013年度年次報告書の監査済財務書類と併せて読まれるべきである。

スイスSRBの規制に基づく親銀行の自己資本規制

スイスSRBの規制に従い、スイスの自己資本に関する条例(以下「CAO」という。)の「金融グループ及び個別の金融機関に対する(自己資本)軽減措置」セクションにある第125条は、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局(以下「FINMA」という。)が、UBS AG(親銀行)レベルで自己資本規制要件を充足することにより、グループレベルで事実上の過大資本となる場合は、個別の金融機関レベルで自己資本の軽減を認可することができる」と規定している。

2014年1月1日現在のUBS AG(親銀行)の自己資本規制の改訂に関する詳細については、当行の2014年度第1四半期報告書の「UBS AG(親銀行)及びUBSリミテッドに関する補足情報(無監査)」のセクション(訳者注:原文の「Supplemental information (unaudited) for UBS AG (Parent Bank) and UBS Limited」のセクション)にある「スイスSRBの規制に基づく親銀行の自己資本規制」(訳者注:原文の「Parent bank capital requirements under Swiss SRB regulations」)を参照のこと。

スイス連邦銀行法に基づく資本からスイスSRBバーゼルに基づく自己資本への調整 UBS AG (親銀行)

単位: 十億スイス・フラン	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在
資本 - スイス連邦銀行法	36.5	36.5	35.4
繰延税金資産	3.7	3.8	4.9
確定給付制度	3.8	3.6	4.0
金融機関に対する投資	(7.4)	(5.8)	(8.2)
自己株式、並びに自己株式及び報酬項目に係るコミットメント	(0.5)	(0.4)	(0.8)
のれん及び無形資産	(0.4)	(0.4)	(0.4)
その他の調整 ¹	(1.2)	(1.6)	(1.4)
普通株式等Tier 1自己資本(フェーズ・イン・ベース)	34.6	35.7	33.5
Tier 2自己資本	8.7	7.3	3.5
総自己資本(フェーズ・イン・ベース)	43.3	43.1	37.1

¹ 資本準備金及びその他の項目の分配に係る未払計上額を含む。

スイスSRBバーゼル 利用可能資本及び自己資本規制 UBS AG (親銀行)

	フェーズ・イン・ベース					
	規制		実際の情報			
	自己資本比率 (%)	自己資本	自己資本比率 (%)	自己資本	自己資本	自己資本
	2014年 6月30日 現在	2014年 6月30日 現在	2014年 6月30日 現在	2014年 3月31日 現在	2014年 6月30日 現在	2014年 3月31日 現在
単位: 百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く						
普通株式等Tier 1自己資本	10.1	30,261	11.6	11.8	34,584	35,720
内、カウンターシクリカルなバッファの効果	0.1	327				
普通株式等Tier 1自己資本 / 損失吸収トリガーが高い資本	11.4	34,152	11.9	12.2	35,527	36,671
総自己資本	14.1	42,234	14.5	14.3	43,294	43,051

スイスSRBバーゼル に基づく自己資本の情報 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	フェーズ・イン・ベース		
	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在
Tier 1 自己資本	34,584	35,720	33,515
内、普通株式等Tier 1 自己資本	34,584	35,720	33,515
Tier 2 自己資本	8,710	7,331	3,549
内、損失吸収トリガーが高い資本	943	951	955
内、損失吸収トリガーが低い資本	9,453	7,127	4,710
内、控除(純額)	(1,686)	(747)	2,116
総自己資本	43,294	43,051	37,063
普通株式等Tier 1 自己資本比率 (%)	11.6	11.8	14.2
Tier 1 自己資本比率 (%)	11.6	11.8	14.2
総自己資本比率 (%)	14.5	14.3	15.7
リスク加重資産	299,333	301,542	236,570

スイスSRBレバレッジ比率規制

規制	フェーズ・イン・ベース							
	実際の情報				利用可能なスイスSRBバーゼル			
	スイスSRB レバレッジ 比率(%) ¹	スイスSRBレ バレッジ比率 自己資本額	スイスSRBレバレッジ 比率実績 (%)		自己資本			
単位：百万スイス・フラン、別掲 されている場合を除く	2014年 6月30日 現在	2014年 6月30日 現在	2014年 3月31日 現在	2013年 12月31日 現在	2014年 6月30日 現在	2014年 3月31日 現在	2013年 12月31日 現在	
普通株式等Tier 1 自己資本	2.4	21,810	3.8	3.9	4.1	34,584	35,720	33,515
普通株式等Tier 1 自己資本 / 損失吸収トリガーが高い資本	2.7	26,645	3.9	4.0	4.2	35,527	36,671	34,470
総自己資本	3.4	30,534	4.8	4.7	4.5	43,294	43,051	37,063

¹ 次の比率を示している。スイスSRB普通株式等Tier 1 自己資本 (10%の24%)、スイスSRB普通株式等Tier 1 自己資本 / 損失吸収トリガーが高い資本 (11.3%の24%) 及び総自己資本 (14%の24%)。

スイスSRBレバレッジ比率 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2014年度 第 2 四半期平均	2014年度 第 1 四半期平均	2013年度 第 4 四半期平均
オン・バランスシート資産合計 ¹	921,513	932,051 ²	822,493
証券金融取引のネットティング	(21,714)	(21,702)	(2,131)
デリバティブ・エクスポージャーのネットティング	(166,388)	(181,429)	(174,513)
デリバティブ・エクスポージャーに係るカレント・エクスポージャー方式(CEM) アド・オン	79,121	86,595	92,978
オフ・バランスシート項目	104,270	108,961	89,180
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能 (10%)	10,140	9,964	10,837
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能以外のもの (100%)	94,130	98,996	78,344
スイスSRBバーゼル Tier 1 からの控除項目(フェーズ・イン・ベース、四半期 末)	(8,048)	(7,354)	(10,254)
調整後エクスポージャー合計 (「レバレッジ比率の分母」) ³	908,754	917,121	817,754

	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在
普通株式等Tier 1 自己資本 (フェーズ・イン・ベース)	34,584	35,720	33,515
Tier 2 自己資本	8,710	7,331	3,549
総自己資本	43,294	43,051	37,063

スイスSRBレバレッジ比率(フェーズ・イン・ベース)(%)	4.8	4.7	4.5
-------------------------------	-----	-----	-----

¹ IFRSの測定原則に準拠したUBS AG(親銀行)の貸借対照表上に認識された資産を示している。² 「スイスSRBの規制に基づく親銀行の自己資本規制」に記載された特定の連結会社間エクスポージャーに関連した従前のFINMAによる自己資本軽減措置が取り消されたことにより、オン・バランスシート資産合計が増加した。³ 現在のスイスSRBレバレッジ比率要件に準拠して、レバレッジ比率の分母から、先日付スタートのレボ契約、有価証券貸付補償並びに自己勘定取引及び委託取引の上場デリバティブ(以下「ETD」という。)及び適格中央清算機関とのOTCデリバティブに係るCEMアド・オンが除外されている。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

2014年7月29日にUBSが発表した事象（UBSの2014年度第2四半期報告書の公表）及び2014年9月29日にUBSが発表した事象（グループ持ち株会社としてのユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBS Group AG）の設立を目的とした本邦以外の地域における株式対株式のエクステンジ・オファー（share-for-share exchange offer）の開始）を除き、UBSの2014年度第2四半期報告書の参照日（2014年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記14 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

(3) その他

ユービーエス・リミテッド財務情報

損益計算書 UBSリミテッド

	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年度 第1四半期	2013年度 第2四半期	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：百万英ポンド							
受取利息	70	67	88	4	(20)	137	178
支払利息	(69)	(67)	(89)	3	(22)	(136)	(182)
受取利息純額	1	0	(2)			1	(3)
受取報酬及び手数料純額	135	(2)	(2)			133	(4)
トレーディング収益純額	(1)	3	0			2	4
その他の収益	13	49	61	(73)	(79)	62	113
営業収益合計	147	50	57	194	158	197	109
営業費用合計	(105)	(45)	(47)	133	123	(150)	(93)
税引前営業利益	42	6	10	600	320	48	15
税金費用 / (税務上の便益)	(7)	1	1			(6)	2
当期純利益	49	4	8		513	53	13

包括利益計算書 UBSリミテッド

	終了四半期			累計期間	
	2014年 6月30日	2014年 3月31日	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2013年 6月30日
単位：百万英ポンド					
当期純利益	49	4	8	53	13
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額	(1)	1	(4)	0	(4)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	(1)	1	(4)	0	(4)
包括利益合計	48	5	5	53	9

貸借対照表 UBSリミテッド

単位：百万英ポンド	変化率(%)				
	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在	2013年 12月31日現在	対2014年 3月31日	対2013年 12月31日
資産					
銀行預け金	6,525	4,886	5,407	34	21
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	10,375	11,942	21,331	(13)	(51)
トレーディング・ポートフォリオ資産	6,624	839	1,021	689	549
再調達価額 - 借方	31,539	34,525	38,208	(9)	(17)
デリバティブに係る差入担保金	7,693	11,321	11,603	(32)	(34)
貸出金	617	887	820	(30)	(25)
その他の資産	6,187	4,398	4,476	41	38
資産合計	69,558	68,799	82,866	1	(16)
負債					
銀行預り金	5,521	1,414	2,127	288	158
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	9,788	11,772	21,146	(17)	(54)
トレーディング・ポートフォリオ負債	3,950	531	543	644	627
再調達価額 - 貸方	31,514	34,527	38,231	(9)	(18)
デリバティブに係る受入担保金	12,313	15,520	15,426	(21)	(20)
顧客預り金	943	593	897	66	10
その他の負債	1,453	1,006	1,066	44	36
負債合計	65,482	65,364	79,435	0	(18)
資本					
資本金	842	227	227	271	271
資本剰余金	3,123	3,123	3,123	0	0
利益剰余金	113	85	81	33	39
資本に直接認識された純利益累積額、税効果後	0	1	0		
資本合計	4,077	3,435	3,431	19	19
負債及び資本合計	69,558	68,799	82,866	1	(16)

UBSリミテッドの会計の基礎

UBSリミテッドの財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBSリミテッドの機能通貨である英ポンド（GBP）で表示されている。UBSリミテッドの最終的な親会社は、UBS AG（スイス）である。この中間財務情報は、UBSリミテッドの損益計算書、包括利益計算書及び貸借対照表のみが含まれていることから、IAS第34号「中間財務報告」に準拠しているわけではない。

この中間財務情報を作成するにあたっては、UBSの2014年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクション（訳者注：原文の「Financial information」のセクションである。）の「UBSリミテッドの会計の基礎」に記載している変更を除いて、UBSリミテッドの2013年12月31日終了事業年度の報告書及び監査済財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。UBSリミテッドの報告書及び財務書類は、そのコピーをUBS AGのインベスター・リレーションズから入手することができる。この中間財務情報は監査を受けておらず、UBSリミテッドの監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。

2014年5月に、規制の進展並びに英国及びスイスの規制当局との協議を受けて、当行の英国銀行子会社であるUBSリミテッドは、UBSリミテッドがその事業活動においてかなりのリスクを負担し、経済価値を留保する、修正事業経営モデルを採用した。これには主に、（ ）UBSリミテッドが信用リスク及び一部の市場リスク、並びにその他のリスクを負担し管理する、（ ）UBSリミテッドがより独立した立場で資金調達及び流動性要件を管理する、（ ）UBSリミテッドの規制上の自己資本を合計34億英ポンドから49億英ポンドに増額すること、が含まれている。

バーゼル 自己資本情報 UBSリミテッド¹

単位：百万英ポンド、別掲されている場合を除く	2014年 6月30日現在	2014年 3月31日現在
Tier 1 自己資本	3,941	3,409
内、普通株式等Tier 1 自己資本	3,326	3,409
Tier 2 自己資本	983	
総自己資本	4,924	3,409
普通株式等Tier 1 自己資本比率（％）	24.4	55.4
Tier 1 自己資本比率（％）	28.9	55.4
総自己資本比率（％）	36.1	55.4
リスク加重資産	13,626	6,157

¹ UBSリミテッドに係るバーゼル に基づく規制要件は、2014年1月1日から適用開始された。

3【日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBSの親銀行財務書類（いわゆる、個別財務書類）はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社及使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が出資者等に求められる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2011年3月に改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する上記の取扱いは、資産を譲渡した会社のみ適用されている。

(3) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん（又は負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年9月に改正され、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額と

の差額は、資本剰余金とすることとなる（子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額も同様）。

(4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb) と同様に処理する。ただし、外

貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(8) 投資不動産

UBSは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」または「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBSは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(10) 退職後給付

UBSは、2011年6月に公表されたIAS第19号の改訂を2012年度に当該基準に規定された経過措置に従って遡及適用した。当該基準では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた

変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債 / 資産の純額に割引率を乗じて利息費用 / 収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入の可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例. 貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。

減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBSは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

・親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3) 投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累計額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(4)のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の用途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、用途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

(6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBSは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

(7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特

定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2014年1月8日
発行登録追補書類	2014年1月9日
発行登録追補書類	2014年1月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年1月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年1月24日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第2号の2の規定に基づく)	2014年2月10日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第1号の規定に基づく)	2014年2月10日
訂正発行登録書	2014年2月10日
訂正発行登録書	2014年2月10日
発行登録追補書類	2014年2月19日
発行登録追補書類	2014年3月25日
有価証券届出書	2014年3月31日
発行登録追補書類	2014年4月1日
発行登録追補書類	2014年4月11日
発行登録追補書類	2014年4月15日
発行登録追補書類	2014年4月15日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年4月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年4月22日
発行登録書	2014年4月23日
有価証券届出書	2014年5月2日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第6号の3の規定に基づく)	2014年5月16日
訂正発行登録書	2014年5月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年5月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年5月23日
発行登録追補書類	2014年5月23日
有価証券届出書	2014年5月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年6月18日
有価証券報告書(2013年度)	2014年6月30日
訂正発行登録書	2014年7月1日
臨時報告書の訂正報告書	2014年7月2日
有価証券届出書	2014年7月2日
発行登録追補書類	2014年7月11日

有価証券届出書の訂正届出書	2014年7月22日
有価証券届出書	2014年8月4日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月6日
発行登録追補書類	2014年8月12日
発行登録追補書類	2014年8月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年8月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年8月22日
有価証券届出書	2014年8月28日
有価証券届出書の訂正届出書	2014年9月22日
有価証券届出書	2014年9月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2014年9月29日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1．2014年12月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（日本郵船株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

日本郵船株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成26年8月8日現在）	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,700,550,988	東京、名古屋 各証券取引所（注）	単元株式数は1,000株です。

（注）東京、名古屋とも市場第一部に上場しています。

2．2015年3月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（古河電気工業株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

古河電気工業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成26年8月6日現在）	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容

普通株式	706,669,179	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。
------	-------------	--------------------	--

3. 2015年4月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (三菱自動車工業株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

三菱自動車工業株式会社 東京都港区芝五丁目33番8号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成26年8月8日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	983,661,919	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

4. 2015年7月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (富士通株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成26年8月12日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	東京・名古屋各市場第一部	単元株式数 1,000株

5. 2015年8月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社日本取引所グループ)

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日本取引所グループ 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還

される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成26年8月13日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	274,534,550	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

6 . 2015年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (三菱重工業株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成26年8月8日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、札幌各証券取引所(東京、名古屋は市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

7 . 2015年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (沖電気工業株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成26年8月13日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	806,136,333	東京証券取引所市場第一部	株主として権利内容に制限のない株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．2014年12月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（日本郵船株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 事業年度 第128期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
 平成26年8月8日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
日本郵船株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社 横浜支店	横浜市中区海岸通三丁目9番地
日本郵船株式会社 名古屋支店	名古屋市西区牛島町6番1号
日本郵船株式会社 関西支店	神戸市中央区海岸通一丁目2番31号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

2．2015年3月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（古河電気工業株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 事業年度 第193期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
 平成26年8月6日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
古河電気工業株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3．2015年4月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱自動車工業株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 平成26年度第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
 平成26年8月8日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱自動車工業株式会社 本店	東京都港区芝五丁目33番 8 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4．2015年7月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（富士通株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第115期第 1 四半期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日）
平成26年 8 月12日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
富士通株式会社 本店	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

5．2015年8月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社日本取引所グループ）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第14期第 1 四半期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日）
平成26年 8 月13日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

6．2015年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱重工業株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
平成26年度第 1 四半期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日）
平成26年 8 月 8 日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱重工業株式会社 本店	東京都港区港南二丁目16番 5 号

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1

7 . 2015年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (沖電気工業株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第91期第 1 四半期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)
平成26年 8 月13日関東財務局長に提出

ロ . 臨時報告書
該当事項なし

ハ . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
沖電気工業株式会社 本店	東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- 2014年12月24日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーボンド日経平均 1312）
 - 2016年1月29日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
 - 2016年5月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）
 - 2016年5月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）
 - 2016年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1308）
 - 2016年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1309）
 - 2016年11月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1311）
 - 2016年11月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1311デジタル）
 - 2016年12月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）
 - 2016年12月20日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
 - 2017年1月30日満期 円建 複数株価指数参照型 期限前償還時ボーナスクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
 - 2017年1月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
 - 2017年3月6日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
 - 2017年4月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）
 - 2017年4月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン60）
 - 2017年4月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均 1304）
 - 2017年7月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
 - 2017年8月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）
 - 2017年8月14日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）
 - 2017年8月14日満期 期限前償還条項付 日欧2指数参照円建社債（ノックイン60）
 - 2017年8月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
 - 2017年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均 1309）
 - 2017年12月20日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1312）
 - 2018年4月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン日経平均 1304 デジタル）
 - 2018年12月20日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1312デジタル）
 - 2019年4月23日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1404デジタル）
 - 2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型 1406デジタル）
 - 2019年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1409デジタル）
2. 上記各社債の満期償還額及び早期償還は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取るようになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条

件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、S&P500、NYダウ工業株30種平均及びユーロ・ストックス50指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

（2）内 容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（スタンダード・プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

NYダウ工業株30種平均は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーにより編集及び公表されている。NYダウ工業株30種平均は、優良な米国株式30銘柄より構成される平均価格加重指数であり、100年以上続く当該指数は、米国で最も古くから存続する市場指数である。平均株価といわれるとおり、当該指数は元々、株価の合計を株数で除する方法で計算されていた。現在も同様の計算式を用いているが、株式分割やその他構成銘柄の変化によって生じる不均衡を修正するため除数が調整されている。NYダウ工業株30種平均は、当初の工業株式のみに捉われず、米国株式市場を動かす経済界の主要企業の基準として機能している。その対象分野は工業、テクノロジー、消費者サービス、石油及びガス、消費財、金融、健康医療、基本資材並びに電気通信など異分野産業にわたっている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ（価格、総売上及び純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数、S&P500、NYダウ工業株30種平均及びユーロ・ストックス50指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最 高		10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18
最 低		7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99

当半期中の月別 最高・最低値		2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
	最高	16,121.45	15,051.60	15,274.07	15,071.88	14,681.72	15,376.24
	最低	14,914.53	14,008.47	14,224.23	13,910.16	14,006.44	14,933.29

2014年9月22日現在、日経225指数の終値は、16,205.90円であった。

S&P500 (終値ベース)

(単位：ポイント)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	1,127.78	1,259.78	1,363.61	1,465.77	1,848.36
	最低	676.53	1,022.58	1,099.23	1,277.06	1,457.15

当半期中の月別 最高・最低値		2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
	最高	1,848.38	1,859.45	1,878.04	1,890.90	1,923.57	1,962.87
	最低	1,774.20	1,741.89	1,841.13	1,815.69	1,867.72	1,924.24

2014年9月22日現在、S&P500の終値は、1,994.29ポイントであった。

NYダウ工業株30種平均 (終値ベース)

(単位：米ドル)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	10,548.51	11,585.38	12,810.54	13,610.15	16,576.66
	最低	6,547.05	9,686.48	10,655.30	12,101.46	13,328.85

当半期中の月別 最高・最低値		2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
	最高	16,530.94	16,321.71	16,457.66	16,580.84	16,717.17	16,947.08
	最低	15,698.85	15,372.80	16,065.67	16,026.75	16,374.31	16,722.34

2014年9月22日現在、NYダウ工業株30種平均の終値は、17,172.68米ドルであった。

ユーロ・ストックス50指数 (終値ベース)

(単位：ポイント)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	2,992.08	3,017.85	3,068.00	2,659.95	3,111.37
	最低	1,809.98	2,488.50	1,995.01	2,068.66	2,511.83

当半期中の月別 最高・最低値		2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月
	最高	3,168.76	3,157.48	3,172.43	3,230.33	3,246.24	3,314.80
	最低	3,011.45	2,962.49	3,004.64	3,091.52	3,149.79	3,227.85

2014年9月22日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,257.48ポイントであった。